

## 令和7年第4回板倉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第1日 12月9日(火曜日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○同意第 6号 板倉町教育委員会教育長の任命について	7
○同意第 7号 板倉町教育委員会委員の任命について	8
○議案第47号 板倉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 制定について	9
○議案第48号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	10
○議案第49号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について	10
○議案第50号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条 例について	11
○議案第51号 板倉町行政組織条例の一部を改正する条例について	12
○議案第52号 板倉町公園条例の一部を改正する条例について	13
○議案第53号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	16
○議案第54号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共 同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議について	17
○議案第55号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について	18
○議案第56号 板倉町農産物直売所「健康の郷 季楽里」(地域食材提供施設等を除く) の指定管理者の指定について	18

○議案第57号	令和7年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について	19
○議案第58号	令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	19
○議案第59号	令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	19
○議案第60号	令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	19
○議案第61号	令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）について	19
○陳情第2号	町道6117号線の拡幅整備について	21
○散会の宣告		22
散会	（午前10時05分）	22

第2日 12月10日（水曜日）

○議事日程		23
○本日の会議に付した事件		23
○出席議員		23
○欠席議員		23
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名		23
○職務のため出席した者の職氏名		24
開議	（午前9時00分）	25
○開議の宣告		25
○諸般の報告		25
○一般質問		25
森田義昭議員		25
青木秀夫議員		34
藪之本佳奈子議員		50
尾澤将樹議員		63
小林武雄議員		72
須藤稔議員		85
○議案第57号	令和7年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について	94
○議案第58号	令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	94
○議案第59号	令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	94
○議案第60号	令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	94
○議案第61号	令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）について	94
○散会の宣告		95
散会	（午後4時31分）	95

第4日 12月12日（金曜日）

○議事日程		97
-------	--	----

○本日の会議に付した事件 .....	9 7
○出席議員 .....	9 7
○欠席議員 .....	9 7
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	9 7
○職務のため出席した者の職氏名 .....	9 8
開    議    （午前 9時00分） .....	9 9
○開議の宣告 .....	9 9
○諸般の報告 .....	9 9
○陳情第 2号 町道6 1 1 7号線の拡幅整備について .....	9 9
○閉会中の継続調査、審査について .....	1 0 0
○町長挨拶 .....	1 0 0
○閉会の宣告 .....	1 0 2
閉    会    （午前 9時16分） .....	1 0 2

板倉町告示第112号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、令和7年第4回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年12月5日

板倉町長 小野田 富 康

1. 期 日 令和7年12月9日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	永 田	亮	議 員	2 番	須 藤	稔	議 員
3 番	藪 之 本	佳 奈 子	議 員	4 番	尾 澤	将 樹	議 員
5 番	青 木	文 雄	議 員	6 番	森 田	義 昭	議 員
7 番	亀 井	伝 吉	議 員	8 番	小 林	武 雄	議 員
9 番	延 山	宗 一	議 員	1 0 番	市 川	初 江	議 員
1 1 番	青 木	秀 夫	議 員	1 2 番	荒 井	英 世	議 員

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 日)



3番	藪之本	佳奈子	議員	4番	尾澤	将樹	議員
5番	青木	文雄	議員	6番	森田	義昭	議員
7番	亀井	伝吉	議員	8番	小林	武雄	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	市川	初江	議員
11番	青木	秀夫	議員	12番	荒井	英世	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田	富康	町長
赤坂	文弘	教育長
荻野	剛史	総務課長
橋本	貴弘	企画財政課長
長谷見	晶広	税務課長
佐山	秀喜	住民環境課長
小野寺	雅明	福祉課長
玉水	美由紀	健康介護課長
栗原	正明	産業振興課長
塩田	修一	都市建設課長
福知	光徳	会計管理者
石川	由利子	教育委員会 教育事務局長
栗原	正明	農業委員会 農事事務局長

○職務のため出席した者の職氏名

新井	智	事務局長
小野田	裕之	庶務議事係長
本田	明子	行政庶務係長兼 議会事務局書記

開 会 (午前 9時00分)

○開会の宣告

○荒井英世議長 ただいまから告示第112号をもって招集されました令和7年第4回板倉町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○荒井英世議長 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 改めまして、皆さんおはようございます。本日、令和7年第4回の板倉町議会定例会を招集させていただきました。全議員の皆様出席の下開催されますこと、大変ありがたく思うところでございます。

久しぶりに皆さんの顔を拝見して、お元気そうで何よりかなというふうに思っているところでございますが、昨晚私もちょっととうとうとしている中で、青森県のほうで大きな地震が発生し、津波の心配もあったということで、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

昨年9月の定例会から約3か月が経つわけでございますが、暑い中の定例会が終わって、気づくと12月ということで、第4回、今回の会議ということなのですけれども、10月まですごく暑く、猛暑が続いた中で、急に11月になって冷えてきたということで、日本の四季の中でも春と秋が短くなってきているのかなというような実感をしているところでもあります。

国政を振り返ると、自民党の総裁が高市早苗さんに決まり、内閣も組閣をされたところで、高市早苗総理大臣、女性初の総理ということで、大変期待もしておるところでございますし、実行力、また発信力については大変期待もしているところで、先般中国との問題等もございませけれども、初心を貫いていただいて、日本をあるべき姿に進めていただければありがたいというふうに個人的には思っているところであります。いろんな党であるとか、考え方の違いによつての考え方の相違というのは、これはもう各人の個々の感じるころであるとは思いますが、改めて私のほうから申し上げることはございませませんが、日本をよくしていただければ、そういった人であれば、誰でも歓迎というふうに考えております。結局国の決めたことが県により町へ下りてくるという状況でございますので、しっかりと国のかじ取りを行っていただくことによつて、町の運営についてもそれに従つて肅々と進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

秋から冬になる中で、町においてもいろんな行事が展開をされてまいりました。体育祭であったり、文化祭であったり、商工祭、文化祭、いろいろ含めまして町も動いている。町長として決定権が一応あるわけでございますので、それについての責任は私にあるわけでございますけれども、肅々とこなせてきているのかなというふうにも思っている中で、今年が町制施行70周年の記念の年ということもあって、いろいろと行事を進めさせていただきました。12月、来年の1月31日をもって70周年が終わるわけですが、町民の皆様にとって記念、心に残る70周年の年であったと言つていただければありがたいというふう

にも思っているところでございます。

私も昨年11月17日から町政のかじ取りを任せていただきました。1年少しの期間が過ぎたところでございますが、議員の皆様のお力を借りて、何とか町政を運営してきたというような自負はございますので、今後皆様のご指導、ご支援をいただきながら、町政をさらに町民の皆様の幸せを考えながら進めていきたいというふうに考えているところでございますので、皆様のご協力をお願いしたいというふうに思っております。

本日、12月の定例会でございますけれども、日程としては4日間、実質的には3日間という短い期間でございますけれども、議案は多うございまして、同意2件と議案15件ございますので、皆様の慎重審議、またご協力いただいて、上程された議案が決裁されますようお願いを申し上げまして、簡単ですが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

---

### ○諸般の報告

○荒井英世議長　ここで、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、監査委員から提出されました例月出納検査結果報告書を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、請願、陳情につきまして、配付した文書表のとおり、陳情1件が提出されておりますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議する案件は、人事案件2件、条例の制定議案1件、条例の一部改正議案5件、規約変更協議に関する議案2件、財産処分協議に関する議案1件、指定管理者の指定1件、補正予算議案5件、陳情1件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○荒井英世議長　日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

10番　市川初江議員

11番　青木秀夫議員

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○荒井英世議長　日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、11月21日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告願います。

市川議会運営委員長。

[市川初江議会運営委員長登壇]

○市川初江議会運営委員長 皆さん、おはようございます。それでは、報告させていただきます。

今定例会の会期及び議事日程につきましてご報告を申し上げます。11月21日に開催した議会運営委員会において協議した結果、会期につきましては本日12月9日から12月12日までの4日間と決定いたしました。

議事日程でございますが、本会議初日の本日は、同意第6号及び同意第7号、議案第47号から議案第56号までについて、提案者による提案理由説明の後、議案ごとに審議決定いたします。次に、議案第57号から議案第61号までの補正予算関係5議案について、提案者による提案理由説明の後、予算決算常任委員会に付託いたします。次に、陳情第2号について、産業建設生活常任委員会に付託し、本日の本会議の日程を終了いたします。なお、本日の本会議終了後、予算決算常任委員会を開催し、付託案件について審査の上、委員会採決を行います。また、予算決算常任委員会終了後、総務文教福祉常任委員会及び産業建設生活常任委員会を開催し、所管事務調査及び付託案件審査を行います。

第2日目の12月10日は、6名の議員が一般質問を行います。また、一般質問終了後、予算決算常任委員会に付託した補正予算関係5議案について、委員長による審査結果報告の後、審議決定し、本会議2日目を終了いたします。

第3日目の12月11日は、休会といたします。

最終日となる4日目の12月12日は、産業建設生活常任委員会へ付託した陳情1件について、委員長による審査結果報告の後、審議決定いたします。次に、閉会中の継続調査、審査について決定し、全日程を終了といたします。

以上、報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○荒井英世議長 報告が終わりました。

お諮りいたします。今定例会の会期については、委員長からの報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認め、今定例会の会期については、委員長からの報告のとおり本日12月9日から12月12日までの4日間と決定いたしました。

---

#### ○同意第6号 板倉町教育委員会教育長の任命について

○荒井英世議長 日程第3、同意第6号 板倉町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

なお、本案は赤坂教育長の一身上に関する案件でありますので、ここで赤坂教育長の退場を求めます。

〔赤坂文弘教育長退場〕

○荒井英世議長 町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 それでは、同意第6号についての提案理由を申し述べさせていただきます。

板倉町教育委員会教育長の任命についてでございます。本案は、板倉町教育委員会教育長であります赤坂文弘氏が、令和8年1月18日に任期満了となりますので、それに伴う人事でございます。

赤坂文弘氏は、令和2年12月から約5年間、板倉町教育委員会教育長としてその高い見識に基づいた指導

力、行動力を十分に発揮し、その職務を遂行していただいております。適任者として引き続き赤坂文弘氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認め、本案については、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより、同意第6号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○荒井英世議長 起立多数であります。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、赤坂教育長の入場を許します。

[赤坂文弘教育長入場]

---

#### ○同意第7号 板倉町教育委員会委員の任命について

○荒井英世議長 日程第4、同意第7号 板倉町教育委員会委員の任命についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 先ほどはありがとうございました。同意第7号についての提案理由を申し述べます。

板倉町教育委員会委員の任命についてでございます。本案は、板倉町教育委員会委員であります虎口沙織氏が、令和8年3月7日に任期満了となりますので、それに伴う人事でございます。

虎口沙織氏は、令和4年3月から約4年間、板倉町教育委員会委員として、その経験に基づいた指導力、行動力を十分に発揮し、その職務を遂行していただいております。適任者として引き続き虎口沙織氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

これより同意第7号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ○議案第47号 板倉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 の制定について

○荒井英世議長 日程第5、議案第47号 板倉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 同意いただき、ありがとうございました。続いて、議案第47号 板倉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由を述べさせていただきます。

本案につきましては、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後6か月から満3歳未満の子供を対象とし、保育施設等を利用していない子供が保護者の就労要件を問わず、利用可能枠の中で保育施設等を利用できる乳児等通園支援事業を事業者が実施するための設備及び運営に関する基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上、ご説明をさせていただきましたが、細部につきましては担当課長のほうからご説明させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 小野寺福祉課長。

[小野寺雅明福祉課長登壇]

○小野寺雅明福祉課長 それでは、議案第47号 板倉町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定に関する細部につきましてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、新たに乳児等通園支援事業が創設されました。事業を実施するためには、町が設備及び運営に関する基準を国が定める基準等により定めることとされましたため、国の基準に従いまして条例を制定するものでございます。

条例の内容としましては、国の基準と同様のため、全てではなく、主な内容についてご説明を申し上げたいと思います。まず、第1条の趣旨でございますが、本条は法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関して必要な事項を定めることを規定するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。第5条でございます。乳児等通園支援事業者における乳児等通園支援の提供の在り方や乳児等通園支援事業者及び設備に関する一般原則を規定するものでございます。

次に、少し飛びますが、5ページをお願いしたいと思います。第16条でございます。乳児等通園支援事業者が定めなければならない重要事項に関する規定について規定するものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。第20条でございます。乳児等通園支援事業の区分について規定するものでございます。

次に、第21条でございます。設備の基準になります。一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準を規定するものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。第22条、職員についてでございます。一般型乳児等通園支援事業所における保育士等の職員の配置について規定をするものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。第24条、保護者との連絡ということで、一般型乳児等通園支援事業を行う者が利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容に関して、その保護者の理解を得るように努めなければならない旨を規定するものでございます。

次に、第25条、設備及び職員の基準でございます。余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準について規定するものでございます。

次に、第26条、準用でございます。余裕活用型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容、保護者との連絡について、第23条及び24条の規定を準用することを規定するものでございます。

次に、第27条、電磁的記録ということで、乳児等通園支援事業者及び職員が記録、作成、その他これらに類するもののうち書面で行うことが規定されている、または想定されているものは、書面に代えて電磁的記録による対応も可能である旨を規定するものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。第28条、委任についてでございます。乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に関して、この条例で定めるもののほか、必要な事項は別に定めることを規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例の施行期日を規定しています。公布の日から施行するとしております。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第48号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議案第49号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について

○議案第50号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○荒井英世議長 日程第6、議案第48号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第8、議案第50号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの3議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第48号から第50号までの3件は関連がございますので、一括してご説明を申し上げたいと思います。

初めに、議案第48号 板倉町職員の給与に関する条例及び板倉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。議案第48号につきましては、本年の人事院勧告及び群馬県人事委員会勧告において、民間給与との較差を解消するため、給料月額及び期末勤勉手当の引上げ等が勧告されたことを受け、本町におきましても所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、1つ目に民間の支給状況を踏まえ、通勤手当及び宿日直手当の金額を人事院勧告に準じて引き上げるもの、2つ目、給料月額を平均3.39%引き上げるために給料表全体を引き上げ改正するもの、3つ目に再任用職員を含む一般職の常勤職員の期末勤勉手当の支給月数をそれぞれ年間0.025月分引き上げるものでございます。なお、会計年度任用職員についても、一般職の常勤職員に準じて同様の改正を行います。

次に、議案第49号 町長、副町長及び教育長の諸給与条例の一部を改正する条例について及び議案第50号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてをご説明申し上げます。議案第49号及び議案第50号につきましては、さきにご説明いたしました議案第48号と同様の改正理由により、一般職の常勤職員に準じて、町長、副町長及び教育長並びに議会議員の期末手当の支給月数を年間0.05月分引き上げるものでございます。

以上、議案第48号から議案第50号までを一括してご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

初めに、議案第48号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第48号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第51号 板倉町行政組織条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第9、議案第51号 板倉町行政組織条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 では、議案第51号につきましての提案理由を述べさせていただきます。

板倉町行政組織条例の一部を改正する条例についてでございます。本案につきましては、次年度における主要事業等の遂行に向けた組織体制構築を目的とするものでございます。より効率的に、かつ効果的な町政運営の推進及び行政サービスの向上を図るため、適正かつ合理的な組織体制を構築すべく、令和8年4月の板倉町行政組織改編に向け、所要の条例改正を行うものでございます。

主な改正内容につきましては、税務課、会計課を統合し税務会計課とする、また産業振興課、都市建設課

の事務分掌を整理の上、産業振興課、地域創生課、建設課に再編するものでございます。

なお、係編成及び事務分掌の詳細につきましては、別に規則で定めるものとし、引き続き検討を進めてまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第52号 板倉町公園条例の一部を改正する条例について

○荒井英世議長 日程第10、議案第52号 板倉町公園条例の一部を改正する条例についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 では、議案第52号 板倉町公園条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

群馬の水郷は、現在町から委託を受けた邑楽漁業協同組合が管理を行っておりますが、邑楽漁協が令和8年3月31日をもって解散する予定となっております。群馬の水郷は、町の都市公園として指定されていることから、令和8年4月1日からは町が管理を行っていくことになります。

また、公園内の釣り池で釣りに関しましては、現在漁業権に基づく遊漁料を邑楽漁協で徴収しておりますが、邑楽漁協の解散後は漁業権、遊漁料がなくなることになります。群馬の水郷や釣り池を管理するに当たっては、管理人の配置、除草やトイレ、ごみの清掃、フナの放流など、一定の経費が必要になることから、令和8年4月1日以降の釣り池での釣りに関しましては、これまでの漁業権に基づく遊漁料に代えて、有料公園施設としての有料公園施設使用料を徴収したく、本条例を改正するものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 よろしくお願いをいたします。今説明がありましたが、第18条の2と3で有料公園施設の使用料に関して必要な事項は規則で定めるとありますが、町長は必要と認める場合においては使用料の全部または一部を免除することができる。高校生や中学生以下の子供たちの釣り池の使用料はどのように考えているか、ご説明をお願いいたします。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えいたします。

先ほどの減免規定に関するものでございますけれども、こちらで想定をしているものにつきましては恒常的なもの、例えば子供を減免するとか、そういうことではなくて、今実際行われているのは、例えば群馬県民の日等は無料で釣りができるというようなことも行っておりますので、そういったことを想定して、場合によっては町長が減免をするということを想定してございます。

なお、この本条例におきましては、基本的には子供等が半額ですとか、そういったことを規定するものではなく、一律にこちらに記載のあるとおり、1日1,000円、また年度は1万2,000円というような規定となっております。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 板倉町の自然の環境、水資源に恵まれた釣りや水辺の素晴らしい環境を子供たちに伝えるということで、ほかの地域でも学校の課外授業として、漁業組合が応援して体験授業をやっているというところがあります。

行政のほうも1年以上かけて漁業組合の解散の流れを確認しながら、釣り池の管理のための移行を進めていたと思います。秋口には、釣り池の損傷箇所も修理を行っておりますが、釣りを楽しむ中学生以下の子供たちへの安全対策だとか、このような形はどのように考えているのでしょうか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えいたします。

護岸がちょっと傾いてしまっていたりしているものですから、その辺からどんどん影響が出てくるとほかにも影響してしまうということで、護岸のまず改修といいいますか、修理、修繕を優先させていただいて、まだ工事が先週あたりにおおむね終わっているというような状況となっております。そういった中で、子供に関する釣りの安全性とかということなのですけれども、今現在、今までも釣りに訪れている方、お子さんはほぼあそこの水郷公園には見られない状況でございまして、今現状も特段事故等は起こっていない状況です。

なお、来年から町が管理していく前提ということで、今回の補正予算等にも出てくるわけですが、公園全体の中で柵の設置等ですとか、あとは前回の全員協議会でも申し上げましたとおり、釣り池の隣の小さな子供池と言われるようなところがありますけれども、そちらを埋め立てるようなことも検討を進めているところでございまして、今現状対策として考えているのはそのようなところでございます。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 ただいま安全策だとかお話ししておりますが、もっと大切な安全策、いろいろな釣

り池では親子で必ず来て、料金のほうは親子で来た場合は無料という形になっております。そして、安全策としますと、やはりライフジャケット、そして今では夏場も腰に巻くウエットのライフジャケットというのがあります。そのような形をもって入場、いろんな民間のところでも行っております。そのような形を町の釣堀では考えているのでしょうか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えいたします。

今回につきましては、条例につきましては金額の条例ということで、4月からの実際の運営に向けて、その辺の例えば浮き輪ですとか、いろんなそういったものも必要になってくるかと思えますけれども、そういったライフジャケットですとか、そういったものにつきましては今後検討して、4月からの運営に向けて検討してまいりたいと思っております。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いろいろと今検討するというので、そのようにお願いをしたのですけれども、あと釣り人への安全策というのはどのように考えているのでしょうか、大人への。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 基本的に釣り人といいますか、今現状の形で特に問題がないということになってございますので、4月に向けて検討していく中で、何か必要があるということであれば対応が必要になるかと思えますが、今現状としましてはこれまでもずっと同じような形でやっていますので、現状の形を基本的には踏襲をしていくと。その中で見直しが必要であれば、適切に対応してまいりたいということでございます。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いろいろと安全策も考えているということで、大人への安全策というのはやはり発泡スチロールの浮袋だとか、いろいろな形があります。エアを入れたやつはどうしても抜けてしまうと。これは、いろんな釣り場で用意してあります。そのような形で用意すれば、もし万が一大人が落ちても、それを周りの人が投げて、一時はそういう形で救えると。そのようなことを検討していくのでしょうか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 今回のいろいろ条例とか、来年の管理に向けて、周辺のいろんな釣堀等も見に行っておりますので、そういったところで例えば浮き輪とか、そういったものも当然用意してあるというのは承知をしてございますので、その辺のところも購入も必要ではないかと、そのように考えているところでございます。

○荒井英世議長 ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 3番、藪之本です。よろしくお願ひいたします。私は、こちら一応賛成討論…

○荒井英世議長 賛成の場合は、反対討論が最初なのです。ですから、賛成の場合はなし。  
反対の方いらっしゃいます。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 では、ないようですので、賛成は賛成であれですので、討論を終結いたします。  
これより議案第52号について採決いたします。  
原案に賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。  
よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

#### ○議案第53号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について

○荒井英世議長 日程第11、議案第53号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 それでは、議案第53号につきましての提案理由を申し述べます。

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてでございます。本案につきましては、本町も組織団体となっている群馬県市町村総合事務組合の規約変更が予定されており、一部事務組合の規約変更については地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものでございます。

変更概要については、令和8年4月1日から組合の組織団体である「太田市外三町広域清掃組合」が「太田市外三町清掃斎場組合」に名称変更となるため、規約について変更を行うものでございます。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の群馬県市町村総合事務組合における共同処理を令和8年3月31日をもって取りやめるため、規約について変更を行うものでございます。

以上、ご説明のとおり、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第53号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第54号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る  
共同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議について

○荒井英世議長 日程第12、議案第54号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第54号 群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取りやめに伴う財産処分に関する協議についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、本町も組織団体となっている群馬県市町村総合事務組合において行っている災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定に基づく災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理の取りやめに伴う財産処分について、地方自治法第289条及び290条の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものでございます。

協議の概要につきましては、本町、沼田市、渋川市及びみどり市並びに県内22町村で共同処理を行っている災害弔慰金の支給等に関する事務について、令和8年3月31日をもって共同処理を取りやめることに伴う財産処分について協議をするものでございます。各共同処理団体への還付金額については、令和8年3月31日現在の群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金を共同処理団体の国勢調査人口に応じた額とするものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第55号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

○荒井英世議長 日程第13、議案第55号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 それでは、議案第55号について提案理由を申し述べたいと思います。

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。本案につきましては、本町も組織団体となっている群馬県市町村公平委員会共同設置の規約変更が予定されており、共同設置する地方公共団体の規約変更については、地方自治法第252条の7第2項、第3項及び同法第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体の協議が必要となるため、議会の議決を求めるものでございます。

変更概要については、令和8年4月1日から群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体にみどり市が加入するため、規約を変更するものでございます。

また、令和8年4月1日から、共同設置をする団体である「太田市外三町広域清掃組合」が「太田市外三町清掃斎場組合」に名称を変更するため、規約について所要の変更を行うものでございます。

以上、ご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第56号 板倉町農産物直売所「健康の郷 季楽里」(地域食材提供施設等を除く)の指定管理者の指定について

○荒井英世議長 日程第14、議案第56号 板倉町農産物直売所「健康の郷 季楽里」(地域食材提供施設等を除く)の指定管理者の指定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 では、議案第56号 板倉町農産物直売所「健康の郷 季楽里」（地域食材提供施設等を除く）の指定管理者の指定についてをご説明申し上げます。

本議案につきましては、現在、板倉町農産物直売所「健康の郷 季楽里」の指定管理者としてP I C O株式会社を指定しておりますが、令和8年3月31日をもって指定期間が満了となります。P I C O株式会社は、平成28年4月1日からの指定管理者としての指定から現在に至るまで、対象施設の管理運営を適切に行っており、ここまでの施設利用者も約5万8,000人に及ぶなど、世代間、地域間交流に寄与しています。

また、フットサルコートは、P I C O株式会社が2,500万円の借入れを行い整備したものであり、返済半ばの状況であることも鑑み、板倉町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第3号の規定により、指定管理者の候補者として引き続きP I C O株式会社を選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者として指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地は、板倉町農産物直売所「健康の郷 季楽里」（地域食材提供施設等を除く）、板倉町大字海老瀬8487番1でございます。

2としまして、指定管理者となる法人その他の団体は、群馬県邑楽郡板倉町海老瀬8487番地1、P I C O株式会社、代表取締役高橋優でございます。

3といたしまして、指定の期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間でございます。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより議案第56号について採決いたします。

原案に賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

---

○議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

○議案第58号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

○議案第59号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議案第60号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

○議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○荒井英世議長 日程第15、議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてから日程第19、議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）についてまでの5議案を一括議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議案第57号から議案第61号の5議案につきましては、補正予算に関する議案でございますので、一括してご説明を申し上げます。

初めに、議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、第5回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億4,438万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を70億4,012万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、分担金及び負担金に23万9,000円、国庫支出金に1,219万4,000円、県支出金に765万9,000円、財産収入に10万円、繰入金に2,272万4,000円、繰越金に2億7,519万9,000円、諸収入に2,147万2,000円、町債に480万円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、議会費に83万8,000円、総務費に2億5,140万円、民生費に6,068万2,000円、衛生費に268万1,000円、農林水産業費に338万円、商工費に351万円、土木費に619万3,000円、消防費に394万1,000円、教育費に1,121万2,000円、公債費に55万円をそれぞれ追加するものでございます。

戸籍整備事務につきまして、標準準拠システムの移行を進めている戸籍附票システムに係る業務委託の一部について、翌年度に完了が見込まれるため、5ページ第2表のとおり、繰越しを行うものでございます。

また、6ページ第3表のとおり、令和8年度当初から行う業務につきましては、債務負担行為の補正を行うものでございます。

さらに地方債についても、7ページ第4表のとおり、増額の補正を行い、地方債の調書も変更するものでございます。

以上で令和7年度板倉町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

引き続きまして、議案第58号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、今年度第2回目の補正予算であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,275万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,060万9,000円とするものでございます。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料に3,873万5,000円、繰越金に261万円、諸収入に245万9,000円をそれぞれ追加し、繰入金から104万8,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療連合納付金に3,768万7,000円、諸支出金に401万2,000円、予備費に105万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上で令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第59号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、今年度第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,765万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億4,445万4,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税に4,203万5,000円、繰越金に3,751万3,000円、諸収入に838万2,000円

をそれぞれ追加し、繰入金から2,027万9,000円を減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費に14万円、基金積立金に5,872万9,000円、諸支出金に878万2,000円をそれぞれ追加するものでございます。

以上で令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

続きまして、議案第60号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。本補正予算につきましては、今年度第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億488万8,000円とするものでございます。

歳入につきましては、国庫支出金に100万1,000円、県支出金に23万1,000円、繰入金に128万円、繰越金に27万6,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費に158万8,000円、地域支援事業費に120万円をそれぞれ追加するものでございます。

以上で令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

次に、議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）についてをご説明いたします。本補正予算につきましては、今年度第2回目の補正予算でございます。収益的収入につきましては、第2項営業外収益、既決予定額に168万1,000円を追加し、収益的収入の総額を2億4,881万8,000円とするものでございます。

収益的支出につきましては、第1項営業費用、既決予定額168万1,000円を追加し、収益的支出の総額を2億4,881万8,000円とするものでございます。

資本的収入につきましては、第2項他会計補助金、既決予定額に2,000円を追加し、資本的収入の総額を8,293万6,000円とするものでございます。

資本的支出につきましては、第2項企業債償還金、既決予定額に2,000円を追加し、資本的支出の総額を8,293万6,000円とするものでございます。

以上で令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

議案第57号から議案第61号までの5議案を一括してご説明いたしましたが、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○荒井英世議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。議案第57号から議案第61号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第61号までの5議案は、予算決算常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

#### ○陳情第2号 町道6117号線の拡幅整備について

○荒井英世議長 日程第20、陳情第2号 町道6117号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本陳情は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありません

か。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は、産業建設生活常任委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

---

#### ○散会の宣告

○荒井英世議長 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明日の午前9時から一般質問を行います。

本日の本会議はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午前10時05分）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 2 日 )

## 令和7年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

令和7年12月10日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問  
日程第 2 議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について  
日程第 3 議案第58号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 4 議案第59号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 5 議案第60号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
日程第 6 議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1番	永田亮	議員	2番	須藤稔	議員
3番	藪之本佳奈子	議員	4番	尾澤将樹	議員
5番	青木文雄	議員	6番	森田義昭	議員
7番	亀井伝吉	議員	8番	小林武雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	市川初江	議員
11番	青木秀夫	議員	12番	荒井英世	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田富康	町長
赤坂文弘	教育長
荻野剛史	総務課長
橋本貴弘	企画財政課長
長谷見晶広	税務課長
佐山秀喜	住民環境課長
江田貴子	子育て支援係長
玉水美由紀	健康介護課長
栗原正明	産業振興課長
塩田修一	都市建設課長

福	知	光	徳	会	計	管	理	者		
石	川	由	利	子	教	育	委	員	会	長
栗	原	正	明	農	業	委	員	会	長	

---

○職務のため出席した者の職氏名

新	井	智	事	務	局	長											
小	野	田	裕	之	庶	務	議	事	係	長							
本	田	明	子	行	政	庶	務	係	長	兼	議	会	事	務	局	書	記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○荒井英世議長 初めに、諸般の報告をいたします。

予算決算常任委員長から提出されました委員会付託案件の審査報告書を配付しておりますので、ご了承願います。

---

○一般質問

○荒井英世議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従い質問を許可いたします。

通告1番、森田義昭議員。

なお、質問の時間は45分です。

森田議員。

[6番 森田義昭議員登壇]

○6番 森田義昭議員 おはようございます。6番、森田です。本日も通告書どおり質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まずは、8日の地震につきましてお見舞いを申し上げます。

ところで、先日ですが、ついこの間当町での中央公民館クリスマスジャズが執り行われました。行ってきました。これは感動しました。あれだけ人数が多くて、町長も町政報告会にあれだけ集まればしめたものかなと思いますが、これどなたが企画したのですか、質問ではないのですけれども。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 今回のクリスマスジャズコンサートでございますけれども、町制施行の70周年の記念ということで、町民教養講座の一環として執り行ったものでありまして、限られた予算の中でどういったものができるかというのを……

[「企画した人は誰ですか」と言う人あり]

○小野田富康町長 企画は教育委員会事務局でございます。

[「教育委員会といますと……」と言う人あり]

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 失礼しました。つい普段のままの会話になってしまって申し訳ありません。

教育委員会といますと女性もいらっしゃいます。本日の一般質問は、この女性職員のことについてお聞きをするものですから、ついあのクリスマスジャズは女性ではないと浮かばないのかなというふうな気が起きましたので、一番最初に言っておきました。それで、これちようどもう満杯ですよ、中央公民館が。こ

れで点灯式も行いました。あれを見ますと、あの当時随分寒い夜でした。あれで雪でもちらほら降ると、ニューヨークにいるのかなと勘違いするぐらいの雰囲気がありました。大変よかったですと思います。

それでは、質問に入りたいと思います。当町における共同参画についてですが、最近では御多分にも漏れず、男女平等が叫ばれて久しいわけですが、男女に対して差別などはあってはならないのですが、性別による固定観念をなくし、お互いを尊重する意義を育むことが社会をつくっていく上で大事な事かと思っております。今年の10月ですが、日本においても初の女性総裁が生まれました。そして、初の総理になったわけですが、初めてですので、大変な期待もあるかと思っております。新聞には、1つガラスの天井が破られたといった表現ができるかと思っております。表現もされたと思います。現にそのような新聞報道もありました。最近では、ガラスの天井なるものを女性に当てはめるのはどうかという時代であると聞いております。高市総理に対して、あえては言いませんが、そういう面では大変期待もしております。

今12月ですから、徐々にではありますが、手腕がそろそろ発揮してきている時期かなと思っております。よいにつけ悪いにつけですが、女性というだけでなく、このご時世ですと誰もがなっても大変な日本政界かと思っております。選挙前に約束した件だけは、何が何でも実行していただければと思っておりますが、これが実現しそうなかもしれないという時点であるのかなと思っております。ここへ来てことごとく、あの子の話はなくなったような感じが受けます。ここで一つ一つ申し上げても、ここは町議会ですので、意味もないかと思っておりますが、当町に落として質問をしていきたいと思っております。

当町では、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画なるものがあります。令和3年から令和8年まで5年計画となっております。全庁的に本計画を推進するとあります。町としてそれなりの準備を持って、聞きますと研修もしていると聞いております。まずは、当町の女性課長の比率をお聞きします。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えします。

答えの前に、森田議員のお話にもあったとおり、女性職員という表現自体が性別に基づく固定観念によるハラスメントの可能性があります。社会的にもこのような表現がなくなるのではないかというふうにも考えておるところです。ですが、今回質問がありましたので、男女の職員、男性職員、女性職員とあえて申し上げますが、統計上の数値をお答えしたいと思います。

質問のあった課長の比率ということになるのですけれども、課長につきましては11人中2人、約18%になります。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 板倉町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画、このようなことをそのときに課長と話をしたときにもりました。

それなりに町でもやっているのかなと思っておりますが、もちろんこれが女性という性とセクハラになる、パワハラになるということになりますと、なかなか発言できなくなってしまうものですから、女性の課長が多いか少ないか。これは、高いからよいまちとか、低いから悪いまちとは言いませんが、やはり町長なりの考え方等々があって適材適所となって、その人のスキルや経験を最大限に生かせる地位に人材の要素、我が町に

なっているのだらうと思っております。それでも、当町の割合は知っていたほうがよいのかなと思って、まず一番最初に質問をしました。18%ということでありませぬ。国の方針とか強制力はないのかとは思いますが、そこでやはり女性職員の声も大事かと思っております。町長は聞いたことありますか、女性職員の声。特に声と言っても失礼ですが、苦情というか、そういったシステムはあるのかなのか、お聞きしたいと思います。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 直接私に苦情を言っていた職員はおりませんけれども、私の公約の中で風通しのよい職場ということで、ランチを食べるときにしろ、いろんなときにしろ、いろんな職員とこれは男女分け隔てなく行っているところでして、ほかの全庁の職員に聞いていただいても結構ですけれども、小野田町長になってハラスメントがあったのか、男女差別があったのか、そういったことをぜひ聞いていただいて、私的にはオープンにしているところというふうに感じておりますし、以前の町の役場庁舎内の職場環境については改善をしていると、風通しのよい職場になっているというふうに自負をしておりますので、ぜひお聞きをいただきたいと思います。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 町長、申し訳ないのですが、町長のことを疑っているわけではないですからね。男性である町長には、やはり分かりづらい点があるかと思えます。自分でもそうです。夫婦でも、かみさんがやっていることは分かりづらい。それは、裏を返せば、かみさんが私のやっていることは分かりづらいということかなと思って、その程度で聞いてもらいたいと思えます。

女性職員の数は、今現在何名ぐらいですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それでは、お答えします。

7年度当初4月1日の正職員ですが、正職員全体で137名であります。そのうち男性職員84名、女性職員53名、女性職員の割合は38.7%、約4割弱になっております。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これも、どちらが多いからどうのこうの、そういうことは言うつもりはありません。当町において、自分もつまらない会社ですが、やっておりますので、基本的に何がが多い、何がどうしたこうしたというのは、そのときそのときの都合によるものかなと思っております。一時的に役場の職員さんが脚光を浴びればなるかもしれないし、この脚光という言い方もちょっと変ですが、今群馬県では前橋市ですが、大変な時期かなと思っております。こういう事件があると、やはり女性の進出にもくぎを刺してしまうのかなと思っております。

当町において女性課長の数ですが、ここへ来てちらほらとなっております。ついこの間までは、しばらくちらっとしか、このような表現がよいのかどうか分かりませんが、健康介護課長、お一人だったのかもしれない。お一人だったのですね。前町長のときもこのような質問をさせていただきました。そのときに、女性

課長は当町では2人目と聞きました。今では、今見れば分かりますが、これは何か、もちろんそうではないと思うのですけれども、恣意的な感じを受けるのですが、もちろんそんなことは全くないと分かっておりますが、もしこちらが聞いて分かりやすい回答があれば、お聞かせ願います。女性課長がこんなに少ない。何か。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 課長職に女性がということだと思っておりますが、課長職に昇任、昇格に関しましては、特に男女による区別や規定、条件等はありません。また、その他の制度に関しても男女の区別はございません。課長職に昇任、昇格につきましても、人事評価や適性の考慮の上、決定した結果であります。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これは係長となるとかなり多いのですね。なかなか係長の方とお付き合いをすることはないのですが、職場を見ますといるのかなと、随分いるのかなと思っております。

何しろ約半数、半数ではない、4割強が女性なので、何かここで質問しておきながらですが、自分でも何がパワハラで、何がセクハラだか分からなくなってしまいますので、自分で質問しておきながら自信がなくなってきました、この件に関しては。

見方を変えますが、女性の地位向上と言えば、日本では女性の権利の確立、均等法の母とも言われています赤松良子さん、女性の質の向上に大変尽力をしたと聞いております。また、女性差別撤廃をなさった方です。次に、東大名誉教授の上野千鶴子さん等が挙げられるのですが、海外に目を向けますと、アメリカではギンズバーグ氏、この方はこの次は出てこないのかと言われるぐらい大変有名な方です。当然いるのでしょうけれども。最高裁判事時代に記者から質問を受けました。最高裁判事は7名いるそうです、その当時。そのときに女性は何人ぐらいがいいですかと記者が聞いたら、もちろん全員女性が理想ですと答えたことで大変人気を得ているそうです。

日本でも、このたび女性総裁、女性首相が初めて選ばれて初めの総理となったわけです。我が町にも、それ以上の女性が現れてもいいのではないのでしょうか。いや、いるのですよ、きっと。板倉町にも。町長におきましても目を見張らして、課長にふさわしい女性をぜひ見つけ出してほしいものです。そもそも男女共同参画とは、性別にかかわらず、誰もが個人個人の能力を十分に発揮できる対等な構成員として社会のあらゆる面に参画し、政治的、経済的、社会的、文化的利益を対等に受け、共に責任を担う社会を形成することだと思います。性別による固定的な役割分担にとらわれず、誰もが個人の能力を最大限に発揮できる社会になってもらいたいと思っております。

いつも当町の課長クラスを見て男性が多いのですが、一度はこのような質問を声を大にしてしたかった。何が原因なのか、一步でも踏み出せたら、これが一つの前進かなと思っております。当町が特に少ないというわけではないのですが、何が何でも女性が多いに越したことはないというわけではないので、普通に見ただけですが、壇上を見ますと今日でも女性の方が4人ほどです。男性はもう見た限り。こうこう、こういうわけで課長になりづらいのがあれば、すっきりさせたいかなと自分は思っております。町長、この質問最後になりますが、一言よろしく願いいたします。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 先ほどから何回か申し上げますけれども、昇格や昇任につきまして男女を区別するようなことは行っておりません。結果的に森田さんが考える少ないという結果になっているのかなと思います。

ただ、邑楽郡内見てみましても、決して数値的には低いところに位置しているものではありません。課長の比率でいいますと、邑楽郡でも一番高いような比率になっております。いずれにしましても、特に女性だからとか男性だからということではなくて、そういった意味では平等に課長に昇格しているというところになります。

それと、あと見た目の女性という表現はいかがかと思います。そういう表現はやめたほうがよいかと思います。

以上です。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 この件に関しまして、多少男性女性という部分について差別、区別ではございませんけれども、多くの女性職員の方、結婚されて出産というような形で職場を離れる時期が多々ございます。そういった積み重ね、やはり役場なり職場であれば、そういった社会的な何年間の勤務では係長で何年、主任で何年、主事で何年という部分はやはり町の昇格、昇任の基準にございまして、女性がやはりそういった結婚し出産し子育てをしていくという中では、どうしてもこれはハンデとして私は見てはおりますけれども、そういったハンデをなくすべく、またそれをできれば人生経験、社会経験を積んだということで差別なく進めていきたいというふうに思っておりますし、ただ議会を見回しても12人のうちに女性は2人しかいない。これが社会の今の構図、板倉町の構図になっているのかなというふうに思っておりますし、それに比べれば町の職員の比率に対しては辱めを受けるといいますか、町として劣っているところではないというふうにも思っております。

もちろん残念ながら女性の管理職に、また責任のある立場に立ちたくないと、自ら昇任、昇格を断ってくるというような職員もおりますので、これについてはもう本当、総務課長が申し上げたとおり、公平公正に男女の関係なく人事は行っているところでございますので、ご了承いただきたいというふうに思います。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 文句ではないのですけれども、基本的にこれを機会に周りに違うところを、板倉は女性の課長が多いのだよと、それは周りと比べれば同じかもしれないですけれども、そうではなくて、率先して使っていくというような姿勢も必要なのかなと思っております。

また、これは全然意味が違いますが、知っている方はいるかと思いますが、荻野吟子さん、日本で一番最初に女性の医師、先生になった人らしいのです。これが、ついその辺にいます。生家はその辺なのですが、何かで歩いていたら、千代田町から渡し舟に乗って歩いて5分ぐらいのところにいるのですが、こんなところにもこんなすごい人がいるのだなと自分も感心しました。これも全然関係ないのですが、日本で一番最初の女性医師と言われれば、それはすごいかなと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思います。毎回ですが、自分は毎回一般質問しているものですから、もうネタも尽き始めております。それで、どうしても新聞を頼らなければいけません。新聞を見て感動したり、納得したりするわけですが、ついこの間、ついこの間といっても3か月ぐらい前になってしまいますけれども、新しい報道を目にしたときに、ああ、こういうことをやっているのだなと思いました。それは農業です。10月10日付の新聞です。大学生が、キュウリの研修に来てると。最近の農業は3Kといいますと、かっこいい、稼げる、希望があるとなっております。これ、新聞の記事ですが。当町にも先のある明るい話でした。大学生がキュウリを作りに来る。これは、板倉町でそういうことを仕掛けたのかなと思って、早速これを一般質問にしようと思ひまして課長のところへ行きました。

農業は、ゼロから1を生み出す。一次産業とはその先がある。今や農業で地域創生へと道は延々と続いて果てしない。何事も考え方一つなのでしょう。農業を当町のまちづくりへと移行する。もしかしたら当然、日常茶飯事に板倉町がこういうことをやっているのかもしれない。これを利用するには、普通に考えても当たり前かと思いますが、10月10日の上毛ですが、大学生がキュウリを研修に来て、写真入りで載ったのです。詳細をお聞きしたい。

当町に来た理由ですか、どのような生活ぶりだったのか、お聞きしたいのですが、それを課長に聞きに行きましたら、議員さん、それは議員さんが思っているような話ではないですよ。板倉町が呼んだわけでもないのですが、その子たちがキュウリに興味を持ったわけではない。農業に興味を持っているというような話しぶりでした。それでも来たのですから、その日の夕方のケーブルテレビ、町長が言っていました。この中で1人でも2人でもできたら板倉町に残ってもらいたい。自分もそう思いました。ところが、課長のお話だとそんなような自分が思っているような研修ではないということでしたので、なぜ板倉町に来たのか、どのような生活ぶりだったのか、お聞きしたいと思います。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えをさせていただきます。

まず、大学生のファームステイ実習、こちら受け入れた経緯というようなことについてということですが、こちらにつきましてもまずファームステイ実習とはどういうものかというのが分からない方もいらっしゃるかもしれないので、ちょっとまずこちらについて説明させていただきたいと思います。明治大学の農学部食料環境政策学科というところなのですけれども、こちらでは食料環境政策学というのをやっております、その学習するための基盤とするために現実の農業生産、また農村生活の実態的なものを体得させることを目的としまして、大学2年生にファームステイ実習ということで、これ農家の宿泊実習、これを実施しております。

このファームステイ実習では、1週間6泊7日という短期間でございますが、生産農家の下で農作業に従事しながら、また農産物生産と農村生活の実態を学ぶものでございまして、この実習に参加をし、レポートを提出することで、2単位の単位認定がなされるものとなっております。

次に、受け入れた経緯でございますけれども、このファームステイ実習は1実習地につき、1か所につき10名程度の学生が実習を行うものとなっております。今年度は11か所、全国で11か所の実習地が決まっていたというお話でしたけれども、希望する学生が多く、実習地が足りないということから、新たな実習地を

開拓する必要が生じまして、明治大学農学部のこちらの食料環境政策学科の前身であります農業経済学科というのがあったのですけれども、こちらの卒業生が板倉町役場に勤務をしているというつながりがありまして、また東京にも近く、農業盛んである当町の特色から、町に対し実習生の受入れについて要請があったため、こちらにつきまして承諾をしたものでございます。

実施の結果になりますけれども、こちら明治大学からは実習生 9 名に対し、5 件の受入れ要請がありましたため、農協青年部の板倉支部に対しまして受入れの打診をさせていただいたところ、3 件の農家さんから受入れの希望がありまして、残りの 2 件につきましては実習生の受入れ経験がある農家に対しまして受入れをお願いをし、合計 5 件の農家を決めさせていただいたものでございます。

受入れにつきましては、10月の5日日曜日から11日土曜日までの7日間で行いまして、初日の5日日曜日、こちら午後に南部公民館において開会式を実施しました。翌日の6日月曜日から10日金曜日までの5日間が、各農家に分かれて実習ということになりまして、最終日の11日土曜日、こちら午前中と同じく南部公民館において閉会式を行ったところでございます。

実習の内容につきましては、受入れ農家におけるふだんの農作業、こちらでありまして、農家によっていろいろ作付しているものが違いますけれども、キュウリの摘み取りであったり、箱詰め、また稲刈り、ネギの収穫、また基本的な農作業ということで草取りといったものもありまして、こういった多岐にわたるものでございました。

また、民泊といえますか、農家の宿泊学習ということでございますので、本当でしたら全員が受入れ農家に宿泊できればよかったというところなのですけれども、なかなか全ての農家で宿泊まではちょっと難しいということでございまして、1つの農家さんにつきまして1件、2名の方が受入れ農家さんに宿泊をしていただきまして、あともう一件の2名は小野田町長が直接お泊めいただきまして、2、2で4名が個人宅に宿泊をしていただいたと。残りの5名につきましては、浴室等がなくて短期間での利用であれば何とか対応が可能かなということで、こちらやむを得ず南部公民館を使ったということといたしております。

閉会式では、農業の現場に全く接点がなかった学生からは、大学の講義だけでは分からない農家の現場に触れまして、例えば我々からするとちょっと面白いことになりますけれども、大学生ということですが、枝豆が大豆になること初めて知ったとかいう驚きもあったということもございましたし、勉強、座学、講義の中でやっている勉強と実際の現場との中身がはつきりとなつたというような感想も聞かれました。また、受入れ農家の方とのお別れに際しては、涙ぐむ学生もいらっしゃいました。学生の受入れに協力をいただいた受入れ農家の方にもよい経験になり、刺激が得られたのではないかと考えております。

以上でございます。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 これ、たまたまキュウリが最盛期だった時期なのですか。キュウリとありましたが、自分は子供の頃からキュウリは大変板倉町は有名なのだろうなと思っておりましたが、キュウリは有名、板倉町のキュウリは。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えいたします。

10月ということで、秋冬作のキュウリが大体夏頃にキュウリ植えまして、だんだん切り始めているところということで、キュウリ農家さんに行った学生についてはキュウリの摘み取り等をやりました。また、キュウリやっていないで、米中心にやっている農家さんでは稲刈り関係等をやったというところがございますけれども、キュウリについての認知度ということでございますので、その辺のところにつきましてお答えをさせていただきますけれども、キュウリにつきましては直近で分かる範囲の具体的に言うと統計のほうが分かりやすいかなと思ひまして、農林水産省における令和5年産の野菜出荷統計というものでいきますと、冬、春のキュウリが出荷量が8,200トンということで全国4位、夏秋キュウリが出荷量2,730トンということで全国7位となっております、板倉町が全国的にも有数の産地となっております、昔から板倉町はキュウリの産地というふうに言われていますが、現在もそのような状況となっております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 だとしたら、それをどのように生かしていくのか。せっかくの特産品ですから、我が同僚にもそういう方がいらっしゃいます。もっとそういう点でもアピールが必要かなと思っております。その辺の考え、また同僚に聞いてもらうのもよいのかなと思ひます。何で板倉町に来てキュウリ作っているの。これ必要かなと思ひます。多分作りやすい。教わるにしても、近所にもいっぱいいるということがあるのかなと思ひますが、その辺がもっともっとアピールして、板倉町でキュウリを作ったらどうですかといったような投げかけも必要かなと思ひますが、どうですか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 板倉に来てキュウリを作っているという投げかけということですが、なぜキュウリが選ばれているかというところで、やはり板倉の場合、キュウリ中心の農家さんか、あとは米麦中心の農家さんの大体2つに大きく分けると分けられるかなと思ひますけれども、米中心という形になりますと、やはり大規模な機械等が必要になってくるということもございまして、なかなか最初に取り組むに当たってはハードルがやや高いかなというふうに感じております。

キュウリに関しては、その辺がちょっと米に比べれば入りやすいのかなと。ハウスさえ借りられればというところになるのかなと思ひますし、あとやはり所得の関係、キュウリの場合ですとある程度の高収入が見込めるというところがあるので、大部分の農家さんがキュウリを作っているということになっているのかなと思ひます。

新規就農という形になってくるわけですが、現実問題としてなかなか新たに就農される方というのはそんなに年間にはあまりいないわけですが、今後もいろんな機会を通じてみまして、その辺のPRはしていきたいというふうに思っております。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 補足になりますけれども、私も1年前、町長になる前はキュウリの農家をしていたしました。

実際キュウリ農家というのは設備投資が、ハウスをまず作らなければいけないという部分で大変な設備投資が必要になってまいります。米麦に関しましても、トラクターであったり、田植機、稲刈り機ということ

で、コンバイン、農業に携わる設備投資の部分についてハードルが高いのかなというふうに思っております。実は私も21年前に町に帰ってきた人間でありますけれども、なぜ帰ってきたかといえば、父が農業をやっていたハウスもあり、トラクターもあり、コンバインもあると。設備投資ゼロで事業を始められるということで、これほど恵まれた立場にいる人間はいないなというふうに感じて、事業を始められるということで町に帰ってきたということでもあります。それはなぜか。それは、家族、父、母を見て、農業について可能性を十分に感じたからでございます。実際、私も父とは数年しか一緒に仕事はできませんでしたが、私が継いでから、私はいろいろ改革もしましたし、いろんな人の話も聞いて教を請うて農業をやってきた中で、所得、これについてはサラリーマンの頃よりも得られているし、それを見てきましたから、父がどれだけ稼いでいたか。これを自分の子供たちに見せることによって、それで町の農業が続いていくものだなというふうにも思っておりました。

実際に今、農業をやられている板倉町の農家さんは、もう苦しくて苦しくて、農業をやめたいという方はいないと思います。なぜやめるかといえば、後を継ぐ人がいないと、それだけ。実際に私も別に今は町長やっていますけれども、町長をやらなくても普通に農家としてやっていけますし、やっていく自信もあります。それを自分の子供たちに受け継げるものであれば、受け継いでほしいというふうにも思っております。それぐらい板倉町での農業、キュウリ栽培というのは魅力のある産業だというふうに思っておりますので、現在、農業で生計を立てている板倉町の方につきましては、ぜひ自分の背中を見て、自分の子供たちに農業の将来性を語ってもらって、町に残って、町に戻ってきてもらって農業をやっていくというのも大事なかなというふうに思っておりますので、板倉町の農業はこれからも揺るぎないものだというふうに思っております。

○荒井英世議長 森田議員。

○6番 森田義昭議員 町長、先ほど自分が農業の3K、かっこいい、稼げる、希望があると言ったのですが、それもありませんか。

「かっこいいかどうかは分かんないです」と言う人あり]

○6番 森田義昭議員 我々が議員の研修でわざわざ遠くまで行きますよね。それで教わってくることは、やはりその地場産業の隙間なくそれを利用していることに大変感動します。ないものにはできないのですから。板倉だって、そう言っただけ失礼ですが、2代続いて農家出身が町長になったわけですから、これは生かせるのだったら、失礼ですけども、農家、消防、町長と、そういう道があるよと、説得するだけのものはあるのではないかなと思うのです。板倉町でも。わざわざ遠くまで行かなくても。その辺を自分たちも改めてですが、そういうふうにして、板倉町は捨てたものではないのだということで進めていこうかなと思っております。

ですから、町でもそんな研修に来てもらうぐらいの気持ちでやれば、板倉町は何もないのが特徴ですなんて、最初はそういう挨拶が多々ありました。先輩議員の挨拶を聞いていると、板倉町は何もないのが板倉なのですよみたいなことですが、そうではない。あるのです。キュウリにしても、枝豆にしても、それだって多分特殊な技術というのはそれほどでもないと思うのです。ただ、機械がどうしたこうした、あれがどうしたこうした。それは、全部そろえてしまうのです。そろっていますから来てください。そこまでやらないと、やはりもう10年も20年も人がいない、少ないと言われているのですから、もう板倉に裸で来ればもう何でもできてしまいますよみたいな感じで売り出すぐらいの覚悟が必要かなと思っております。

最後になるのですが、この間、群馬県が移住定住で1位になったのですね、全国で。これ、東京で何か交流フェアがあったと聞いておりますが、どのような内容だったのでしょうか。

○荒井英世議長 森田議員、間もなく通告時間になりますので、最後の質問で。

橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えします。

群馬移住交流フェアということで、東京の交通会館のほうで毎年行っているのですけれども、その中で企画調整係と、あと産業振興の誘致推進係が行きました。11月の16日に。群馬県全体で、参加してくれた方が324組参加してくれたということで、過去最高の来場者数であったというような内容でございます。うち板倉のブースに移住相談として来た方については31名ほど来ていただいたと。板倉町の概要の説明、それとニュータウンの説明、それと今年撮ったシティプロモーションの動画を流したりとか、あと公式LINEのPRとか、そういった様々な説明をさせていただきました。その31名の中の皆さんは、やはり全く板倉のことを知らない人たちがばかりだということで聞いております。参考までに、郡内では板倉と大泉が参加をさせていただいて、近隣の館林が一応出たというような流れになっております。

あとは、やはり東京、神奈川、千葉、埼玉の人たちがお見えになって、今後どういったお家を建てたいですかというと、マンションだとか、あと中古物件とか、そういった内容はあったのですけれども、実際何年もこれ行って、ここに来たお客さんが板倉に来て買ってくれたというような実績は多分ないと思うのですけれども、でも継続してこれもやっていかななくてはいけないかなというふうには思っております。

以上です。

○荒井英世議長 森田議員。では、最後に。

○6番 森田義昭議員 そういったことで、夢も希望もある板倉ということでよろしくお願いをしたいと思います。丁寧な回答ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で森田義昭議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩とします。

10時から再開いたします。

休 憩 (午前 9時47分)

---

再 開 (午前10時00分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

青木秀夫議員。

[11番 青木秀夫議員登壇]

○11番 青木秀夫議員 おはようございます。早速質問に入らせていただきます。

まず、10月の29日に前橋の地方裁判所で板倉町が当事者というか、被告となった裁判の結果が、判決が出

ました。そのことについて伺いたいと思います。本来なら、当事者でない第三者が質問するのが望ましいのかなと思うのですが、今日は当事者である私の質問となりますので、公平さ、公正さに欠けた部分があるかと思うので、そういうものがあつたら遠慮なく指摘していただければと思います。

この、10月29日の前橋地方裁判所の裁判結果について、被告板倉町は控訴しないという記事が読売新聞の記事に出ていたのですけれども、そのことは事実なのでしょうか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 お答えします。

事実であります。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この国家賠償法の適用というのは、なかなかこれ非常にあまりなじみのない法律でして、そのことについて執行部の皆さんと共有したいと思いますので、簡単に、余計なことかもしれませんが、念のために説明しておきます。

この国家賠償法については、第1条の第1項にこのように規定されておるわけです。国または地方公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国または地方公共団体が、これを賠償する責に任ずると、負うという規定になっております。そして、その第2項に、公務員に故意または重大な過失があつたときは、国または公共団体は、その公務員に対して賠償責任を有すると、求償権があるという規定になっております。公務員の不法行為は、この規定に従うしかないので、公務員が不法行為をした場合には、その個人を訴えることができない仕組みになっておるわけです。普通の民法のようなものを適用されていないのです。ですから、この国家賠償法をもって訴えるしかないので、今回もこの国家賠償法を適用して訴えたわけです。そして、国家賠償法に基づいて裁判所も判断されたわけです。その辺のことをしっかり共有してもらわないと。ここに、こういう前栗原町長の記述もあるのでありますが、栗原町長は今回のケースは町は全く関係ないと、国家賠償法に対応することはできないとあって、こんな10ページにもわたる反論書が裁判所に出ているのですけれども、それは適用されなかったことですから、この国家賠償法を適用しての裁判結果であつたということを踏まえて、これからも質問させていただきますので、それに従って答弁もお願いしたいと思います。

ですから、よろしいですか、この公共団体は事実上の当事者ではないのです。形式的な便宜的な意味の当事者になっているわけで、被告といっても便宜的な被告なのです。実質的な被告、実質的な当事者は、不法行為を行った、違法行為を行った公務員なのです。だから、そのことを踏まえて仕分けして答弁していただかないと、あっちこっちしてしまいますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

続けて、質問させていただきます。ですから、よく前に確認しておきます。被告板倉町といっても、板倉町は事実上の被告ではないのです。形式上、便宜的な被告なのです。実質的な被告、実質的な当事者は、あくまでも公務員なのです。そのことを踏まえて、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、質問を続けますけれども、この事実上の不法行為者である5人の議員、控訴するかしないかに当たって、板倉町は相談されたのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 町は実質的な被告ではないと申しますが、裁判上被告になっております。町が責任を負うというような結果になっております。ですので、町が責任を負うわけではありません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私が聞いているのは、控訴するかしないかにあたって、5人の議員と相談されたかということを知っているのです。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 しておりません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 先ほども言っているように、板倉町は形式的な、便宜的な、当事者といっても形式的なものなのです。実質的な当事者は、5人の不法行為をした議員なのです。これはちゃんと法律に載っているでしょう。国家賠償法の2条で、その5人の議員に求償権があるのです、いろんな面で。これは後から聞きますけれども。ですから、関係ないわけではないのです。これは裏表セットでできている法律なのですから、それを協議しなかったということなのですね。もう一回確認しますけれども。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 しておりません。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 令和6年の5月の10日に前橋地方裁判所から本件の告訴状が届いているはずですが。その告訴状に対してどのような対応をされたかというか、その当事者として。言っている意味分かりますか。お聞きしたいのですけれども。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 反論する旨を裁判所に申し出ました。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 そうですか。普通訴状が届くと、大体3つのパターンが考えられるわけですよ。訴状をまずそのまま丸のみして認めるということ、2つ目は和解を申し込むこと、そして3つ目は今言った争う、裁判するという方法があるのですけれども、その3つ目の争う、裁判するということを選択されたわけですね。その選択するにあたって、事実上の実質的な当事者である5人の議員と協議されましたか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 何度も申し上げますが、町が被告でありますので、町の判断で反論の旨を申し出ました。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それでは、10月の29日に前橋地方裁判所から判決が出ました。その判決文が出ました。その判決文は、当然形式的であれ何であれ、被告は板倉町ですから、板倉町に対して、原告に対して損害賠償金10万円を支払えという判決文が届いたはずです。その判決文に対して、形式的であれ何であれ、被告板倉町は今どのような対応を取っておりますか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 先ほどから形式、形式といいますが、町は被告です。

本件につきましては、判決後、町としてこれ以上多大な行政資源を費やし、控訴してまで訴訟を続けることは適切でないと判断しております。裁判所の決定に従い、賠償金の支払いのほか、適切に処理してまいります。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 適切に処理しているのですか、今のところ。どういうふう to 処理されています。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 賠償金の支払いの準備をしております。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 その賠償金の支払いというのは、5人の議員の代わりに代替で支払っているということではないのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 そういうことではございません。議員がおっしゃる5人に賠償金を請求すべきかということがいまいち理解できません。5人に責任を負うべきなら、最初から町を相手に請求などを起こさなければいいのではないかと思います。言っていることが矛盾していると思います。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 国家賠償法の2条を読んだことあります。先ほど私言いましたけれども。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 もちろん読んでおりますが、正確には覚えておりません。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 国家賠償法の1条の2項に、よく耳を開けて聞いておいてください。公務員に故意

または重大な過失があったときは、国または公共団体はその公務員だ、加害公務員に対して求償権がある。ありますけれども、この意味分かりますか。分かるでしょう、こんなこと。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 求償権につきましては、町が判断することであります。原告が判断することではございません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 次に聞いていくからいいです。

求償権がするかどうかは町の判断だということで、それは結構です。この求償権があるということは認めるね。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 はい。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 損害賠償金を支払うというのは、板倉町が支払うというのは、これは5人の不法行為を起こした議員の立替金と違いますか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 立替金という解釈が分かりません。理解できません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この国家賠償法1条の条文を読めば分かるでしょう。まず、一時的に加害公務員に代わって、加害公務員が属する公共団体です。国家公務員なら国です。県職員なら県、地方公務員なら地方の公共団体が加害公務員に代わって、まず一時的に賠償責任を負うということになっているのではないですか。それで、第2項でどうなっているのですか。そして、その公共団体は、立て替えた損害賠償金を加害公務員に請求できると書いてあるではないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 国家賠償に基づいて不法行為なりした公務員、その場合について賠償を行うというような判断です。

求償権につきましては、町の判断として行わないというような判断であります。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 求償権を放棄するというか、しないということと理解してよいのですか。

でも、これはあくまでも求償権というのは、5人の議員に対する立替金ですからね。これ、5人の議員に

対する債権です。それと違います、立替金というのは。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 債権という考え方が理解できません。5人組、5人組と言いますが、これ議会全体で行った決断でありますので、5人組だけが責任を、仮にですけれども、責任を負うという考え方もないと思います。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 立替金が債権であるのが分からない。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 立替金が債権ではないと言っているのではなくて、立替金でないと言っているのです。以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 これは、法律上は立替金になっているのです。後で請求できるのだから。だから、ちょっと地方自治法の240条を調べてよ、240条。ない。荻野課長、調べてよ。議員必携に載っているでしょう、これ。手元にない。誰か持っていない。貸してあげてもいいけれども、貸すと俺が分からなくなってしまうから。

○荒井英世議長 青木さん、それを読み上げてください。

○11番 青木秀夫議員 この章において、債権とは金銭の給付を目的とする普通公共団体の権利というように書いてある。権利をいうと。これ、意味分からないかな。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 ですから、債権の話をしているのではございません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 その2項にこういうふうに規定されているでしょう。普通公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならないと規定されているではないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 今回の裁判の結審によつての裁判所の命令の10万円、こちらについて債権だとは思っておりません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 それは思う思わないは理解不足もいいところだ、そんなの。立替金というのは債権

でしょう。人にお金を貸したやつは、貸した人に対する貸主という債権なのだ。立替金も債権。そういう債権というのではないですか。あんまり普通債権、債権なんて言わないけれども、借金、貸金とか、あるいは何とかという、これ立替金ですから。だから、それは町はちゃんと強制執行までして取り立てると言っているのですよ。それをやらないと、義務違反ではないか、町長。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 総務課長の言うとおりでございます。

○荒井英世議長 ちょっと申し上げますけれども、私の議事整理権に基づいてちょっと説明しますけれども、求償権についておそらく見解の相違があると思うのです。ですから、その辺はちょっとこの場でいろいろやっても水かけ論で進んでいくと思うので、それはちょっと。

○11番 青木秀夫議員 議長の指示に従います。

それでは、ちょっと質問を変えまして、この裁判をするかしないかということについて、その5人の議員と相談されたのですか。裁判するかどうか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 先ほどから申し上げているとおり、訴えられましたので、それに反論したまでです。5人組と申しますが、その方には相談しておりません。先ほどから言いますとおり、5人組というよりも、これは議会の問題です。5人組だけの問題ではございません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 裁判するに当たっては、普通は本人が裁判してもよいのですけれども、これ訴訟代理人を立てたのですよね。訴訟代理人、いわゆる弁護士を。その弁護士に依頼するかどうかについてもその5人の議員と協議されなかったのですか、したのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 しておりません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 いずれにしても、訴訟代理人を立てて弁護士を頼んで裁判になったのですから、頼んだことは間違いないですよ。ということは、弁護士を頼んだ以上、弁護士との委任契約というか、訴訟に関する委任契約書というのは当然締結してあるはずですよ。いかがですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 当然のように契約を結んでおります。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ということは、契約に基づいて弁護士報酬は既に支払い済みですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 質問の趣旨がよく分かりませんが、支払っております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 弁護士との委任契約は、これは公文書ですよ、課長。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 公文書です。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 公文書ですから、委任契約書の中に書いてある契約書の中身をちょっとお聞きしたいのですが、弁護士の報酬金額は幾らになっているのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 これに関しては開示請求してください。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 公文書を開示請求すれば開示するのですか。ややこしいことしないで言ってしまったらどうですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 部分公開、一部非公開の部分があるかもしれません。この場で申し上げることはできません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この弁護士報酬も含めた訴訟費用といいますのは、これは事実上の当事者である5人組に代わって裁判をして、訴訟費用として弁護士費用も払っているのではないですか。違いますか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 町が訴えられていますので、町の費用で行っております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 一時的には町が訴えられているのですよ。でも、国家賠償法の2条に書いてあるでしょう。町は、不法行為をした当事者、いわゆる5人の議員に対して請求権があるのです。損害賠償金もそうだし、例えば今お聞きした弁護士費用とか、そういった訴訟費用も5人の議員のために立て替えて、ただ代理でやっているわけなのです。本人は5人の議員なのです、この法律の立てつけは。それを理解でき

ないですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 5人の議員に代わってというのは、青木議員の勝手な解釈であると思います。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 国家賠償法という法律は、4条ぐらいしかないのだけれども、なかなかややこしい法律のようでして、この立法趣旨も非常に複雑で見解も十人十色で、いろんな説があるわけですね、国家賠償については。たったこの1条について本にもなっているぐらいですから。おそらく解説すると10通りも何通りもいろんな見解があるようなのです。ですけども、一般論としては、通説だ、通説は、これ一時的には地方公共団体が責任を負うという仕組みになっているのです。でも、最終的には加害公務員が、実行者が責任を負うという、そういう立てつけになっているのですよ、この法律は。そういう理解できませんか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 何度も同じことを言いますが、町が訴えられた以上、町が責任を負うと判断になったので、それに従うまでのことでございます。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 何か国会答弁みたいになっていきますけれども。ですから、先ほども言ったように、地方自治法の240条見ました。立替金は債権なのです。さっき見ました、240条。課長、見ました。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 先ほどから何度も言いますが、町が立て替えたつもりはございません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 これ立替金です。立替金で債権なのです。債権については町は強制執行ができて、立替金は公金ですよ、税金でしょう。それについては強制執行もしろと書いてあるではないですか、240条に。それを取り立てると。現実にやっているのではない。税務課長、滞納者に対しては預金の差押えだとか、強制執行とかそういうのを現実にやっているのでしょうか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 債権の一般的な話をしているかと思いますが。それは法律のとおりやっているということでもあります。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 立替金というのは非常に分かりやすい、一般的な債権だと思うのだけれども。人の

お金を立て替えて払った分は、立て替えたのだから、その方に対して立替金の請求ができると。そういうのを債権というのではないですか。一般的ではないか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 町が立て替えているとすればですけども、議会全体です。議会の中で10万円を工面していただいて、町に支払っていただくというようなことも考えられます。別に請求はしません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 しようがないな。話にならないな。

確かに立替金を請求するか、あるいは放棄するかは、それは当事者である板倉町の判断だと思うのです。それはできると思うのです。だけれども、確かに240条のここにも書いてある。3項に公共団体の長は、債権について政令の定めるところにより、その徴収の停止、履行期限の延長、または当該債権に関わる債権の免除をすることができる。現実に板倉町だって債権放棄して、毎年毎年免除しているでしょう。それと同じにできるのです。そういうことをするのだというなら、それは別ですけども。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 債権についての一般的な話をしているのではございません。この件に関しては5人組でなく、議会で下した判断によるものになります。だから、5人組、5人組というようなことではありません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 前橋の地方裁判所の判決文は読まれたのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 もちろん読んでおります。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 読んで、そういうふうに理解されたのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 あくまでも議会が下した判断の出席停止、これに関する事項だと思っています。5人組が下したものではございません。議会全体で判断した執行停止に関する訴訟の問題だと思っています。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 前の栗原町長の見解と同じだな。そういうのではしようがない。

それでは、次に公務員が違法で不法な行為をした場合には、この地方公務員法にはいろいろ懲罰規定とかそういうのが載っています。本件は公務員といっても普通公務員ではなく、特別職公務員に当たるわけです。

ね、5人の議員は。その特別職公務員に対しては、懲罰処分の規定というのはあるのですか、ないのですか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 そちらにつきましては、議会内に懲罰委員会というのがあると思いますので、そちらで議論してください。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 私が聞いているのは、地方公務員法にはないのかと聞いているのです。なければないと言えいいのではないですか。それは、議会のほうにはまたあるし、何かほかにはそういう規定があるのかもしれない。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 すみません。正確かどうか分かりませんが、町の懲罰委員会、議会の議員までは及ばないと思います。ちょっとすみません。正確かどうかは分かりません。

以上です。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 この時間は何か、24分というのは。

○荒井英世議長 残り。残り24分。次の質問へいきますか、次の質問に。

○11番 青木秀夫議員 いや。まだです。この弁護士費用の立替えとか、損害賠償金の立替えについては、はっきりと一方的な答弁なので、そのことについてはその根拠は非常に不十分なので、また次回の3月の議会にその件については詳しく質していきたいと思いますので、今日はこの辺で打ち切って、次に移りたいと思います。

公共下水道事業について、今度何っていきいたいと思うのですけれども、公共下水道事業、去年から正式な公営企業会計に移ったわけですが、そのことについてちょっと伺いますけれども、正式な公営企業に移った後、移行してから1つお聞きしたいことがあるのは、この公営下水道事業の施設か、設備な、あれが基準財政需要額にはカウントされているのですか、引き続いて。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 お答え申し上げます。

地方交付税の算定の項目の中に下水道費という項目があることは承知しておりますけれども、細かい算出基礎等については承知しておりません。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 交付税で措置するというだけで、具体的な金額が示されていないの。

○荒井英世議長 佐山住民環境課長。

[佐山秀喜住民環境課長登壇]

○佐山秀喜住民環境課長 今手持ち資料としまして交付税の算定の基礎がございませんので、申し訳ござい

ません。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 では、財政課は分かる。基準財政額にこれ算入されているのですか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えします。

佐山課長が言ったとおりで、一応下水道費というのはあるのですけれども、それが細かい計算というのがあって、幾らというのは通告されていなかったの、資料は用意していなかったのですけれども、取りあえず下水道費という自体の中には算定はされているところでございます。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ざっくり。そんな細かい金額要らないから、3,000万円とか1,000万円とか1億円とか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 その数字がないので、お答えできないということで。ざっくりだと、間違ってしまうと申し訳ないので。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 ちょっと公営企業会計に移ったから、それが引き続き交付税措置されているのかどうか、ちょっとお聞きしたかったのです。それは後で調べて、幾らになっているか聞きたいと思います。

そこで、この下水道事業の経営不振、赤字というか、それについては今まで何回も私聞いて、何回も同じような堂々巡りの答弁を受けているわけですので、今日は佐山課長、申し訳ないのだけれども、同じことを繰り返し、繰り返し聞いてもあまり進歩もないし、意味ないことかなと思うので、今回は小野田町長に直接この解決策というか、を伺っていきたいと思うのですけれども、よろしいですか。では、小野田町長のほうに今度答弁をお願いしたいと思います。佐山課長、悪いのだけれども、この辺で結構ですので、よろしくお願い致します。

この下水道会計については、私も何年も同じことを馬鹿の一つ覚えみたいに伺っているのですけれども、その解決方法は町長もよく知っているように、ニュータウン事業計画が予定どおりいかなかったと。あそこに一応予定どおり3,400ですか、張りつけば、下水道の使用料で下水道の採算も何とかペイするというような仕組みで設計されていると思うのです。ところが、現在は800戸しかまだ家が建っていない。しかも、大口の東洋大学が撤退したとか、そういう予期せぬ出来事が起きているわけで、これをどういうふうにしていったらよいかといえ、小野田町長は不動産の経験もあり、普通の人よりはそういうのに長けていると思うのです。ですから、解決策もほかの人よりもあつというふうな見解を持っているかと思うので、そういうものを示していただきたいのですけれども、このニュータウンの販売が一番不振の原因だと思うのです。いろいろ原因ありますよ。地権者が県の企業局だから、板倉町は犬の遠ばえみたいなので、何を言っても効果ないのだよということで今日まで来ているわけです。東洋大の敷地も東洋大の私有財産ですから、遠くからあだこうだと言っても何の効果もないというのが現状だと思うのです。ですけれども、それを簡単な話、

黒を白にするような強力な力というのを発揮すれば何とかなるのかなと、そういう方法はないのかなと思うのですけれども、町長、何かありますか。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 ご指名です。

今のご質問、あるのかないのかといえば、ありません。実際、毎年1億円からの町からのお金を投入しているところがございます。議員おっしゃるとおり、独立採算制といいますか、利用者からのお金で下水の費用を賄うというのが原則でございます。実際それができていないというので、町から仕方なくお金をつぎ込んでいるところがございますし、企業においても企業誘致の観点から、下水に関して無理に接続しなくてもよいというような形で企業を誘致してきたというようなこともございますので、実際に企業が使ってくれば多少はましになるのでしょうかけれども、今後はよく青木議員おっしゃっていましたが、正規の値段ではなくて、大口については割引をしてというようなことも今検討をしるというような形で言っているところでありまして、どこの自治体も議員はもうお詳しいので、私から言うことでもないのですけれども、下水というのは、下水道事業というのは、どこの自治体に関しても成功しているところはないというふうに聞いておりますし、実際そうなのだろうと。耐用年数を考えていった場合に、どこで直さなければいけないのか。そういったものを考えていけば、当然採算が合うものではない。もうある程度、町としての公共サービスというふうに捉えているところでありまして。

もしこの独立採算制を上げるということであれば、今の利用料を倍、3倍にしていかなければいけませんけれども、それを住民に強いることはできないという部分について、実際下水道の恩恵を受けているのはニュータウンの方だけであります。その他、町内の一般の方については浄化槽、合併浄化槽を使っていたいで進めているという部分でございます。たまたま先般、下水道の専門家の方も来ていただいて、いろんなお話を伺った中で、先進的な地域としては下水道をやめる。やめて、例えば100人槽なりという大きな浄化槽を道路に埋め込んで接続をしていくというような形の話も聞いてはおりますので、それが検討できるのかどうか。そういったものも含めて、町としては今後も検討をしていきたいというふうに思っております。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 下水道の赤字の解消というのは、まず不可能だと思うのですね、今町長がおっしゃるように。いづこのまちもみんなこの赤字で悩んでいると。下水道は、町の財政を潰すというのはことわざになっているぐらいですから、これはいかにそれを軽くするかというぐらいな策であって、さっき言われたように、一番手っ取り早い方法は使用料金を上げるとか、2倍、3倍にすれば採算が取れるようになります。だけれども、それは使用している住民に認められるかということなので、水道事業みたいに今の3市5町でやっている事業みたいに、分からないように少しずつ10%ぐらいずつ上げて、ごまかしたいな、ああいう上げ方でもっていく方法もあるのでしょうかけれども、劇的に2倍とか3倍とやるのは、これはちょっと今の状況だと難しいのです。それは分かっています。

でするので、それはそっちに置いておいて、取りあえず解決策としたら、あそこに一応まだ500から600区画の県の企業局の土地が草を生やして放ってあるわけです。あれをいかに住宅埋めるかと。場合によっては、東洋大の空き地だってそうです。町長はよく工業団地、工業団地と言うけれども、工業団地なんていうのは

10年、20年後ですから、成果が出るの。結果が出るの。20年先というと、ここにいる人でどうだろう、20年先の風景を見られる人は少ないのではないかと思うのですけれども、それよりも手っ取り早く成果を上げるのだったら、あそこに空いている土地を一日も早く売ってもらおうと。そして、あそこに家を建ててもらって住んでもらうということが一日も早い解決策だと思うので、これはもうずっと同じことを言っているけれども、これも堂々巡りで一步も前進していないような感じなのです。

ちょっとこの話をすると、これは平成9年にニュータウン販売が始まったわけです。間もなく30年です。この30年間、最初の10年ぐらいはそこそこ売れたのですけれども、その後いろいろ社会経済状況の変化で少子高齢化とか、都会への一極集中で都心回帰とか、そういった問題も含めて大分状況が変わってきて、今は鳴かず飛ばずということです。今800戸建っているうちの中の600以上はハウスメーカーが売ったのです。私もよく分からないけれども、ざっくり言うと800のうち300ぐらいは積水ハウスでしょう。ミサワホームが100戸ぐらい。その他アーネストワンとか三和ホームとか、あるいはヤマダ電機もちょっと関わったことがあるので、そういったところが50、60売っているから、ざっと600以上はハウスメーカーが売って、県の企業局が土地を売ってあそこに家を建てたというのは本当少ないのだと思うのです。ですから、私もいつもこれ言っているのですけれども、ハウスメーカーに頼んだほうがよいのではないのと。私も一回、おせっかいにハウスメーカーへ行ったことがあるのだ、職員と一緒に。明和町へ行った遠藤とか、前税務課長をやっていた丸山さんと県の販売センターの所長と行ったことがあるのです。私はどういう資格で行けばよいのだろうかなんて、オブザーバーでと行って行ったことがありますけれども、なかなかやはり公務員の人というのは営業力が弱いですよ。根拠がないし。ですから、公務員の問題を指摘してもしょうがないから、ハウスメーカーに頼るしかないかなと思うのですけれども、何か町長はそういう関係詳しいのではないかと思うので、こうしたらよいのではないかというのは。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 ちょっと通告書にあまりなかったものですから、準備もしていなかったのですけれども、議員さんおっしゃるとおり、長い間あまり戸数が売れていないと、それは事実でございまして、現状も努力はしていますけれども、なかなか売れていないというのが現状です。

その件に関しましても、今回町長も替わったということもございまして、県の企業局等にも直接出向きまして、例えばそういった不動産屋さん等を介してやったらどうですかとか、なかなか職員だけではハウスメーカーの営業でもありませんし、素人ですから、そういった本職の方を中心になるべくやったほうがよいのではないですかといったような提案等も投げかけさせていただいているところでございます。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 時間もないので、そこでちょっと町長にこれお願いというか、提案なのですけれども、オープンハウスと今よくテレビで宣伝しているでしょう。便利地、好立地、オープンハウスなんていうので。堺雅人か何かがコマーシャルに出て。ゴリラではない、怪獣か、怪獣を追っ払うやつです、堺雅人。オープンハウスですけれども、そのことは知っていると思うのです。町長もいた頃あったのではないかな。まだ創業30年ぐらいで急成長している会社というので、有名な会社です。今や東京の丸の内のJPビルの中に本社構えて一流企業になってしまって、すごいですよね、話題の会社なのです。その方が、知っているで

しょう、太田市の出身だというの。太田のほうの旧藪塚町の出身者で、まだ昭和40年生まれといたから60ぐらいの人です。その方が、これ私は新聞とか雑誌で得た情報で、会ったことも見たこともない人なのですが、こういう評価をされています。織田信長と豊臣秀吉と徳川家康と、プラス明智光秀を備えたような人だと、そのぐらいすごい人なのだというふうに、これ評論家だか、一橋大学の先生が書いていたな。へえ、そんなすごい人なのかなと思って。小野田町長は聞いたこと、見たことない。

「見たことはあります」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 見たことある、人物を。会ったことある。

「見かけただけです」と言う人あり]

○11番 青木秀夫議員 そうか。私も写真で見ただけなのですけれども、そういう方だそうですね。

ですから、そういう豪腕の不可能を可能にするとか、黒を白にしてしまうとかというぐらいな豪腕の経営者だといううわさの人です。もちろん一方では悪名も高いです。オープンハウスというのは、ブラック企業の代表みたいな。365日営業、24時間営業といって年中無休、24時間営業というのがうたい文句らしいのです。よく新入社員が入ってくると思うのですけれども、でも、それを売りにして、結構人も集まっているという話です。そういう会社が太田の出身の方で、館林のあそこの茂林寺の前なんかの開発にも見に来てもらっていると。そういう方だから、当然この板倉ニュータウンのことも既に見て知っているかと思うのですけれども、同じ群馬県なのだから、少しこういうところを見てもらって、何とかしてくれないかと。ああいう織田信長だか何か知らない、豪腕の人ですから、こういう人が関われば、東洋大の理事長も、群馬県の山本知事も組み伏せてしまいますよ。期待できるのではないかと思うのです。ぜひ何か関係をつくって、オープンハウスの荒井社長さんといったか、その人にでも頼んで、30回も行けば1回ぐらい会ってくれるでしょう。町長がじかに、東京駅の前だから、1時間で行けてしまうのだから行って、直接会って話して、そういう糸口をつかんでお願いするというほうが早いのかなと。県の企業局に幾ら言っても、靴の底からかゆいところをかくようなもので、まあ反応も実績からして期待できないですから、いっそのことを急がば回れでそっちのほうに行ってしまうと。

板倉町の職員も、オープンハウスには私が行け、行けと何回も言ったので、2回ぐらい行っています。聞いていない、橋本課長。誰だ、その頃の産業振興課長は。2回ぐらい行っています。販売センターの人が、県職員と一緒に太田の事務所には出向いています。何だと言ったら、何の反応もないということなので、やはりこういう問題は職員のレベルではなくて、トップセールスではないけれども、小野田町長が社長のところに行くと。おそらく、これは私の第六感で想像なのですけれども、オープンハウスなんて会社は社長以下はみんな平社員だと思います。創業者だけが権限持っていて、部長も専務もみんな平社員と一緒にような会社だと思うのです。鶴の一声で、あの社長が右、左と言えど何でもなってしまうような会社かなと私は想像しているのですけれども、ぜひオープンハウスの力を駄目元だと思って当たってみるということも。なかなか普通のハウスメーカーだと、積水ハウスあたりだってもう大会社になってしまったから、反応遅いよ、きっと。鶴の一声で進め、右、左と言っても、そういうことはできないと思うのです。積水ハウスなんていうのは、この間も知っているでしょう、町長。地面師詐欺に遭って、映画にもなって、あんなみっともないことをやっている会社です。この間もNHKの報道特集か何かでもやっていました。笑ってしまいますよね、あんな素人みたいにだまされているのだから。だから、ああいう組織化された会社だと、そう言っでは悪い

ですけれども、官僚化だか公務員化しているような会社になっているからあんまり期待できないので、オープンハウスのようなさっき言った悪名も高いけれども、不可能を可能にするような会社。有名なのです。私は雑誌とかそういう情報ですよ、みんな聞いた話は。だから、ぜひそういうところに関わりを持って進めてもらえればなと思うのですけれども、いかがですか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 ニュータウンに関しましては、なかなか今現状もあまり売行きがよくなくて、そういった状況でありますので、いろんなありとあらゆることは考えていく必要があると思っております。

そういった中で、青木議員さんからはいつもいろいろご提案をいただいておりますので、実際売主としては町が持っているものではないので、企業局によくその辺のところも伝えまして、連携して今後対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○荒井英世議長 これ、一応青木さんの提案ですので、町長の見解を最後にとということで。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 オープンハウスさんにつきましては、太田市においてすごく貢献をしている会社、オープンハウスアリーナ、プロバスケットボールの、それをオープンハウスがスポンサーとなって造ったというようなことも聞いておりますし、太田市の合併20周年の記念式典に呼んでいただいたときに、市の功労者ということで社長がお見えになったので、そこで拝見をしたというところでございます。

不動産詳しいというふうに言っていたところですが、儲からなければ不動産業者はそこには参入いたしません。私も業者として動いていた中で、土地を買って建物を建てて、私がいたところですが、200万円の利益がなければそこに投資する必要はないというようなことで動いておりました。実際、オープンハウスさん含めた不動産会社、またハウスメーカーについてもそれが見込めていないので、参入してきていないのかなというふうに、各会社のどれだけの利益を得るかという部分については、各企業さんごとに分かれていると思うのですけれども、ただ町としても議員おっしゃったとおり、オープンハウスの社長さんと会えるような手はずが取れるような場面があれば、ぜひ取って、町をアピールしていきたいというふうに思っています。

○荒井英世議長 青木秀夫議員。

○11番 青木秀夫議員 先ほど栗原課長が言ったように、いろんな方法あるけれども、もう県は諦めたほうがよい。30年もやったのだから、もう方向を変えて、今言ったように駄目元で、そういう豪腕の黒を白にする、あるいは不可能を可能にするような会社です。そして、ワンマン会社で。オープンハウスの社長というのは、情報によると小野田町長とあれで酒を飲まないらしいのだ。スポーツが好きで、高校野球の球児らしいのだ。桐生の学校を出ているから、桐生にも随分貢献していますよね。最近群馬県にも寄附したりいろいろやっていますけれども、そんなわけでひとつ時間をつくって、東京駅だから、すぐですから、何とか足を運んで、駄目元ですよ。30回も行けば会えるって、1回ぐらい。ぜひお願いしたいと思います。

○荒井英世議長 最後に、橋本企画財政課長より補足説明がありますので、これを最後に。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 先ほどの下水道費の基準財政需要額なのですけれども、令和7年度につきましては一応下水道の排水人口、それと面積、それと使用料の収入、それとあとは借金していますから起債の部分を基に算入をした結果、下水道費としてすると4,861万8,000円という基準財政需要額の計算の結果が出ております。ただ、これというのは全部それが交付税に反映されるかということ、青木さんも交付税よく分かっているんで、当然収入があれば、その分下がってしまう部分があると思いますけれども、参考までに4,861万8,000円が下水道として入っておるといような内容でございます。

以上です。

「じゃ、約5,000万はカバーされるってことだ、大ざっぱに」と言う人あり]

○橋本貴弘企画財政課長 計算上はです。お金は入ってくるかどうかは分かりませんが、よろしくお願いたします。

○荒井英世議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

休 憩 (午前11時03分)

---

再 開 (午前11時15分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、藪之本佳奈子議員。

なお、質問の時間は60分です。

藪之本佳奈子議員。

[3番 藪之本佳奈子議員登壇]

○3番 藪之本佳奈子議員 3番、藪之本です。よろしくお願いいたします。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問いたします。

本日は、入学時の経済的負担軽減策と高齢者の通院に係る交通手段の確保について伺いたいと思います。数多くの町民の声の中で見えてくるのが、本当に困っている人ほど声を上げられないという現実です。最近では、中間層の困り事は甘えではないかというような空気を感じることもあります。子供の入学準備は親の責任、親の通院は家族がやるもの、しかし現実には家族構成も働き方も変わり、昔のように支え合える環境が当たり前ではありません。

子供の教育にかかる負担と不安は年々重くなっています。特に入学時の経済的負担は、家計に避けられない大きな出費として重くのしかかり、安定した子育て環境を脅かす原因となっております。だからこそ、町として計画的な負担軽減策が求められていると考えます。日本国憲法第26条では、義務教育は無償とすると明記されています。現実には、無償とは言えないほどの隠れ教育費が存在します。板倉町においては、小学校6年間で毎月の集金、教材費も含みます毎月の集金として積み立てておりますが、6年間で約16万円ほど、中学校3年間で約30万円ほど、このほかに裁縫セットや習字セット、リコーダーなどの追加購入もありま

す。小学校入学時においては、ランドセル、体育着、給食着等でおよそ13万円ほどの一時負担、中学校入学時においては通学用品など約20万円ほど、高校入学時においてはおよそ30万円ほどの一時的な負担が家計にかかってきております。これらは決してぜいたく品ではなく、学ぶために必要な最低限の費用です。子供を育てることが、自己責任だけで語られてよいのか。困っているレベルを線引きし過ぎていないか、この視点から質問させていただきます。

現在板倉町には、小学校入学時に支給されている子育て支援金があります。第1子に3万円、第2子4万円、第3子以降は6万円。この制度の目的は、入学準備費用の支援なのか、制度の本来の趣旨と直近数年の支給実績についてお答えください。

○荒井英世議長 江田子育て支援係長。

[江田貴子子育て支援係長登壇]

○江田貴子子育て支援係長 お答えいたします。

本町では、子育て支援金としまして、まず新たにお子様を出産した保護者等に第1回目の支援金を支給しております。そして、第2回目としまして、次年度において小学校に入学する児童の保護者等に支給しております。子育て支援金を小学校入学時に支給する趣旨としましては、子育てを支援することはもちろんですが、2度の支援金支給により子育て世代の定住化の促進を図る目的もございます。板倉町でお子様が生れ、ご家族で小学校入学前までを板倉町で過ごし、板倉町での生活に慣れたところで、この先も板倉町で暮らしていくことを選択していただくため、小学校入学時を2度目の支給時期としています。

子育て支援金の令和6年度支給実績としましては、第1子の出生時が7人で21万円、入学時が27名で81万円、第2子の出生時が7人で28万円、入学時が26人で104万円、第3子の出生時が6人で36万円、入学時が11人で66万円ということで、計は出生時が20人で85万円、入学時が64人で251万円、合計としまして84人に336万円の支給となっております。

以上でございます。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ご答弁ありがとうございます。

現行制度は、入学準備といった子供の学びの環境を整えるというよりも、町に長く住んでもらう、移住してもらうことを主眼にある制度と理解しました。しかし、実際には入学準備に使う側面もあります。小学校のみでは、中学、高校での入学時負担には対応できません。将来的に中高にも支援する考えはないでしょうか。

○荒井英世議長 江田子育て支援係長。

[江田貴子子育て支援係長登壇]

○江田貴子子育て支援係長 現状の政策では、中高、主に高校への入学に関する準備とかに対応する支援金とかはございません。

以上です。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 補足になりますけれども、この支援金のほかに出産準備の支援を目的とした妊娠届出時

と、妊娠の後期以降に5万円ずつ、合計10万円の現金給付をする出産・子育て応援給付金というのも交付をしているところです。町としてできる範囲のことをやっているという認識です。もしそれで全然足りないということであれば、議員のほうからお話があれば、限られた予算の中できることをやっていきたいというふうに思っておりますが、子育てだけに限定できないというのが現状です。高齢化により、次にご質問いただきますけれども、高齢者のための施策というのも当然やっていかななくてはならない。その辺のバランスをしっかりと取っていきたいというふうに思っています。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。現状の支援だけでは、義務教育以降の教材費、制服代など、一時的負担、入学時における一時的な経済的負担の対応にできず、家庭の負担は続いていきます。子供の生育の観点からも、支援拡充は必要だと私は考えております。

続きまして、現在中学校や高校入学時における経済的支援はどのようなものがありますか。また、どの程度必要性を感じているのか、町の見解を伺いたいと思います。

○荒井英世議長 江田子育て支援係長。

[江田貴子子育て支援係長登壇]

○江田貴子子育て支援係長 お答えいたします。

中学校、高等学校入学時における支援についてでございますが、まず近隣の1市4町の子育て支援金等の状況としまして、高等学校入学時に支給している市町はございません。中学校入学時に支給しておりますのは千代田町のみとなり、千代田町につきましては出生時の支援金はございません。そのほかの町独自の支援状況としましては、母子家庭、父子家庭等に対する施策としまして、当該家庭の児童が心身ともに健やかな育成に寄与することを目的として、小学校入学、中学校進学、高等学校進学時に申請をしていただくことで、入進学支度金の支給が受けられる母子父子家庭児童入進学支度金支給事業というものがあります。支給金額は、小学校入学時に1万円、中学校進学時に1万5,000円、高等学校進学時に2万円となっておりますが、保護者の収入に制限は設けておりませんので、母子父子家庭の経済的な支援になっていると考えています。

そのほか入学時の支援ではございませんが、町立小中学校に在籍している児童生徒の給食費無料化も実施しております。仮に給食費が無料でなかった場合の試算をしますと、小学校6年間で約34万円、中学校3年間で約20万円となりますので、小中合計で1人当たり約54万円を町が助成しているということになります。加えまして英語検定料助成事業もございます。こちらは、高校生以下の児童生徒などで、英語検定3級以上を受検した方に検定料の半額を補助するものです。このように当町の小学生、中学生の児童生徒への助成としましては、近隣市町と比較しても劣ることなく、十分な支援を実施していると考えております。

また、国の制度となりますが、児童手当が昨年の制度改正により保護者の所得制限が撤廃され、支給対象がこれまでは中学校卒業時の15歳までであったものが、令和6年10月支給分より18歳の高等学校卒業時までとなるなどの拡充が図られました。この拡充により、16歳から18歳までの3年間で第1子、第2子につきましては36万円、第3子以降につきましては108万円の増額となっております。

その他にも高校生への支援では、高校生等の学びに対する支援制度の一例としまして、高等学校等就学支援金なども家庭の経済的負担を軽減し、公平な教育機会を提供するため、令和8年度より制度がより一層充実したものとなり、私立高校も所得制限なしで実質無償化となります。具体的には、国公立、私立を問わず、

全ての世帯に年間11万8,800円の支援金が支給されるようになります。私立高校については、支給上限額が年間45万7,000円に引き上げられる予定です。このような国等の政策により、高等学校3年間の保護者の経済的負担は大きく軽減されるものと考えます。

このように、国及び町におきましても、子育て支援策につきましては積極的に取り組んでいるところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。板倉町の給食費無償化ということではかなり前から取り組まれていて、保護者にとってもかなりありがたい政策だと感じております。

しかし、在学中のこちらは支援という認識になっておりまして、やはり月々の負担が軽くなっても、物価高騰、もしくはほかの教育費の負担ということで、毎月毎月食費とか生活費、子供への学習塾等々の教育のほうに上乘せされて、入学時負担軽減というところには大きく反映されていないのが今現状となっております。在学中の支援としてはすごく助かっているという認識になっております。

そこで、この入学時の一時負担は家庭にとって大きく、今のお話ですとやはり在学中の支援に重きものがあるのかなというふうに感じております。入学時一時負担の軽減策ということで今回お話のほうはさせていただいておりますが、冒頭でもお伝えしましたが、小学校で入学時準備金といたしまして最低でも13万円、中学校で自転車を買ったり、制服を買ったり、体操着を買ったり、指定のかばんを買ったりすることで最低でも20万円、高校でも同じように制服を買ったり、体操着を買ったりということで、安く見積もっても30万円、兄弟が同時に入学ともなれば、これがさらに一時的に同時に発生する状況をどのように把握しているのか、こちら町の見解をお伺いしたいと思います。

○荒井英世議長 江田子育て支援係長。

[江田貴子子育て支援係長登壇]

○江田貴子子育て支援係長 お答えいたします。

新入学時期においては、学校生活において必要なものをそろえるため、家庭の支出が一時的とはいえ、多くなることは承知しております。板倉町の小学校では、学校があっせん販売をしています学用品としまして約4万円、加えてランドセルなどが必要となります。板倉中学校では、制服、体操着、かばん等10万円、加えて自転車等が必要となりますので、経済的負担は大きいということは認識しております。

以上です。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 町としては、やれる範囲については実施をしているというような認識でおります。

先ほど議員からもご指摘のとおり、給食費の無償化ということで小中合わせて54万円を、他の市町村から比べれば恵まれたことかというふうに考えております。その月々、在学時に不要になった額というのは、言い方を変えれば積み立ていただければ54万円分、中学校、高校に上がるときにあるわけです。それ以外のお金と教育にかかるお金というふうにございましたけれども、そこは各家庭においてどういった教育を施すのか、どういった部分を大事にするのか、それは各家庭で決めていただく部分につきまして、町がそこまで

各家庭で幾ら必要かというようなニーズの調査はできませんし、する予定もございません。それについてかかるお金については、各家庭で普通であれば考えて、どういった生活をしていけばそれだけのお金が残せるのか。自分の仕事、共働きであるのであれば、幾らぐらいの余裕があれば自分たちが思った教育を子供に施せるのか。皆そういったのを各家庭で考えていると思います。そこまでのことを町に求めるのは、ちょっと違うのではないかと思います。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。町に求めるのはおかしいと。それは、各家庭の判断で節約をなささいという……。

〔「節約しろとは言っていない」と言う人あり〕

○3番 藪之本佳奈子議員 でも、貯金をするなり……

〔「それを考えて生活するわけでしょう、自分の子供を育てているんだから。そんな計算もできなくて、おかしいと思いますよ。何でもかんでも町にやってくれていいのはおかしい」と言う人あり〕

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。全ては家庭の判断で自分でなささいという、まさに最初にも言ったのですけれども、自分の子供の責任、家庭の責任は自分でやりなさいという、そういう板倉町になってしまっているのが、私としてはすごく残念だというふうに思っておりますけれども……

○荒井英世議長 小野田町長。

〔小野田富康町長登壇〕

○小野田富康町長 おかしなことを言って、それを広報紙に載せないでいただきたい。言っていること分かりますか。別に町が何ともしていなくて、逆に今まで町のほうがほかの市町村よりも十分な手厚い手当をしていると。それを分かっておっしゃっているのですか。それ以上に求めるのであれば、それをあなたのお友達、周りの方、多くの方の意見として上げていていただきたい。町としては、決してほかの市町村に比べて劣るような政策は行っておりません。そこはしっかりと認識をしていただいた上でのご質問をお願いしたい。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。今のは私個人の意見ではなくて、先ほど町長もおっしゃられたように、周りの方の意見と……

〔「周り何人ぐらい」と言う人あり〕

○3番 藪之本佳奈子議員 周りの方、申し訳ございません。周りというと、やはり何人というふうに確かにおっしゃると思いますけれども、少なくともそういう少ない声を拾うということも大事な政策だとは私は感じております。なので、今ここでそういうニーズがある、そういう声があるということをお場で伝えたいということです。これは、個人の工夫で片づけられる話ではなく、既にもう構造的な負担になっているということをまず説明させていただきたいと思います。

そして、私が問いたいのは、町としてこの負担の存在を把握しようとする姿勢があるかどうかというところが私は知りたかったのです。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 先ほど藪之本さんが、最初に本当に困っている子供たちに対応をお願いしたいということで質問をされたかと思います。それで、本当に困っている方たち、入学時のランドセル等の援助について、板倉町では就学援助制度における入学児童生徒学用品費の入学前の支給のご案内ということで、学校上がる前の小学校、中学校説明会でご説明させていただいております。要保護家庭もごさいますが、要保護の家庭でなく、それに準ずる、本当にランドセルが買えない、子供の学用品費に援助できないというご家庭に対して、ランドセル等の援助等を行っている支援がごさいます。小学校に関しては5万7,060円、中学校に関しては6万3,000円、そういった制度もごさいますので、本当に困っている児童生徒がいましたら、そういったご案内をしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。本当に困っている方の支援というのは理解しました。

しかし、今回冒頭でもお伝えしましたが、私が今申し上げているのは、支援に対象ではない方です。中間層と言われている方、支援のはざまに置かれている方が決して楽ではないということをお伝えしたいということで、今回一般質問のほうを前提にさせていただいております。それが、本当に支援を必要としているという認識がされていないから、今支援の対象にはなっておりません。まるでこれは甘えだというふうに見られている現状をお伝えしているというところでご理解いただければと思います。

○荒井英世議長 石川教育委員会事務局長。

[石川由利子教育委員会事務局長登壇]

○石川由利子教育委員会事務局長 藪之本さんのご質問に関してお答えいたします。

憲法26条で、義務教育はこれを無償とするというところでちょっと誤解が生じるところがあるかと思えます。授業料を徴収する、教育の機会を与えるところ、そういったところを無料化するということになっていきます。文部科学省、令和5年度の資料がごさいます。小学校では、そのほかの無償化でない金額が、全国の平均で公立学校学習総額費になりますが、33万6,265円、これが公立の小学校になります。小学校でも、私立に行っているお子さんたちいらっしゃるかと思います。そうしますと182万8,112円、公立の5.4倍になります。また、中学校になりますと、総額で公立が54万2,475円、私立ですと156万359円、板倉町の場合、この小学校、公立小学校しかごさいません。そこの部分を負担しているところでごさいます。

その小学校の中で、学校給食費が33万6,265円の中の3万8,405円、その部分について板倉町は補助をしているような状況になっております。国でも、全体的に教育費にとって、ほかの世界の国に対して援助が少ないという話題も出ておりますが、板倉町の場合、小学校ですと大体年間2万円あたりの教材費をお願いしているという状況でごさいますので、本当に私立とかに通っているとかなりの負担になってくると思います。そんなところも踏まえながら、公共施設でごさいますので、みんなが公平に、教育を受けられない、ジャージが買えない、そういったところに公費を向けるような考え方でいるかと思えます。よろしく願いいたします。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。負担の大きさというものは、町のほうでは町長は認識している、把握しておりますよとは伺いました。負担の大きさが認識はされているけれども、それについて

政策等々検討することはいかがでしょうか。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 これまでも十分、先ほどまでの説明同様、板倉町については少ない限られた予算の中で、子供の子育て、また学習については、むしろほかの市町村に比べれば大きな割合を占める部分について支出をしているという認識であります。

子供というのは、結局は国の宝、県の宝、町の宝でもございますので、板倉町に住む子供についてはほかの市町村に負けないような施策を取ってきておるつもりでありますし、これからもそうであり続ける、その予定でございます。

○荒井英世議長 赤坂教育長。

[赤坂文弘教育長登壇]

○赤坂文弘教育長 議員のお尋ねについては、町の教育環境の整備、個々人の負担軽減もちろんあるのですけれども、町の教育全体についてどのような施策をし、そして充実させているのか、あるいはこれからいってほしいのかということのご質問かなというふうに思います。

私の立場上、やはり町の教育環境については日々心に留めておきまして、どうすれば子供たちの学びの環境が充実していくのだろうかというようなところについては考えているところですが、先ほどからもお答えもありましたように、町の教育環境の整備で大きなところは、まず給食費の無料化ということが大きなこの町の特徴であるのだろうかというふうに思います。そこに大きな予算を使っているということ。

それから、数年前にG I G Aスクール構想ということで、それぞれ市町村単位で子供たちにタブレットを1人1台配布したわけですが、板倉町では各教室に電子黒板を導入しております。これは町独自の施策で、近隣の町ではこれを当たり前に行っているのかということではありません。板倉町の独自の教育政策ということで、各教室、特別教室には大きな電子黒板がありまして、その電子黒板を通して学びを深めているということ。そして、この電子黒板については、もう現場の教員からも非常にありがたいと、これがあるのとないのでは学習効果が全然違うということで、これも町の予算を大きく取って、小学校2校、中学校1校全部の学級、そして特別教室に配置されているということ、これも大きな教育予算を使っているということでもあります。

また、今年度は小学校にエアコンの導入ということで、町長の公約ということで導入されました。これもたくさんのお金を使っております。これによって、小学校、中学校はもう体育館にはエアコンの導入が入り、暑い夏でも、それから寒い冬でも快適な中で学習ができると。このエアコン導入につきましても、近隣の市町村ではどこでも入っているのかということは、現実としてはそうではありません。板倉町では、今年度に導入しましたけれども、まだまだ中学校、小学校にエアコンが入っていない市町村もたくさんございますので、そういう点では町の予算、教育予算ということでたくさんのお金をいただいて、子供たちの教育環境の充実ということでいただいております。

また、今年度は板倉中学校に教育支援センターということで、なかなか学校に来られない、教室に入れない子供たちにとっても、そういう教育も充実させようということで、町の予算をたくさんいただいて、これも近隣のまちで、どこのまちでもやっている施策なのかということとそうではありません。板倉町独自の、また

特性に合わせた方法を探りながら、町の予算をいただいて子供たちの学習を充実させようと、そんなふうに取り組んでいるところです。

そういうことを考えますと、確かに一人一人の学習支援をどうするのかということももちろん大事なのでしょうけれども、やはり町全体として、どの子にも同じように学習効果が行き渡るように、また他の町にはない、板倉町の独自の予算ということで、私は他の町も教職として経験がありますので、板倉町の教育の予算というのは、他の市町村に比べても非常に恵まれているという、そういう環境でいるのであろうなということは感じております。よそに出てみると分かるということもあると思うのですけれども、そういう点では板倉町の子供たちは適切な環境の中で学習ができていると、また町の教育予算をしっかりといただいて充実を図っていただいていると、そんなふうに思っております。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。教育環境の充実ということは、ご答弁いただきましたとおりすばらしい、確かに近隣の市町村よりもいろいろと配慮していただいているということは、子供たちにとっては、学びやすい、すばらしい環境で教育のほうを行っていただいているということは、保護者の方たちもすごくそれは感じております。それは、板倉町だからこぞできるということで、ありがたいとは思っております。ただ、先ほども何度もお伝えしていたのが、日々の生活ではなくて、入学時にどうしても起きる一時的な家計への負担というところを、どうしてもそこは私は伝えたいと思っております。町長の答弁でもありましたとおり、負担の大きいのは認識しているけれども、限られた予算の中で家庭の中でそこはあとはやっていただきたいという思いもすごく分かります。

そこで、次の質問と絡んでしまうのですけれども、国の方針で来年4月から給食費、小学校の給食費、学校給食費の無償化の話が始まる方向で調整が進んでいるようではございます。国負担、自治体負担の在り方、議論されているというところなのですけれども、自治体負担の割合が限りなくゼロにしてほしいと館林市は訴えているそうです。もちろん板倉町も同じように訴えているとは思いますが、仮に自治体の負担割合が2分の1だったとしても、板倉町にとっては現在の給食費の約半分、概算ですけれども、1,700万円ほどが浮く可能性になります。たとえ3分の1負担であれば、2,200万円、2,000万円から浮くという可能性が出てきます。100%自治体負担になるということは考えにくいことから、板倉町にとっては浮いた財源の使い道を検討していくこととなります。

この浮いた財源を、中学、高校入学時の経済的負担軽減に活用する考えはありますでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

○荒井英世議長 江田子育て支援係長。

[江田貴子子育て支援係長登壇]

○江田貴子子育て支援係長 お答えいたします。

当町では、小中学校給食無償化を平成29年4月より実施しております。令和8年度には、全国一律で小学校給食無償化を開始すべく、国が検討に入っているとのニュースを耳にしますが、現時点では国からの通知等はございません。今後、国の方針が決定した場合には、現在、町単独で実施しております給食無償化のうち、小学校分の財政負担が軽減されることになると考えられます。しかし、現状では、国が全額負担をするのか、先ほど藪之本議員さんもおっしゃいましたが、または町負担も発生するのかなどの詳細が示されてい

ないため、町としてもどの程度の財政軽減が図られるかが不明確な状況ですので、今後、国の方針が決定後に町の財政軽減分をどのように活用するか、町としてどのように活用するかについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。国が正式に決めてから考えるという、そういうことですよね。不確かなことでは検討しないということは、私のほうでも理解はできます。しかし、決まってから考える姿勢では遅く、生活実態に即した支援策が間に合いません。予測される財源を想定して方向性を示すことが、行政の責任ではないでしょうか。

例えば地域商品券として、中学高校入学時に一律10万円を支給することは、浮いた財源を確実に子供の育成に生かすことができます。今や高校進学率は98%の時代で、国も高校まで行くことを前提にした政策へとかじを切っております。商品券であれば、町内消費につながり、地元商店にも還元されます。用途を入学準備に限定しないことで、家庭が本当に必要なものに充てることもできます。もし、将来的に給食費無償化で自治体負担が減る部分が生まれるなら、その浮いた財源を子供の成長の節目に確実に届く支援として生かす選択肢は十分に合理性がありますが、検討していただく考えはありますでしょうか。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 まだ仮定の段階ですので、町としてそれについてどう検討していくかというのは今後の課題になってくるかと思えます。

限られた財源の中で、板倉町は回しているところでございます。もしこれが給食費無償化、今現在約3,000万円、小学校の無償化で町は負担をしている。この3,000万円をどういうふうにするのか。それはあくまで子育てのためなのか、せっきく浮いた財源であれば、板倉町の子育て部分だけではなく、高齢者の今後の移動手段等を含めた考え、高齢者へのサービスという部分も含めて、広く町民の皆様の公共の利益になるところに使っていくというのが本来でございまして、もし浮くのであれば、それは新たな財源として町として優先順位の高い順にやっていくということに尽きるということです。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

町民のほうからこうした声を聞きます。町の方向性が見えない。先のビジョンが伝わってこない。私は、何でも今すぐ実現してほしいとは思っていません。しかし、想定すること、備えること、方向性を示すことは、行政の責任だと思っております。決まってから動くのではなく、決まる前から準備する町政運営、その姿勢を強く求めて、次のテーマに移らせていただきたいと思えます。

続きまして、まず本町の通院をめぐる現状について申し上げたいと思えます。高齢になると運転に不安を抱える方が増え、特に町内に総合病院がないため、町外への通院が大きな負担となっております。自分のことはできる限り自分でやりたいという高齢者の思いは誰にでも理解できますし、その気持ちを尊重することはとても大切です。しかし、実際には体力や視力の低下、長距離運転の不安などから、1人での通院が難しくなる方も少なくありません。一方でその通院を支えているのは、多くが子育て世代や現役で働く世代です。

自分の親のことは自分でやるのが当然という気持ちを抱えながら、仕事、家事、子育てに加え、定期的に発生する親の通院を支えるために休みを取らざるを得ない。本人も、親も、そして家族も、本当は迷惑かけたくない、本当は困らせたくないと思っても、現実としては支え切れない状況が生まれています。介護保険を使うほどではないが、1人では不安。しかし、家族も全てを担うことは難しい。この制度のはざまとなっている通院支援の課題に、私たちは向き合う必要があると考えております。

地域資源の一つに、社会福祉協議会が実施する思いやり福祉サービスがあります。こちらは、65歳以上の高齢者、障害を持っている方が利用でき、買物代行やごみ出し、食事などの家事支援、話し相手、病院の付添い、病院や公共施設への送迎などがあり、小学生の習い事の送迎に関しては子育て世帯の利用もできるなど、多様なニーズに応じたサービスを週5日提供しています。しかし、十分に活用されているとは言い難く、町外利用が対象外であることが大きな制約となっているように感じます。

そこで、以下3点について伺ってまいりたいと思います。まず、思いやり福祉サービスの実施状況をどのように認識しているか。現在の利用状況や利用件数、利用目的、利用者層などについて、町はどのように認識しているか伺いたいと思います。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 それでは、お答えしていきたいと思います。

思いやり福祉サービスとは、先ほど議員がおっしゃられたとおり、板倉町社会福祉協議会で行っている支え合いの事業です。介護保険のサービスを利用するほどではないが、日常の困り事、地域住民同士で支えられないかと始まったものでございます。有償ボランティアといいますが、報酬は交通費込みで30分300円、おおむね1時間の支援ですが、登録いただいた皆さんと利用を希望される方のマッチングによりまして、日常生活上のお手伝いを行うものでございます。その内容は、買物、ごみ出し、掃除の補助や話し相手などが実施されております。お手伝いをしてくれる方を協力会員としていますが、10月末で20名の登録があります。藪之本議員、また青木文雄議員にもご登録いただいたと聞いております。住民を先導する行為でありますので、大変ありがたいと思っております。

さて、利用状況でございますが、昨年度の合計で136件、延べ172時間、協力会員が19名中、実働が5名、利用会員のほうは実働が5名でした。昨年は、高齢者の方が利用されておりまして、住居のごみ捨てや清掃、また通院の付添い、買物代行等がございました。今年度10月までの集計では59件、延べ70時間を利用されております。ちなみにこの10月、1か月については11件、延べ11時間で、協力会員の方が4名、利用会員の方が6名、高齢者の方になります。内容は、買物代行、清掃、ごみ捨て、また10月より送迎サービスが始まっておりますので、4件のご利用がございました。

このサービスは、ちょっとしたお手伝いで地域での住民の自立を支えるものであると考えております。利用者が、場合によっては協力者になるという支え合いの形ができることが理想でありまして、思いやりサービスでほかの全てを補うものではありませんので、買物であれば移動販売が参入したり、福祉車両の貸出しを行ったり、このサービスもそのような資源の一つであると認識しております。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。利用が徐々に増えているとのことですが、だんだん利

用が増えているということはありがとうございます。それでも、実態として制度を知らない、利用の仕方が分からない、町内利用に限定されているので利用ができなかったなどの声も多くあります。町として、利用促進に向けた課題をどのように分析しているのか、伺いたいと思います。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 ただいま利用促進についての課題とおっしゃいましたが、このサービスはあくまでもほかのサービスの隙間を担うようなサービスでございます。多くの方が利用すればいいというようなサービスとは考えておりません。

実際には、利用が増えている状況は、本当にこのサービスが利用ができない方の定期的な利用が増えているということでございまして、人数が増えているということではございませんので、そこら辺は需要と供給がマッチできているのではないかなと考えております。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

高齢者の移動支援のニーズについて、町はどのように把握しているか伺いたいのですけれども、先ほど利用が必要な方、どうしてもサービスを充実させて皆さんに使ってくださという内容ではないということでは理解いたしました。であれば、逆に高齢者の方が本当に使いたい、そういった方たちの潜在的なニーズというのをどのように把握しているのか。また、現行では拾い切れない潜在的なニーズをどのように把握し、施策に反映しようとしているのかをお答えいただければと思います。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 現状では拾い切れないニーズとおっしゃいましたが、なかなか難しいところでございます。

ニーズの把握についてでございますが、直接ご本人からお伺いする場合と、サービス事業者を通じて伺うもの等もございます。例えば介護予防事業、地域包括支援センターへの相談事業、ひとり暮らし高齢者等の訪問事業など、直接高齢者と接する機会がありますので、そのときご本人やご家族との面談の中でうかがえるもの、あるいは要介護認定調査の機会、また町内介護サービス事業者の年1回のヒアリング、介護予防サポーター、民生委員、行政区役員からも得られるものも多少あります。さらに高齢者福祉計画に合わせて3年に1度、ニーズ調査を行っております。さらに老人クラブやシルバー人材センターの行事にも顔を出すなどいたしまして、あらゆる機会を通じて幅広く声を集めたいと考えております。実際には、職員が出向いて行っております。

施策への反映でございますが、まず買物に関しましては移動販売を参入いたしまして、実際には見て買いたいという希望が可能となりました。送迎サービスにつきましても、町内の買物や受診にバス停が遠く、外出の制限があるなどの声から、社会福祉協議会と役場の職員で検討を繰り返し、先進地への視察も行いました。やっと開始に至ったものでございます。また、希望者の多い介護予防教室などは回数を増やしたり、通年での定期開催など、より多くの方が参加でき声が聞けるようにしています。また、地域で自ら運営する通いの場の開催に当たっても職員が出向き、順調に開始できるようなサポートをしながら、町民の声に沿って

いるつもりでございます。

さらに過日の行政懇談会におきましても、福祉タクシーについて、1回の利用制限がなくなってよかったという声がある一方で、対象者の拡大についての要望もありました。いたずらに予算を上げ、拡大することはできませんけれども、何らかの改良ができないかとか検討に入ったところでございます。以上のように、考えられる限りの改善策を行っているところでございます。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。いろいろな方法で潜在的なニーズ調査のほうをさせていただいているということで、ぜひこういったすばらしい思いやり福祉サービス、まずは皆さんに知ってもらって、こういったものが使えるのだよということをもっと多くの方に知ってもらうことで、町内の方たちの支援が足りていない、もしくは困り事なんかにも反映できればなと思っております。

町内に総合病院がなく、近隣自治体と共同で支えている厚生病院が館林にあることなども踏まえ、この思いやり福祉サービスの送迎対象を町外の医療機関まで拡大する考えはないか、または実現に向けた課題と可能性について伺いたいと思います。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 高齢者の支援を考えている我々といしましては、高齢者の通院に関しましては医師の診察内容を共有できる家族等の付添いが必要ではないかと考えています。町内町外にかかわらず、通院の送迎サービスは家族の付添いを推奨したいと考えています。

しかしながら、家族の付添いができない方もいらっしゃいます。社会福祉協議会が始めたこの送迎のサービスにつきましては、地域のボランティアによる支え合いで成り立っておりますので、要望どおりに支援できるとは限らないという難点がございます。また、このサービスは、他のサービスの隙間を埋めるものであると把握しておりますので、他のサービスが利用できる場合は、そちらを優先していただくものと理解しています。そのため福祉タクシー等のことについても検討に入ったところでございます。また、ボランティアさんの運転でございますので、長時間の運転というのはいかがなものかという思いまして、おおむね1時間のサービスが現在のところ標準となっております。

地域における支え合いですから、自助、互助、公助、共助であります。この理解を広めつつ、全ての要望をこの送迎サービス、あるいは思いやりサービスだけで賄うことは想定しておりませんが、必要を十分見極め、社会福祉協議会と検討はしていきたいと考えております。加えてほかの方法についても、併せて研究していければと考えております。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

先ほど福祉タクシーのことについても検討するというお話ありましたが、ちょっとその福祉タクシーのことで1つ、私から提案というか、よく声があるのですけれども、福祉タクシー券は確かにありがたい政策です。支援です。高齢者の方で車のない方にとっては、とても便利なものです。しかし、その福祉タクシーの利用券をいただける支援の対象の方が、少し幅が狭いのではないのかなというお話のほうも聞きます。といいますのも、名目上では高齢者のみの世帯とは書いてあるのですけれども、同一敷地内に車を持ってい

る方がいたら、その利用の対象ではないと。そうなりますと、なかなか福祉タクシー券がもらえない方がいらっしゃるというのも現実です。共に同じ生活リズムではなく、それぞれ別の家庭、別の生活をしている中で、そういった枠組みの中で家族で誰か1台持っているから、そちらの方で対応してもらって、福祉タクシー券は出せませんよとなってしまいますと、なかなかそこはやはり使えないのかという声も聞いておりますので、その辺もこれは意見ですけれども、今後の反映につなげていただければなと思っております。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 福祉タクシー、タクシー券で全ての移動が賄えれば、こんなよいことはないと思っています。しかし、予算の限りがあります。では、どこを減らして、どこを増やすのだということになりますと、やはりご家族が同居されている方はご家族に担っていただくのがよいかな。高齢者の支援をつかさどる我が課としては、ご家族が高齢者の方に付き添って行って、先生と病状の確認をしていただきたい。例えば、定期受診であればおおむね月1回かと思えます。同居の方がいない方でも、もし来られる状況であれば、ぜひ月に1回は先生と情報共有していただきたいのが本音でございます。

福祉タクシーにつきましても、行政懇談会でご希望がありましたので、少し対象者の拡大を考えていきたいと思っておりますが、ではその予算をどこまで拡大するのか。どこを減らして、どこを増やすのかというのがとても大変なことになりますので、今後、議員にもご意見をまたいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○荒井英世議長 藪之本議員。

○3番 藪之本佳奈子議員 ありがとうございます。

そうしましたら、以上、思いやり福祉サービスの現状と今後の在り方について、私のほうから質問させていただきました。地域資源として大きな可能性を持つこのサービスですが、現状では町内のみの送迎に限られているため、町民の実際の生活実態と必ずしもかみ合っていない部分もあります。本町には総合病院もなく、より専門的な受診には、多くの方が町外での受診を余儀なくされている状況でもあります。先ほどおっしゃっていましたが、家族の付添いを板倉町は推奨しているということも重々理解はできますけれども、やはり今後、町外医療機関への送迎が可能になれば、家族の負担軽減につながるだけでなく、働きながら親の通院を支えるというごくごく普通の生活をごく普通に続けられる町にもなっていくと考えています。

さらにこのサービスは、高齢者だけのものではありません。制度上、小学生の習い事や公共施設への送迎にも使える仕組みです。もし町外の習い事や塾まで送迎が展開できるようになれば、子供の教育の機会の確保、親の働きやすさの両方に寄与し、子育て世帯にとっても非常に大きな支援となります。町外利用は高齢者福祉だけではなく、子育て支援、そして働く世帯の暮らしにも恩恵をもたらす、まさに地域全体の生活基盤を支える施策ともなり得ます。もちろん課題が多いことは承知していますが、できない理由を並べる前に、まずは町民の実態に合わせてどうすればできるかを共に考えていただきたいと思えます。

思いやり福祉サービスが、名前のとおり、町民の生活に寄り添う真の地域の資源として発展していくことを期待して、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で藪之本佳奈子議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

13時15分から再開いたします。

休憩 (午後 0時13分)

---

再開 (午後 1時15分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、尾澤将樹議員。

なお、質問の時間は60分です。

尾澤将樹議員。

[4番 尾澤将樹議員登壇]

○4番 尾澤将樹議員 4番、尾澤将樹です。通告書に従いまして質問させていただきます。

まず、1つ目の質問に入ります。板倉町の少子化問題について伺いたいと思います。2024年4月に発表された民間有識者グループ人口戦略会議のレポートでは、日本全国の市町村数、去年の4月時点で1,729自治体中の744自治体、市町村が消滅可能性自治体と言われる状態になっています。その中の一つが板倉町であります。消滅可能性自治体とは何か。先ほど言いましたが、この民間有識者グループ人口戦略会議が公表した分析レポートで用いられている自治体の区分であります。定義として、この区分は若年女性人口、20代から30代までの女性の将来的な減少率を主な指標としています。この分析では、2020年から2050年までの30年間で、該当自治体の若年女性人口が50%以上減少すると推計される市町村を消滅可能性自治体と定義しています。この指標は、将来の出生数に大きな影響を与える女性の人口に着目することで、自治体の持続性可能に警鐘を鳴らすものでもあります。

それには、町の人口減少に歯止めをかけ、現在の人口を維持していく努力をすること。ここ数年来の板倉町の出生数が毎年30人前後となっています。それよりも自然減のほうが多いので、人口は減少していきます。人口を減らさないためには、若い子育て世代の人たちに住んでもらえるまちにしていくことです。先だって町長も言っていました。町の職員が2人も結婚したが、2組とも板倉町に住んでくれないと。訳を聞くと、板倉町には住む場所がないという。それならば、若い夫婦の住む場所を町が提供できるようにすればよいのではないのでしょうか。

ここで一つ、茨城県境町がやっている土地付住宅です。その住宅に住めば、建物も土地も住んでいる方に譲渡するという方式です。これも一つの方法かと思います。板倉町にも、大学生たちが住んでいた独り暮らしのアパートがたくさんあります。それを町が改築をしたり、費用を一部出したりして、家族で生活できるように造り変えとか、若者の家族に住んでもらえない限り、人口を増やすのは簡単ではないと思います。少なくとも、消滅可能性自治体と言われる汚名は外せるようにしていきたいものです。

ここで質問します。現在の板倉町は、その消滅可能性自治体と言われていています。複合的な要因によって、人口減少が加速しています。この状況に向き合い、現在の人口を維持していくための町としての新たな方策はあるのですか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 それでは、お答えしたいと思います。

人口減少と人口構造の変化による課題につきましては、町の政策全般に大きく関わるものとは承知しておるところでございます。ただ、国全体もやはり人口が減少する中、町の人口を維持するというはすごく困難な状況なのかなというふうには思っております。ただ、持続可能なまちづくりをするために、人口減少をどれだけ抑制できるかということが、今後の課題かなというふうには思っております。

板倉町の人口ビジョンの中で一応目標人口としては、令和9年の中期目標を1万3,300人というふうに一応捉えています。ただ、現在もう7年度で1万3,300人程度になっているわけなのですけれども、最終的に令和32年の長期目標を見ると9,600人という形で示しておるところでございます。これは国立社会保障・人口問題研究所の推計と本町の近況を勘案しますと、人口減少の傾向は止まらない見通しでございます。よって、本町が目指すべき将来人口については、現状を踏まえて人口減少の傾向を最大限緩和することを目標として設定をしているところでございます。

議員もご承知だと思いますけれども、板倉町の人口ビジョンにおける中期目標、それと長期目標については、総合戦略で定める4つの基本目標、仕事と雇用、それと移住と交流、それと子育て福祉、それと地域づくりの4つの目標があります。この施策の方向性について、共通認識を高めまして、その中の項目で重要目標達成指標、それと重要業績評価指標、俗に言うKPIの達成に向けて、全力で注力することが基本なのかなというふうには思っております。

そんな中でも、先ほど青木議員さんも言ったように、やはり企業誘致というか、企業局がやっている住宅にいっぱい人が入れば、当然自然にどんどん、どんどん人口が来るかなというふうには思っております。これについては、今年度の9月からグリーンブロック、企業局がやっていますグリーンブロックの分譲も始まっているところでございます。これが順調に進んでいただければ、多少なりとも人数が増えてくるのかなというのが期待しているところでございます。

そのほかに今までやっている町のほうの対策なのですけれども、当然人口減少に歯止めをかけるべく、うちのほうも様々な施策に取り組んでおります。新たに今年度、7年度から新設した結婚新生活の支援補助金や、妊婦に対する遠方の分娩施設への交通費の支援扶助、それと今までやってきている出産・子育て応援給付金、それと子育て支援金、学校給食の無料化など、子育て支援対策は継続して実施しておるところでございます。

また、新たに今年度70周年記念ということで、本町の魅力度、認知度向上のために、著名人を活用したシティプロモーションの関係で動画をつくったりとか、電子雑誌を町外の方に配ったりとかしまして、板倉町をPRさせていただいたところでございます。そんな中、ニュータウンとか板倉町に住んでみたいという方がいらっしゃいましたら、当然移住支援金とか、板倉ニュータウンに入った方については移住支援金で70万円、住宅取得支援事業ということで30万円なのかな、など、様々な移住定住施策を実施しているところでございます。

これについては、近隣の自治体ともそんな遜色はないかなというふうには思っておるのですけれども、なかなか入ってこないというのが実情でございますので、ここで満足はせずに、一応今後いろんな成功事例等々、先ほど境町と言われたと思いますけれども、そういった成功しているところを調査しまして、研究をし、取り入れられるものについては当然取り入れていきたいというふうには考えております。ただ、どうしても

板倉町の予算を考えてやっていかななくてはいけない部分がありますので、そこら辺は慎重に考えて、でも積極的にやっていければなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 1つ伺います。

これで今グリーンブロックやっていますね。このグリーンブロックが全部埋まったとして、4人家族、夫婦と子供2人、全部埋まってどのくらい人数が増えるでしょうか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 お答えします。

グリーンブロックについては、第1工区ということで25区画造っておりますので、25掛ける4で100人程度ということになります。

以上です。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 今の売り出し中なものが25ということで、計画だと60区画になりますので、4人家族だと240ということになります。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 分かりました。

では、次の質問に移りたいと思います。人口減少の主な要因として、出生率の低下が挙げられます。消滅可能性自治体の指標にも使われております。板倉町の合計特殊出生数は、県内においても極めて低いことから、2023年、令和5年度には0.59まで落ち込んでいます。その影響は顕著であると言えます。

そこで、館林邑楽地区の医療資源として不足している周産期医療体制を整備して、安心して出産できる環境の構築が中長期的な施策として有効であると思われるが、町としての考えはどうでしょうか。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 議員おっしゃるとおり、周産期医療体制の整備によりまして、安心して出産できる環境の構築が出生率の増加に少なからず影響するとは思いますが。

全国的な傾向と同様に、人口減少、とりわけ若い世代の減少に伴う分娩件数の減少によりまして、群馬県内においても分娩を取り扱う医療機関は減少しております。今後さらに減少も見込まれております。産科及び新生児を診る医師に関しましても、その確保が全国的な課題となっております。群馬県内でも、本町が属する東毛圏域は、県内比較において全科で医師数が少なく、県医師会、町村等での医療体制の検討が行われるところでございます。町といたしましては、県及び町村会、県議会等に対しまして、地域の実情に応じた医療体制の整備に関しての要望を重ねており、今後も続けて要望してまいります。

また、邑楽郡の各町及び館林市で設立いたしました公立館林病院に対しまして、地域医療の核としての役割を確保するため、必要な財政支援を継続し、引き続き医療体制の確保へ働きかけを続けてまいります。議

会におかれましても、各会議に代表が出席されております。現状把握と医療確保の要望等、お力添えをお願いいたします。現在のところ、町の考えとしてはそのように考えております。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 自分の知り合いの家族で、町から転出した子供たち夫婦で、うちの土地がないから住宅が建てられない。今は大体2世帯住宅というのですか、そういう住宅とか、あとは同じ土地内にせがれさんたちの住宅をもう一つ建てるとか、2つ住宅があるというのが板倉町では多いのですが、そういう場所もないというので、ほかに転出した夫婦ですか、私の友人の子供たちなのですけれども、に話を聞くと、板倉町へ戻ってきてもらいたいなら、やはり産婦人科とか小児科をつくってもらいたいとよく言われます。やはり子供たちを診てくれる病院とか、自分がそういう状態になったとき、女性なんかだとそういう病院、病院ではないのですけれども、クリニックでよいと思うのです。そういうのがすぐそばにあってもらえたら、どれだけ安心して生活ができるのかなと、そういうことを言われたことがあります。やはり館林に産婦人科が1つしかないというので、そのほかは全て県外の病院やクリニックを利用するしかなくなっています。やはり近くにあれば、どれだけ助けになるかと思えます。

次の質問に行きたいと思えます。次の質問です。救急医療体制の整備について伺いたいと思えます。自分のことになるのですけれども、今年の8月の暑い土曜日の午後、私は自分の不注意により自宅の中で転倒し、自分のベッドに腕を強打してしまいました。ぶつけたときは痛いぐらいとしか思わなかったのですが、患部を触るとこぶができていました。物すごく痛くなり、すぐに水で冷やしたのですが、痛みが激しくなり、腫れもひどくなりましたので、救急車を要請しました。それは、自分自身が障害者であり、人工透析をしているので、それが原因で何かになってしまったら困ってしまうからであります。

でも、救急車はすぐに来てくれました。ところが、この周辺の市町村、自治体の病院は、県内県外も含む、土曜日の午後ということもあり、全ての病院が受入れできないとのこと。救急隊が病院とのやり取りの中で、人工透析をしている患者さんが腕をけがしましたと伝えるだけで、少々お待ちください、先生にお取り次ぎをします。その返事を待つだけで十数分かかります。すると、外科を診察する先生が現在不在ですとか、透析を診てくれる先生がいないので、診ることができません。そのやり取りを何度も何度も救急隊は、同じ病院に時間をおいては電話したりくれたりしていました。結局自分の自宅に救急車が止まったまま、周りには見物人は増えるし、いつまで止まっているのか。私も腕は痛く、やきもきしてしまったのですが、結局3時間近く自宅の道路に止まったまま、最終的に自治医科大学が受け入れてくれることになり、搬送が決まり、自宅から約50分かけて搬送させてもらいました。

ここで質問させていただきます。この館林邑楽地域には、救急医療リソースが大変不足しており、県外医療施設への救急搬送を余儀なくされる場合が多々あります。二次救急医療として館林厚生病院がありますが、それ以外のクリニックとして初期救急から二次救急医療に対応できるクリニックの必要性が高いと思われませんが、町の考えはどうか。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 救急に関しましてはあればよいと思っています。ただし、初期救急につきましてはかかりつけ医が、二次救急は手術、入院まで対応できる医療機関が担うと認識もしています。

本町において、初期救急はかかりつけ医療機関のほか、休日当番医、館林夜間救急診療所、また歯科に関しては館林邑楽歯科医療センターがございます。二次救急に関しましては、先ほど議員おっしゃったとおり、公立館林厚生病院、また外科であれば慶友整形外科病院がございまして、それぞれ役割分担により機能していると考えています。新たに救急クリニックがあればよいとは存じますが、救急クリニックには必ず後方支援の病院が必要ではないかと思っています。救急クリニックで初期対応後の受入れ病院が整ってこそ、初めて機能する仕組みかと思っています。

ちなみに近隣では、埼玉県に個人のクリニック、救急クリニックと名乗る個人のクリニックが3件あると聞いておりますが、行政主導で設立したものではありません。以上のことから、公立館林病院における救急医療体制の維持強化が急ぎ対応するべきであって、引き続きの財政支援と体制整備に係る要望を実施していくことが現実的な方策かと思っています。

また、新たに町が救急クリニックを設立運営する必要については、現時点では早急なことではないかなと思っています。ただし、クリニック設立の相談があった場合には、丁寧に対応したいと思っています。なお、いざというときに備えてかかりつけ医を持って、救急時の対応を相談しておくことが必要であると、町民に対しまして普及啓発には努めていきたいと考えております。また、県境の町であること、隣接県の医療機関が距離的に近く利用しやすいということは、逆に強みとして、地域医療体制についても県の枠を超えた体制に関して、関係機関の意見を伺いながら研究してまいりたいと考えています。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 ただ、何でもかんでも館林病院におんぶにだっこでなく、その前段階、初期から2次救急まで診察していただけるクリニックがこの町にも必要ではないかと思えます。

先ほど玉水課長も言いましたけれども、埼玉県の川越市にあります川越クリニック、救急外来の先生3人で24時間休みなく開院する救急専門クリニックであります。隣の加須市にも西山救急クリニックというクリニックが、やはり24時間体制であります。そこで、この板倉町役場の近くにあった診療所、すぐそこにあった診療所です。その診療所には、標榜科の中に救急科というのがありました。その先生自体が救急専門の先生だったからだと思うのですけれども、現在は残念ながら閉院しています。栃木県内のクリニックで人工透析をしていると聞いております。そのクリニックが板倉町で開院していれば、救急医療リソースの一部を担ってくれたかと思われまます。

人口が少ない町では、人が少ないからお医者さんが儲からないから、先生なんか来てくれないと思われがちですが、そういうことは考えずに、こういう町を気に入ってくれるお医者さん、きっといると思います。今から10年先、20年先の板倉町のクリニックのことを考えていきませんと、皆すぐに年を取ってしまい、気がついたときには町内にクリニックがなくなってしまうということがないようにお願いしたいと思います。町民が安心して生活できるまちづくりの一環としてお願いしたいと思います。

人口減少に歯止めをかけるためにも、このままでは人口がますます減少する一途だと思います。どうしてもこういう提案が無理だというのは、それはそのとおりだと思うのですけれども、だったら館林厚生病院に館林市内はもちろん、邑楽郡内にも駆けつけてくれるドクターカーというのですか、先生が乗ってくる救急車。そういうものを置いてもらって、もしもという場合にはそういう救急車が向かってきてもらえる、現場まで。患者をその場で診察して、その場で治療してもらえ。それをそのまま搬送してもらえると、厚生

病院だとか、そういう病院に。そういうドクターカーというのがあればよいかなと思いますので、そういうものが置けるかどうか。館林厚生病院、今は公立館林医療企業団ですか、そこのほうに聞いてもらいたいと、町のほうから伺ってもらいたいと思います。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 議員おっしゃるとおり、救急のものがあれば安心して暮らせるという部分もあります。ただし、先ほどおっしゃったとおり、お医者さんですので、採算が取れないところには出てこないだろうということも議員おっしゃっていました。

現実的には、先ほど藪之本議員の質問にもあったように、高齢者の医療機関への足というのも心配になっています。実際に町として考えるには、これからもしクリニックがなくなるのであれば、在宅診療の病院等々を呼び寄せるほうが現実的ではないかな。これから高齢者が増えていって、高齢者の足もないとすれば、来てくれて診てくれる。24時間体制で主治医となってくれるような病院を誘致、あるいは探してくる、あるいは積極的に町に働きかけがある場合には対応していくようなことが現実的ではないかなと今お話を聞いて思いました。でも、町民が安心できるような体制づくりは、引き続き研究してまいりたいと思います。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 そこで、先ほどの質問でも、藪之本議員の質問でもあったのですが、館林のほうの病院ですか、新橋病院ですか。新橋病院は、入り口でかく、送迎が困難な方は連絡ください、迎えに行きますと出ております。なので、私行ったときに確認しました。板倉町でもいいのですかと、迎えに来てくれるのですかと言いましたら、板倉町でも車と人さえいれば迎えに行きますと。それはどういう意味かという、要するに車もやはり送迎で出ていたりしていないときがある。車もあって、人もいる時間帯だったならば、板倉でもどこでも迎えに行きますよと病院側は言ってくれました。そういう病院もありますので、ひとつ覚えておいてもらいたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。商業施設等の誘致についてです。駅前の商業業務用地について、複合商業施設や医療施設、飲食店など、多様な業態の誘致に取り組まれてきたが、現実には至らないままである。直近3年において、企業等から交渉、照会があった件数や業態等について伺いたい。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 答えいたします。

直近3年においてということで交渉、照会があった件数や業態等についてということでございますけれども、駅前の商業業務用地についての企業との交渉になりますけれども、直近令和6年度、昨年36社、その前、令和5年度31社、その前の令和4年度が28社と交渉をいたしております。業態としましては、その3年間のトータルになりますけれども、小売業が26社、製造業が23社、飲食サービス業が15社、倉庫業が7社、運送業が4社、電気業が4社、不動産業が2社、通信業が1社、金融業が1社、リース業が1社、その他11社となっております。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 それだけ企業等から交渉や照会があったということであって、まだ話が続いている

というのですか、そういう企業というのはあるのですか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 おそらく次の質問の交渉中ということであるのかということになるかと思いますが、駅前のロータリーすぐ南側、駅から西口に出て左側の広いところ、あそこは町の中で通称A区画というふうに呼んでいるところですが、そこにつきましては商業系の店舗が進出予定となっております。その全面ではなくて、区画を南北に半分に割りまして、あそこ1.4ヘクタールあるのですが、駅側と川村モータース側で半分に分けるというイメージで、駅側のほうの半分0.7ヘクタール、こちらにつきましては仮契約を締結してございます。予定でいきますと、来年3月に本契約の予定となっておりますので、その後正式な契約となりました暁には、皆様方にも企業名等紹介できるものと考えてございます。

以上です。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 来年3月に契約ということなのですが、やはり夜8時過ぎて最終バスが行ってしまうと、駅前から車の駐車場まで非常に暗いのですよね。やはり暗い中歩いていくとなると、別に私たち男性、男の場合は構わないかと思うのですが、もしも女性の場合なんかだとやはり暗がりだと怖いかなというイメージがありますので、それがもうあそこが平成9年、8年でしたか、開業が。なので、もう28年ですか、続いているので、それがなくなるということなので、よいことかなと思います。

次の質問なのですが、板倉ニュータウンの土地、企業局の土地だから板倉町には何もできないとか、企業局の土地だから手出しがあまりできないではなく、先ほど言ったとおり、交渉中の企業があるということなので、今後ほかの土地などにどのようにして誘致を図っていくのか、教えていただきたいと思います。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えいたします。

先ほどA区画、駅前のところにつきましては半分がということをお答えさせていただきましたけれども、その残り半分につきましても引き続きまだ半分残っているわけですので、できれば商業系の店舗を誘致してまいりたいと考えているところでございます。また、トライアルの隣にありますB区画というふうに町で呼んでいるところがありますけれども、こちら約4ヘクタールの土地ですが、こちらにつきましてもできれば商業系の企業を中心に、地元へ貢献できるような企業の誘致を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 ということは、売れたことがはっきりしないと、要するにどこに売れたかというのは言えないというわけですね。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 本契約が済んで、企業局からその後にプレスリリースというような形になるかと思いますが、その時点まではまだ企業名等は申し上げることができないということになってございます。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 そこで、1つ聞きたいのが、板倉町の外から、板倉町の駅前が売れたのだってという話が、何か知らないけれども、どこからともなく聞こえてくるのです。それは、どこからか話が漏れているかなと思われてしまうのですけれども、この前も課長に聞いたら、そんなことはないということなのだけれども、なぜこれが館林だとかそっちのほうから、板倉の土地が売れたとか、そういう話が入ってしまうのか、不思議なのですけれども、それは。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 町としては、多分おそらく議員さんを目の前にしてお話をしたのは今回が初めてだと思います。ということで、その話が出ているはずはないかと思いますが、いろんな人がその関係にはタッチをしていますので、どこからか流れているのか、そこは分かりませんが、もしくは先ほど申し上げましたとおり、1つの土地を半分に分筆をしているわけですから、何かそこをやっているのを見かけた方等がいれば、当然何かやっているのだらうかと、そういうふうに推測をする方はいらっしゃるのかなというふうには思います。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 また、どうしたら町が発展していくのか。町の起爆剤となるものは何か。私は、町の職員の知恵だけでは限界があるのではないかと思いますので、若い職員だとか、そういう板倉町の役場に長く勤めていない人というのですか、そういう人からも意見を聞いてみたりして、どういうことがよいのかというのは若い方からの意見を伺うというのもよいかなと思うのですけれども。

あと、ほかの自治体でもこれは使われたりしているのですけれども、板倉町はコンサルタント会社というのは使っていないのですか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 企業誘致に関しては使ってございません。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 議員さんからいろいろ意見を言っていて、公園の整備とか、そういった要望があったではないですか。そういう関係で、たまたま境町のところでやっていた関連する業者のほうに、我々と都市建設課長とも行ってお願いをさせていただいて、一応今月の11日の日に現地を見に来てくれるということで、公園をどういうふうに整備したらよいかというような計画を考えてくれるというような段階に今来ているところでございます。ただ、それが計画ができたから全部やるよということではないし、当然何十億円というふうに要望が来てしまうとなかなかお金がないという部分があるので、まずはその計画案を見てから検討していけるかなというふうには考えているところです。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 先ほど企業誘致の関係では、特に町としてコンサル等には依頼はしていないとい

うお話はさせていただきましたが、例えば近隣の市町村等でいろいろ土地の区画整理等で企業用地等を開発をしているような業者さんとかは、特にお金を払っておりませんが、そういったところにお話を聞いたりとか、そういったつながりは持っています。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 これは、NHKかどこかで放送したのですか。そういうところを使って成功した企業、企業というか、市ですか。常総市の道の駅だとか、そういうのを紹介があったのですけれども、やはりそういうのを見てみると、私たちというか、公務員から見ると、違うそういう仕事を専門にしている人から見る角度というのが、全然違う角度から見られるので、そういうのも一つの指標になるかなと思うのです。だから、そういうのもやはり当てにするというわけではないのですけれども、聞いてみるのも一考あるのではないかなと思います。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 尾澤議員さんのおっしゃるとおりでございます、役場としましても先ほど近隣のというふうな、具体的には埼玉県周辺のところでいろいろとそういった開発をしているところなんかも承知をしてございますので、そういったところを町としても視察をしたりですとか、話を聞いたりとか、そういったことは今年に入っても行ってございます。

○荒井英世議長 尾澤議員。

○4番 尾澤将樹議員 確かに何も無い町と、「板倉町って何も無いよね」と言われるような場所なのですが、前橋や高崎のほうからそれより西の群馬、長野のほうまで行ってしまってもよいですか、そっこのほうに住んでいる人から見ると、東のほうというのは館林で終わってしまっているというのが結構多いのです。それより先に板倉町がまだあるのですよということを認識が薄いという方が多いというのですかね。それで、板倉町というのを知ってもらえるということも欲しいというか、必要かなと思います。知っている人に板倉町という、何を思い浮かべますかと聞いてみたら、言われたのが洪水とキュウリと言われたのです。やはりキュウリというのは、板倉というとキュウリと結びつくのですかね。そういうことをやはり私も言われたことあるので。キュウリのイメージがついているというのもあるので、そういうのも一つの起爆剤として使っていきたいと思います。

だから、いまだに昔の80年前に来たカスリーン台風、その話というのがまだいろんな人のところで浸透しているというか、利根川という、やはり切れたというカスリーン台風という話がまだそこかしこで言われているというのですかね。なので、最後になるのですけれども、先ほども言いましたように、板倉町にそういうコンサルタント会社を入れてみて、やはり違う方向から見てもらったりして、板倉町のよいところを探してもらいたいと思います。

私のほうからは質問は以上になります。早く終わってしまったのですけれども、すみません。これで終了させていただきたいと思います。

○荒井英世議長 以上で尾澤将樹議員の一般質問が終了いたしました。

ここで休憩いたします。

14時30分から再開いたします。

休憩 (午後 2時00分)

---

再開 (午後 2時30分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、小林武雄議員。

なお、質問の時間は60分です。

小林武雄議員。

[8番 小林武雄議員登壇]

○8番 小林武雄議員 通告5番、議席番号8番の小林と申しますが、3年ぶりの一般質問になりますが、ちょっと声が震えているかと思いますが、心を落ち着けながら一般質問に入っていきたいと思っております。

今回は、一応3つほどテーマを決めさせていただきました。1つは、町長の1年間を振り返ってということと、最近結構人気になっている生成AI、そして去年から制度が始まった相続登記の関係ということで、3つほどテーマを決めて進めたいと思っております。

まず最初に、町長に対する質問ですが、小野田町長が去年の11月17日、無投票ではありますが、当選しました。その後、約1年間、各団体や議員の対応、区長会の対応とか商工会とか、諸々の地元の企業さんとか団体さんとか、1年間ずっとやってきました。1年間やれば、ある程度いろんな団体の動きとか考えとか行動とか、その辺が分かってきたかなと思っております。それに迎えて近隣の自治体とのつながりと、また国や県との陳情の関係でやはり信頼関係とか、その辺の構築がこの1年間の一番大事な時期なのかなと思っております。また、この1年が最初の町長の姿勢を見るというか、周りの方が小野田町長はどういう人間だろう、こういう人間であろうと、やはり皆さんが関心がありますので、その関心の中で板倉町1万3,000人の人口ではありますが、皆さんが関心を持って小野田町長を見ています。それを町長は背中に受けながら頑張っていたということで、小野田町長におかれましては無難にこの1年間過ごせたのかなと思っております。

この1年を振り返ると、結構日本中で、そこら中で首長さんが何だかんだ問題起こしているところがあるので、それは全然該当に当たらないところがあるので、そこは小野田町長に対しては安心なのかなと思っております。また、内助の功で夫人のほうも町長をバックアップしながら、陰ながら頑張っていたらと、夫婦で二人三脚で板倉の町政を引っ張っていただけたということだと思っております。

そこで、質問をさせていただきます。実際に小野田町長はこの1年間、各所に行ってきました。いろんな思い出とか課題とか、あとは問題点とか、おそらく議員のときの立場と、町長になってからの立場と全く違うと思っております。議員は12分の1、町長はたった1人。何があっても自分で出ていかないと駄目。そういうところがありますので、そういう意味では町長となる、どこでもそうですが、首長になるとその人の行動、一挙手一投足というのかな、それは皆さんが思っていますので、その辺を踏まえて日頃行動しているのかなと思って、その辺は自分でも小野田町長があちこち行きながら、町長の活動記録とか、その辺のところをじっくり見せてもらいましたので、その辺のところを踏まえて、まずは町長の感想を聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 小林議員におかれましては大変お世話になっているところでもございますし、一緒に正副議長を務めた中で、お互いの人となりというのは十分理解をできているのかなというふうにも思っております。

おっしゃるとおり、就任後1年と少しを経過してきたところでございます。今回の質問については、就任から1年間の町政運営を振り返り、印象に残った出来事ということにつきましては、私になって早々、今年の2月からが板倉町の町制施行70周年記念ということで、様々なことをいろいろ企画を出していただき、その決定をしてきたというところもあるのですけれども、やはり記念式典が私としてはすごく印象に残っているところでもございます。初めて町長になってまだ数か月で70周年だということで、私がやってよいのかなんていう部分も考えつつ行ってきたところでもございますが、おおむね成功裏に進めてこれたのかなというふうにも思っております。

実際に70周年の式典だけでなく、その後続く様々な行事についても70周年記念事業という形で銘打って行ってきたものがございますが、実際に体育祭とか文化祭とかいろいろ大きな行事があった中で、一番私としてよかったと思うのが住民発議といいますか、若い方が率先して手を挙げていただき、音楽フェスであるとか、クラシックカーのフェスというのは町が主導してやったものではなく、そういった若手の方が手を挙げて動いてくださった。それについて町は後援をして、70周年記念の事業というふうな形で進めてきたのですけれども、そういった声が上がってくるというのが大変私としてはすごくうれしいことであって、これが今後も続いていく、続けていけるように、町としてもバックアップをしていきたいというふうに思う部分と、あと群馬交響楽団の弦楽のアンサンブルですが、12人の演者、奏者に来ていただいて、70周年の記念コンサートということでやらせていただきました。これも町がやろうとしていたわけではなく、背中を押されて、たまたま区長会長がそういった形でお話をどうだい、やってみないかというようなこともあった中で、実際にやってみたらすごく高い評価をいただいたという部分もありまして、今までやってこれなかった、やってこなかった部分についても、町が後援なり、主導してやれたという部分については、私としては1年頑張ってきた中での成果に入るのかなと、また印象に残った出来事だというふうに感じております。

また、課題については次の質問等でもあろうかと思うのですけれども、町だけでできるもの、逆に相手のあるものというのがしっかりと分かってきて、町に対する例えば法律の規制であったり、そういった部分のどうやって外していこうか、そもそもできるのかどうか、そういったのをすごく考えさせられた1年間でもございました。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。そうやってこの1年間を振り返っていただきました。

そして、2年目、3年目と向かうわけですが、この1年間の中では、特に2年目、3年目に向かう途中で一番大事なのは、町長を支える役場の職員の方との連携とか、密な情報交換とか、あとは人間性とか、その辺をしっかりと連携を取るのが必要かなと思いますので、その辺のところの職員との融合というか、連携というか、その辺のところの捉え方はどうでしょうか。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 立候補するときに当たって、風通しのよい役場、職員間、また町長を含めた執行部との風通しのよい、話しやすい町長というのを私は目指してきたつもりでございます。

実際、みんなざっくばらんに話しかけていただけるし、私もなるべく若い職員を含めて声かけをするようには心がけておりますので、まあまあうまくいっているとは私的には思っております。職員にアンケートを取ってもらったわけではないので、町長が好きだ嫌いだ、あそこがよい、あそこが悪いというのは聞いてみないと分からない部分ではありますけれども、個人的には若い職員から課長クラスともざっくばらんに話をさせていただいていると。たまたま私も喫煙者でございまして、喫煙所での話というのも意外と建設的な話が出ることもありますし、これどうしましょうか、ああしましょうかというのをその場で話ができるのも、あんまりたばこを吸うのはよくないのですけれども、少ないメリットのうちの一つかなというふうに思っておりますので、職員とは今後も密にやり取りはしていきたいというふうに思います。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 そうですね。一番大事なものは、やはり内輪をしっかりと固めてもらおうと。それで、お互いに信頼関係を築くというところがこの1年間の大事なステップかなと思います。

それを考えると、いろんな意味で職員の方との交流を、私は何回か秘書課の前を通ると、町長のドアというのですか、あそこ。あそこも結構開いているときが随分あるので、結構職員の方もオープンに出入りをしているのかなという感じがするので、そういう意味ではおそらく管理職ぐらいしか入っていかないと思いますが、管理職の方とは結構密に情報交換をしているのかなという、そういう雰囲気ははたから見ても感じられます。その関係は今後も大事な絆ですので、築いていただければと思っております。

そのことが一番大事になりますので、そうするとその次の町長の公約の中で、実際にこの1年間というのは種まきどころか、現状把握ぐらいしかおそらくできていないと思うのです。それを私は知っていて言うのですけれども、現状どうなのだと、進捗はどうなのだと、あんまりいっていないのは分かっています。ただ、1年間の中で町長が思っていた、取りあえずマニフェストに書いてあった幾つかのことが実際には実行に移っているというところもありますので、その辺のところを何点か紹介していただいて、この1年間の進捗状況をちょっと教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 実際、自分で自分に点数をつけるのもなかなか難しい部分がございますので、私のマニフェストに対して各課に投げて、どれぐらいできているのか、進捗状況はどうなっているのかという部分を客観的に出してくれということで、産業促進、教育・子育て・福祉、安全・安心、広域連携、インフラ整備という、5つの大きな部分について進捗状況をパーセントで一応上げてきてくれということで、つい先般いただいたところなのですからけれども、一つ一つちょっと長くなるかもしれませんが、1番の産業促進というところで、産業団地の新規造成と企業誘致、実際これは申込みについて動いてはおりますが、進捗ということになればまだ10%ほどかなというふうに認識をしております。

農業支援、農地の荒廃、景観の悪化を防ぐ、さらなる農地の集積の支援、Uターン定住者の獲得、新規就農者、法人化の支援、スマート農業への補助ということで話を進めてきているところなのですけれども、簡

易圃場整備につきましてはむらづくりのほうが令和8年度から飯野地区でも始まるということで、そちらのほうで整備のほうを進めていただきたいというふうに思っておりますし、畦畔の除去を令和9年度以降実施をするというのを検討するというふうに聞いておりますので、その辺についてはある程度の農業支援が今後できていくかなというふうに思っておりますし、農業者等営農継続支援事業補助金ということで、おおむね34万円以上の農業機械等を買えば10万円の補助がつくというのは、今年度の4月から新しくつくった補助制度でございます。これは町の単費で運営して、なかなかほかにはない補助制度だというふうには自負をしているところでございます。ですので、今の農業支援等のところは50%ぐらいの進捗かなというふうに見ていただいております。

商工会との連携強化、商工業者と町の関係の強化、特に起業者、若手経営者を支援していくという部分につきましては、進捗率が30%ぐらいと。住宅リフォームについては、商工会への商品券で対応しているということで、町の業者、またそれを使っていただく町の商工業者にも恩恵があるという形。それと、今回特別に物価高騰対策支援金ということで、商工会の会員の方に2万円を一律で補助支援金ということで出させていただいております。進捗率は30%。

次の教育・子育て・福祉の部分なのですが、学校教育の質の向上、東西小学校体育館へのエアコン導入ということで、今年の6月末をもってエアコンの設置は完了しております。これ100%できていると。

小中一貫校の研究ということで、これも考え方にもよるのですが、どこまでが小規模校なのかという部分で、教育長と話し合いをしながら、教育現場との話の中でまだまだ板倉、子供たちの数がどんどん、出生数から大体分かってくるのですが、まだ700人からいますので、これを一貫校にする必要はまだないのかなという形で、もちろん研究はしております。先進校を視察に行ったり、来年の1月末には川場学園の視察のほうも予定しているところでございます。ですので、進捗としては30%ぐらいかなというふうに評価をいただいております。

不登校児生徒へのケアの充実、板倉中学校内へ校内教育支援センターを設置させていただきました。今年の4月からでございます。現在14名の生徒が入級し、支援を受けていると。また、教育相談員を各学校に1人ずつ配置をいたしております。70%の進捗というふうに考えております。

農業体験を通じた食育の実施という部分で、板倉中学校2年生が職業体験学習の一環として稲刈りを体験しております。自分たちで刈り取ったお米を食べる。レシピコンテストを実施しております。各小学校3年生が総合学習で板倉町の農業を学ぶ。JA青年部と連携をしてやっただけというということで、これも町がどこまで関わっているかという部分も含めると、やはり50%ぐらいの進捗かなというふうに考えております。実際、食育という部分に関しましては、板倉町学校給食無償化で食材の会から食材を提供していただいて、そういった町の特産品についても子供たちに教えながら給食の中で進めていくということでございます。

また、町立保育園と児童館の一園化の早期実現という部分につきましては、町立保育園の一園化につきましてはもう来年度から一園化をする予定、新年度からは一園化になります。ただ、新しい園舎、児童館の建物ができるのはまだちょっと先ということで、今現在でありますと令和7年度、今年度中に建設用地及び面積の確定、用地測量、用地調査及び土地収用法の認可を申請するという運びになっております。令和8年度に用地の買収、物件補償及び設計業務委託を発注する予定です。令和9年度、工事発注、令和10年度、年度

中の完成を目指して、でき次第引越してもらおうというような段取りを予定しているところです。ですので、新しい園舎に関しましてはまだ10%ぐらいしか進んではいないという認識でしております。

また、農福連携を推進して、障害のある方の社会進出を応援すると。これは応援したいとは思っているのですが、すみません。今のところ手がつけておりません。

安全・安心の部分ですけれども、避難所の一部で太陽光発電、蓄電池の導入を検討ということで、具体的な検討は今のところできていないというような状況でございます。ゼロ%。

防犯カメラ増設を推進、家庭用防犯カメラ設置費補助金を新しく新設いたしました。令和7年12月1日現在、83件の申込みをいただきました。また、町が設置している防犯カメラというのも51基、これは随時更新をしているところなのですけれども、これにつきましては100%できているというふうに自負しているところでもあります。

自主防災組織と防災士の連携強化、防災士、自主防災組織と協力して活動しております。本年度開催の防災訓練において町と連携し、受付や啓発を実施いたしました。防災士の活動は活発になってきております。今後は、避難所設置、運営等の研修を実施して、より効率的といいますか、実働的な組織として応援をしていきたいというふうに思っております、進捗は50%。

情報発信の強化という部分で、令和2年2月から町の公式LINEの運用を開始いたしました。令和7年度、今年度にシティプロモーションで旅色の動画、電子冊子、紙冊子を制作いたしました。今年度、地区別行政懇談会を開催し、町長の取組、伝えたいこと、令和7年度主要重点事業等概要説明、参加者との質疑応答、意見交換と、この3部の構成で実施をいたし、町の私の考えを述べさせていただいたところでもあります。これに関しては、一応100%という評価はいただいているのですけれども、受け手のほうのお話もございませんので、これについてはもっともっとできることはあると。実際、町SNS等で、町のエックスとか町のフェイスブック、町のSNS等を今後活用、新たにつくっていくのも必要なのかなというふうには考えているところです。

また、町長フォトニュースということで、逆にこっちを見ている人が多くて、頑張っているねとは言ってもらえるのですけれども、それを見て一応町長も遊んでいるのではないのですよというのはアピールはさせていただいているところです。

広域連携の部分の関東どまんなかサミット会議も4市2町の連携を強化するというので、毎年1回なのですけれども、どまんなかサミットの会議を開催しております。公の施設、相互利用に関する協定を締結いたしまして、約180施設の相互利用、これ同じ金額で利用できるという部分について連携しております。また、遊水地を囲むということですので、遊水地での容量アップ、またイノシシ対策ということで、4市2町で2回ほど、国、また国会議員のほうに陳情にも行ってまいりました。一応これ進捗率100%になっております。

インフラ整備、国道354の4車線化実現ということで、実際進んでおりませんので、ゼロ%。これについては、もう県にどんどん何度も何度も足しげくではないですけれども、今までの前町長からずっと引き継いでやっているところがございます、今年度も年明けには県のほうにこれについて行く予定になっております。実際、この東毛広域幹線道路建設促進連絡協議会というのがあるのですけれども、この協議会の中で4車線化が進んでいないのが館林インター以東、要は板倉町だけということで、ほかの協議会に参加していた

だいていた市や町、村の方も一応もう自分たちの要望が通ってしまったので、あまり一緒に活動がなかなかできていない部分はあるのですけれども、一応私が会長ということになっておりますので、他自治体にも声をかけながら、早期の4車線化を目指していきたいというふうに思っております。

次の主要幹線道路の新設整備ということで、主要幹線道路の整備については前政権下にて、ちょうど1—12号線を北地区へ延伸する構想を検討しております。この構想を破棄したわけではございませんが、今後の板倉町全体構想の中で利根川新橋建設や工業団地の造成を検討する際に、これらの構想と併せて中央幹線道路の検討が必要になるといいますので、町の全体構想の中で今後検討していきたいというふうに考えております。ですので、今のところ進んでいないということでゼロ％。

利根川、渡良瀬川への新橋建設促進、加須市とは協議を進行中、栃木市とも意見協議を模索しているというところがございます。埼玉県加須市と加須・板倉利根川新橋建設促進協議会を組織し、毎年度、群馬県知事と群馬県議会議長、埼玉県知事及び埼玉県議会議長に対し、早期実現に向けた要望活動を行っているところでございまして、12月23日には埼玉県の埼玉県庁、加須市長と共に陳情に行くと。年明け1月7日の日に群馬県知事向けに群馬県庁に加須市長と共に陳情に行くという予定もできておまして、毎年、促進協議会というのもある程度の議員の皆さんの参加をいただいている。そこで意見交換をしているということで、一応動きはしっかりやっているということで100％の進捗率です。

私がチャレンジしたいことというのはマニフェストではないので、実際に進捗率は出ていないところでありますけれども、ある程度1期4年のマニフェストでございまして、それに対する進捗ができてしまった部分については、また新たなマニフェストを今後考えていくし、また新たに出てきた重点施策については、都度都度推し進めていきたいというふうに考えております。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。こんなに丁寧に回答してもらおうと、時間が過ぎてしまったなと思って今心配しながら時計見ていたのですが、今町長から、いろんな活動の報告をしてもらいました。この報告は、先月の11月22、23日の行政懇談会、本当ならば町民の方が4会場に大勢来てもらって、町長の生の声で説明を実際にしていましたので、その声を聞いてもらいたかったなというのは私は思います。私、4か所全部回ったのですが、ちょっと寂しかったなと思いました。この行政懇談会についても、後から考えると、開催日がちょっとミスったかなと。3連休の土、日か。次回に向けては、また次回いつやるか分かりませんが、その辺のところをちょっと考えてもらったほうがいいのかな。あとは、時間帯、曜日とかその辺も。あとは、ある程度若者たちも来られるような。できれば行政区の区長さんとか議員さんとか、あと役場の職員とか、その方たちは町長とは常日頃膝を交えて何だかんだ話をしていきますので、それ以外の方が各会場でいっぱいになって、実際に町長の生の声を、説明を聞いてもらえるようになればよいなと思っています。

そのためには、次の(3)番にあります、要は町政の見える化、あと情報の発信の仕方。情報の発信の仕方はよいのですが、問題は発信をして受け取る、問題はそこなのだ。いろんな情報を発信するのだけれども、情報を受け取るほう、そちらのほうはどういうふうな受け取り方をしているのか。それを若干今後は分析をしていかないと、今LINEが2,300ぐらいの登録、安心安全メールがやはり2,000ちょっと、そうすると2,000から超えていないのだ。その辺を今年からLINEアプリを導入して、3年か4年以内に登録者数4,000人を目標に設定して今動いていますけれども、その辺が多少解消していかないと、4,000人という近い

数字はちょっと遠いのかなという感じがしますので、その辺の情報の発信、受け取り、どういうふうな創意工夫がもし何かあれば。これもなかなか難しい問題だけれども、でもこれ乗り越えていかないと行政が一方的に発信だ、発信だといっても、受け取るほうがちゃんとどういう人が受けているのか、そこをちゃんと分析していかないとあれなのかなと思いますが、その辺のところの何か考えあればと思いますので、一言お願いいたします。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 おっしゃるとおりで、情報は発信はしているつもりでこちらは動いているのですが、それが伝わっていないと。伝わっているけれども、興味がなくてという部分ももちろんあるかと思いますが。

実際、町政懇談会のほうには思ったより人数が少なかったと。議会のタウンミーティングもちょっと顔を出させてもらったのですが、あれも思ったより集まっていなかったなど。これもやはり情報発信で、受け手の問題もあろうかというふうに思います。いわゆる時間、日程というのも今後考えていきたいと思っ

ているところなのですが、実際どこまでのことを情報発信をすれば受け取っていただけるのか。町内向けだけでよいのか、例えば町外に向けてもやったほうがよいのかという部分につきまして、情報発信は先ほど言いましたけれども、実際、町としては公式LINEぐらいしか、SNSといいますか、そういったソーシャルネットワークサービスのほうは動かしておりませんので、町のインスタグラムであったり、Xであったり、フェイスブックであったりというのも今後始動していきたいなというふうに思います。それをやったから情報発信完璧だというふうには思いませんけれども、やらないよりはやったほうがよいということで、一応私もインスタグラムやっているのですが、なかなかフォロワーが増えていかないというところもありますので、難しいところはあるのかなという気はしておりますが、何もしないわけにはいかないというふうに思っておりますので、今後さらなる情報発信に力を入れていきたいというふうに思います。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。情報発信、受け止め方、両方が大変は大変だと思うのですが、また最近だと本人が関心があるものは自分から取り込みにいきますけれども、関心がないものについては取り込みにいかないという、そういう傾向も若干ありますし、その辺のところがあるから、行政としては発信の仕方もなかなか苦しいのかなと思いますが、一応努力をしない限りは一步でも二歩でも前へ進ませるので、そういう意味では努力を重ねて、何かひらめきか何か出てくれば、何かよい案が出てくるのかなと思いますので、その辺のところも職員と考えながら進めていただければと思います。

それで、最後の質問になりますが、一応この1年間、町長が携わってきたことを踏まえて、先ほども若干町長の回答の中で、今後のことについてはこういうふうにやっていきますよと若干触れながら回答してもらいました。それを含めて、おそらく2年目、3年目になってくるとある程度、3月の新年度予算が出てきますので、その新年度予算に向けて、今12月ですけれども、1月あたりになってくると私の方針、町長の方針、こういう方向でやっていきましょう、やっていこう、やっていくのだということで、ある程度は町長のカラーが出てくるのかなと思っておりますので、その辺を含めて2年目に向けての町長の意気込みとかメッセージとかを発声していただければと思います。

○荒井英世議長 小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 議員おっしゃるとおり、この議会が終われば来年度予算のヒアリングに入ってまいります。

実際そのヒアリングに入る前に、町長の来年度の重点政策は何ですかということ聞かれておまして、町当局のほうにはそれについては伝えてあるところでございまして、公園、群馬の水郷を含む整備に関すること、空き家を活用した移住、定住促進に関すること、保育園、児童館の一園化に関すること、産業用地に関すること、道路橋梁の整備に関すること、教育施設の充実に関すること、観光、文化振興に関すること、小中学校一貫校化の検討に関すること、公共交通、交通弱者対策に関すること、あと一応マッチングアプリの活用に関することというのを挙げております。なかなか現実的なものしか上げていないというふうなつもりではありますが、特に今回、空き家を世帯向けの賃貸として何とか活用できないかというようなことも関係部署には伝えてあります。空き家といっても、使える空き家と、もうどうしようもない空き家というのはあるのですけれども、特にニュータウンのほうには立派な空き家もございまして、そういった部分を賃貸として使える、先ほど尾澤議員からも言われてしまいましたけれども、2組結婚して板倉には住まない、そういった職員が出てこないように、また町に住んでもよいと思っっている方を取り逃さない、そういったためにも実際、町として何とかできないかなという部分は常に考えておりますので、重点施策というふう考えております。

それと、板倉町の中で今まで聞いてこなかったのですけれども、板倉のまちづくりを考える会であるとか、板倉町再興協議会というような団体が設立されておまして、そういったところからのいろんな政策提言もいただきますので、もちろん取り入れられる部分については取り入れていきたいというふうに思っていますが、その中でも特に道の駅について町で何とか場所を見つけてほしいとか、取りあえず町としてそういう考えはあるのかというような話も聞いておりますので、もちろん考えとしてはあります。それが、もし具体化するのであれば、ぜひ町職員だけではなくて、ほかのそういった団体の方のお力も借りて、町がよりよくなることであればどんどん積極的に進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。時間も押していますので、町長に対する質問はここまでにいたします。また、次回を3年後ぐらいに、町長の進捗を見ながら、動きを見ながら、次回質問させていただければと思いますので。私もいないかもしれないけれども。

1年間を振り返りますと、町長におかれましては町政運営のみならず、本町の魅力や課題を外に向けて発信する自治体のトップと、トップセールスとしての役割を積極的に果たしてこられたと思っております。近隣自治体との横の連携、さらには県、国との上位の機関との折衝や協議を重ね、人脈づくりと情報交換を密にして、本町の事業推進に必要な支援、協力を着実に引き寄せてもらいたいと思っておりました。こういう外向きの活動こそが、町の発展に大きく推進力になると思いますので、今後とも町長の活躍をご期待申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

2番目、生成AI、最近結構話題になっているものでございますが、近年、チャットGPTの生成AIが急速に普及して、文書作成、要約、校正などに高い精度で対応できるようになってきました。そこで、行政

においても文書や資料作成をはじめとする行政事務の効率化において非常に有効なツールであるだけでなく、住民サービスの質の向上にも大きな可能性を持つ技術であると思います。そのことを踏まえてお伺いいたします。

町の行政文書の作成に当たり、文書校正はどのように行っているのか。また、生成A Iによる文書作成支援機能の活用は今後検討していく考えはあるか、お聞かせください。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それではお答えします。

生成A Iにつきましては、適切なガバナンスと研修を前提に、住民サービスの質向上と職員の業務の効率化に資する有効な支援ツールと考えております。本町では、行政文書の作成における効率化と職員の負担軽減、町民に分かりやすい文章の実現を目指し、生成A Iを文書作成の支援ツールとして検討しています。ただ、あくまでもたたき台の作成や要約等の補助に限定しまして、最終的な内容につきましては確認、判断、責任は従来どおりこれは職員が行います。個人情報や未公表の情報の保護、正確性の担保などを優先し、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。

最近、生成A Iについてはいろんな分野で民間では活用しています。民間のように、行政のほうが真っ先に捉えるのはなかなか難しいと思いますが、その先端に行く民間のいろんな開発したものをうまく取り入れて、行政の事務効率のほうに進めてもらえればなと思っております。そういう意味では、この生成A Iを使うことによって、先ほどもちょっと出ましたけれども、行政内部の要約とか文字起こしとか、あとは誤字脱字、その辺のチェックとか、そういうのがおそらく人間の手でやっていたことが、多少はこの生成A Iを使うことによって省けるのかなと思います。ただ、先ほども最終的には役場というか、地方公共団体が発行する資料については信頼性とか信用性とか正確性とか、それがやはり一番大事になってきますので、そのところを抜けないようなチェックのところは、生成A Iプラス人間になるのかなと思いますが、その辺の考えでよろしいのでしょうか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 そうです。あくまでも生成A Iはたたき台という認識で、最終的な判断は人間が行うようにしたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 行政文書に関しまして、私も結構議員になって10年は経つのですが、いろんな行政のほうから文書等が来ます。時たま、字が間違っていたりとか、そういうのは私ちょっと目についてしまうのだよね。それなので、できればああいうのはやはり減らしてもらいたいなと、余計な気を遣う必要もないと思うのですが、ちょこちょこそこがあるので、そこはやはり人間がやることなので、ヒューマンエラ

一が万に1回ぐらい出てきますので、そういう意味ではしょうがないのかなというところもありますが、そこは今後なくしていただければなと思っております。

この生成A Iを使って、活用するのに何が一番効くのかなと。先ほどもちょこっと出ましたが、やはり要約とか文字起こしとかそれを考えると、今、総務課のほうで若干トライをしているという話も聞きました。実際にやってみた上で、どんな進捗になっていくのか、お答えができればと思いますが。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 生成A Iの一つに議事録作成A Iというものがあるかと思います。こちらにつきましては、A Iが会議の音声を自動で文字起こしすることによって、議事録作成を効率よくできるということになっております。こちらにつきましては、そちらのソフトというのですか、そちらを現在使用しております。クラウドサービスですけども、そういったサービスを用いまして今後も本格的に運用を開始すべく、現在は検討段階ということで、今後は全庁的な運用に向けて進めていきたいと思っております。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。生成A I、使えば使うほど効果的には結構出てくるのかなと思います。それを使っていく上で、今後おそらくその辺の進捗というか、流れを見ながら、現在使っているのを点検しながら、全庁的に職員のほうにもこの部分については普及していこうかということにもなるのかなと思います。

そういう意味では、今はネットの社会はいろんな意味で個人情報の流出とか、それが結構騒がれておりますので、このチャットGPTも個人情報を入れてしまうと世界中に情報が流れてしまうと。だから、小林武雄、昭和二十何年生まれと入れてしまうと、ばあっと世界中に流れていくと。そういう意味では、この個人情報の入力とか、それについてはある程度規制はしていかないと駄目なのかなと思っておりますが、こういう生成A Iについて、町、県レベルでは結構協議をして、研修とか生成A Iの本来的な目的とか知識とか、その辺の職員の研修とかは予定はされているのでしょうか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 それではお答えします。

生成A Iは、町民に分かりやすい文書の作成と職員の業務効率化に寄与します。生成A Iの利用につきましては、これを全庁的に推進するために、全職員を対象に今後研修を実施していきたいと考えております。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。

全庁的には教育をしていってほしいと思いますが、その中でやはりガイドライン、そういうものについてもある程度は町単独ではなくて、上層部のほうからの情報をもらいながら広めていくのが必要なのかなと思っておりますが、その辺の捉え方はどうでしょうか。

○荒井英世議長 荻野総務課長。

[荻野剛史総務課長登壇]

○荻野剛史総務課長 ガイドラインにつきましては、本町では行政文書の作成支援としてのA I活用の検討に当たり、板倉町セキュリティーポリシーに基づきまして、まず安全性、正確性、透明性を確保するための板倉町生成A I利用ガイドラインを作成しております。

このガイドラインにつきましては、A Iを取り巻く技術の急速な進展、新たなリスクや課題の顕著化、利活用の進展状況を管理する法令や国のガイドラインなどの改定を踏まえまして、必要に応じて見直します。また、セキュリティーポリシーにつきましても同様に、国のガイドラインの改定等を踏まえまして、必要に応じて見直し、改定を行っていく予定であります。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。まだこの生成A Iについては、行政でいくと駆け出しというか、使い始めのところですので、そういう意味ではほかの自治体とか民間の動きを見ながら、正確性が一番行政文書は大事ですので、その辺のところを考えながら、今後の導入に向けての検討をしていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここで生成A Iについては終わりにいたしまして、次の相続登記の義務化を踏まえた公共事業の推進についてということで、3番目のテーマのほうに移っていきたいと思います。ちなみに、この3番目の相続登記の問題については、令和6年4月1日から法務省のほうで、向こう3年間のうちに相続登記をしなさいと、3年間のうちに執行猶予のうちにやらないと罰金がつきますよというような義務化と罰則が制定されて、現在その移行中というか、執行猶予中の法令でございますが、もともと義務化についてはいろんな意味で相続をそのまましない人が随分いたということで、国も県も法務局も相当困っていたと。やはりいろんな開発の関係で支障を来すということの中から、もうここまで来ると法でどうにか縛らないと駄目だろうというようなところまできたところで昨年制定したと。

それまでには、2017年ですから8年前ぐらいからこういう問題がちょこちょこ出てきて、最近の情報でいきますと、国交省の試算でいくと所有者不明土地が、現在では九州の面積を超えるぐらいの規模にまで増えてしまったということです。その話を聞くと、耕作放棄地もそのぐらいの面積になっているという感じもしているのですが、それも何か結構大きい面積なのですよね。それが、今は亡き故人のままの名前になっているということで、そうすると去年の1月の能登半島ではないですが、もしくはここですともしもの場合に、地震とかあった場合に、行政代執行なんていう場合でも、その所有者がいなければ前へ進まない。ということで、公共事業のほうにも影響するということで、国交省、法務局、そういうところで最終的には法をつくったということになっています。

内容的には、相続登記は今までは任意だったので、やってもやらなくてもいいよということになっていて、それが一番問題。費用も若干かかりますが、あと手続の関係についてもなかなか難しいから、そのままにしてみました。あと、そのほかいろいろと理由はあるのでしょうけれども、ただここまで来るとそれも見逃していくわけにはいかないということで、国のほうで考えてきたと。

そこで現状、板倉町に落としてみて、実際に板倉町の中でこの相続登記、要は被相続人のままで相続人の名前のほうに変わっていないというような件数について、一応データは私のほうで先にデータをお示しくだ

さいということで通告してありますので、数値を教えてください。

○荒井英世議長 長谷見税務課長。

[長谷見晶広税務課長登壇]

○長谷見晶広税務課長 ご質問の町内におきます未相続地の状況ということで、令和7年度に納税通知を発行した納税義務者の数、総数が7,532件、7,532人ということで、そのうち相続人が設定されている、まだ未相続であるという案件が1,394件、1,394人に上りまして、割合としますと18.5%に上ります。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。結構な割合で、その登記についてはそのままの方がいると。

関連質問で言いますが、この相続登記、今までは1軒の家に親子が住んでいたと。しかし、今は最近になってくると親子が別々に、親は板倉にいるけれども、子供さんたちは地方に行ってしまうと、ここにいないということになっていくと、意外と土地の感覚とか、自分の土地なのだろうけれども、その感覚が薄れてきてしまって、意外と相続のやるとかやらないとか、そういうのが意外と捉えていないのかなと思っています。昨日も若干常任委員会のところで行政相談でしたか、あそこの中でやはり結構相談が来ているという話ですが、こういう相続に関しては亡くなったときのタイミングで住民課、税務課、関係部署あたりで連携をしながら、催促というか1年以内ぐらいにやってくださいよと、そういうようなアナウンスとか、そういうのをやっているのでしょうか。

○荒井英世議長 長谷見税務課長。

[長谷見晶広税務課長登壇]

○長谷見晶広税務課長 お答えいたします。

土地の所有者の方が亡くなって、相続人さんが死亡の手続、窓口のほうに来られた際に、やはり令和6年4月1日から義務化になったことにつきまして、また手続を完了するまでは相続人代表者の届出を出していただくとか、相続登記を誰かに頼むということで司法書士さんのご案内とか、先ほど議員さんからもありましたとおり、やはり相続となりますといろいろな心配事、専門的な案件、相談等もありまして、住民環境課のほうで行っております法律相談のほうもご案内をさせていただいて、まずはそういった心配事を取り除いていただいて、しっかりと相続登記を行っていただくように窓口では丁寧に説明をさせていただいているところです。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 もう一つ追加で質問するのですが、この相続登記の関係、実際には登記が太田法務局に登記しないと駄目なのだよ。あそこが終わってからでないと、正式には相続人にならないということになりますので、法務局のほうからの連絡とかアナウンスとか、そういうのはタイミング的にはどんなタイミングで来るのですか。

○荒井英世議長 長谷見税務課長。

[長谷見晶広税務課長登壇]

○長谷見晶広税務課長 お答えします。

法務局との連携ということでは、毎年5月に固定資産税の納税通知書を発行させていただいておりますが、その中に法務局から頂いたリーフレット等を同封させていただきまして、納税義務者の方に義務化に対しては周知を図っているということと、法務局のほうの登記簿には所有者の方が亡くなった情報がまだ付されていないということになります。実際に相続登記があって初めて所有者が亡くなったのだということで、今回の義務化で法務局のほうも罰則規定を設けましたので、その辺の把握も今後していかなければならない。そういった中で、町と法務局のほうでさらに連携を深めていって、何とか期限内に登記が完了するように推進を図るという予定となっております。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 2番目の相続登記から発生する公共道路工事に関係して、過去に常任委員会などで質問するとずっとあるのですね、未相続の土地が。それについては、都市建設課のほうではどういうふうな過去の分については対応、処理をしているのか、お聞かせください。

○荒井英世議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 過去の未相続案件の登記ということですが、現在、担当的には約350筆、過去のものでございます。この中にはいろいろ理由がありまして、相続が終わっていないのが確かにメインのような土地にはなっています。これを随時できるものをピックアップして、毎年4月以降、7月から夏場にかけて相続完了したかしていないかを全て再確認いたします。その中で相続が完了したものはもうできることなら登記をしたいということで行動はするのですが、その中でもできるもの、できないものがいろいろありまして、例えば現地の土地の形と公図の形があまりにも違う場合は登記がなかなか困難であるとか、それと抵当権、休眠抵当権、大昔の抵当権とかですか、そういうのも町のほうで外せないものですから個人で動いてもらわなくてはならないとか、そういう土地が多々残っております。過去に毎年10から20ぐらいを平成の終わり頃は絶えず処理をしていたのですが、最近処理のできるものを見つけるものが鈍化してきておりまして若干少なくなっておりますが、今後も未登記、町の所有すべき土地につきましては努力して、先ほど言った350をできるだけ早いうちに消したいなどは考えております。

以上です。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 最後の質問になってしまいますが、道路工事をやっていて過去の場合、もう既に道路として共用して使っていると。未相続のままだと、その辺のところは問題はないのですか。何かそれに対処する法律とか、そういうのがあるのでしょうか。

○荒井英世議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 本来であれば、町が取得した土地に対して道路を造るという行為をなすべきが通常の流れになります。ただ、過去に起こってそういう未登記のまま道路を造っている、これにつきましては、契約書があるのもありますし、おそらく個人の了解を得て道路を造ったという経緯もあるのですが、本来であれば全て町の所有物にすべき土地になっています。

ただ、そういう未登記がある場合につきましては、道路法の中で所有権は認めるけれども、使用の制限、その土地に対して使用することの制限をかける法律がありますので、町道認定等をかけた県道ですとか町道認定、町道番号ついている町が管理しますよと宣言した土地につきましては、むやみに土地をいじることができないという法律に守られていると解釈しております。

○荒井英世議長 小林武雄議員。

○8番 小林武雄議員 ありがとうございます。

時間になりましたので、最後締めたいと思います。相続登記義務化は、単なる相続登記の変更ではなく、町の未来の土地管理と公共事業推進の基礎づくりになる重要な制度であります。未相続土地を放置すれば、行政コストが増大し、町の整備や復旧にも遅れが出ます。町民、専門家、行政が一体となり、前向きに取り組むことをお願いいたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。ありがとうございます。

○荒井英世議長 以上で小林武雄議員の一般質問が終了しました。

ここで休憩いたします。

15時45分から再開いたします。

休 憩 (午後 3時31分)

---

再 開 (午後 3時45分)

○荒井英世議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告6番、須藤稔議員。

なお、質問の時間は45分です。

須藤稔議員。

[2番 須藤 稔議員登壇]

○2番 須藤 稔議員 議席番号2番、須藤です。私が最終質問者になりますが、皆さんもお疲れと存じますが、少しよろしく願いをいたします。

農地の荒廃の対応についてお伺いをいたします。私がいろいろと考えている、いろいろな意見をもらいましたら、どこの市町村でも耕作放棄地が今以上に増す懸念があると言われております。当町では、耕作放棄地が平成22年には98ヘクタール、平成27年には135ヘクタールと、5年間で37ヘクタール上昇傾向がありますが、現在の休耕農地の面積はどのくらいあるのでしょうか、伺います。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えをいたします。

先ほど百何十ヘクタールとかというお話があったのですけれども、こちらで想定している面積と乖離があるかと思いますが、ちょっと説明させていただきます。まず、現在の耕作放棄地の面積ということでございますけれども、耕作放棄地というものの定義が、これが5年に1度調査が行われます農林業センサスで定義をされているものでございまして、これから令和2年の調査から調査対象外という項目になっておりまして、その代わりという形で説明させていただきますが、農業委員会では農地法第30条の規定に基づきまして年に

1回、町内農地の利用状況調査といたしまして遊休農地を調査しておりますので、その遊休農地ということでお答えさせていただきます。

今年度につきましては、10月15日と16日の2日間、農業委員10名と農地利用最適化推進員12名で、あとそれにプラスをしまして産業振興課の職員が実施をいたしました。ただ、今年度の調査結果につきましてはまだ集計が整っておりませんので、昨年度の結果ということで申し上げさせていただきますが、遊休農地の面積といたしましては23.1ヘクタールということで、町内の耕地面積全ての合計が2,120ヘクタールでございますので、そのうちの23.1ということで、約1.1%が遊休農地ということで、100のうちの1、1%ぐらいが遊休農地ということになっているということでご捉えてございます。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 全国的に10年後の農地後継者未定が増加してきたということがあります。

その中で、群馬県では後継者が決まっていない農地が、10年後には62%に達するというデータが上がっております。町の10年後の農業後継者未定予想面積はどのくらいなのか、お伺いをしたいのですが。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 お答えいたします。

これにつきまして、群馬県で62%というのが上毛新聞等にも掲載されていたかと思っておりますので、その関係のご質問かと思っておりますが、こちらに10年後ということで、こちらが後継者が未定であるということの予想面積ということの捉え方で記事にも出ていたかと思っております。これについては、国において高齢化や人口減少が今後本格化をしていく中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大がさらに加速をしていくと、また地域の農地が適切に利用されなくなることを懸念してということで、令和5年の4月に農業経営基盤強化促進法等の改正法というのが施行されてございます。

この改正後の法律の第19条の規定によりまして、市町村は農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、農業上の利用が行われる農用地等の区域における、ちょっと言葉がいろいろ複雑になってしまいますけれども、農業経営基盤の強化の促進に関する計画ということで、これがいわゆる一般的には地域計画と呼ばれているものでございますが、こちらを定めるということが規定をされました。

本町におきましても、この地域計画を農業者、また農業委員会、JA邑楽館林や邑楽土地改良区等の農業関係団体による話し合い、またこれを協議の場と申しますけれども、こちらを踏まえまして、昨年度の末に地域計画を策定したところでございます。この地域計画というのが、地域農業の将来像を明確化するとともに、農業者の減少下における10年後の農地利用の明確化、この田んぼを10年後は誰がつくっていますよというのを、それを簡単に言うと地図に落としてあるというようなものがその目標の地図の計画ということになりますけれども、そちらの農地利用の確保と農地の集約化を目指してつくっているものでございます。

板倉町におきましても、この地域計画というのが板倉町で1つということではなくて、4つの地区に分けてつくってございまして、まず1つが五箇谷土地改良区というのをやっておりますので、その区域を対象としました五箇谷地区というのが1つつくってございます。また、まきば幼稚園の北側の辺りを想定したもので、これが城沼地区という名称で地域計画というのをつくっております。あと、板倉工業団地の東側になりまして、ニュータウンの間の部分なのでございますけれども、あそこの部分が沼郷北部地区ということでつくってあ

りまして、ここまで土地改良を実際に行った3地区がそれぞれつくってありまして、残りの部分を全域としまして板倉地区というので、それを全部合わせて4地区ということでつくってございます。

その4地区の全体の計画ということで全部足し上げたものの計画ということになりますけれども、こちらにつきましては策定時における農業振興地域のうちの農用地区域内の農地の面積というのが1,925.4ヘクタールということでございまして、こちらの集積率が55.7%。先ほど群馬県ですと62%という形になっていたと思うのですけれども、板倉町につきましては板倉版の数値にしますと55.7%ということになる計画となっております。若干、県よりは低くなるということになります。10年後もその結果を維持していくということの計画となっております、55.7%というのがどういう面積になりますかと申しますと、10年後における集積の面積が1,072.7ヘクタールとなって、残りの852.7ヘクタールが後継者未定の農地面積ということになります。今現状、この人がつくるよというのが地図上明確になっていないところが852、この土地は誰々さんがつくりますよというふうに地図に落としてあるのが1,072ヘクタールと、そのような形の計画となっております。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 私も農地を持っているので、今のところは私が管理すると。だけれども、次の世代、私がいなくなった場合、もう自分の要するに子供や何かはもうほとんど不可能だということが今もう分かっているわけです。そのような形が、我々の高齢者から聞きますと、今後どうするのだといったら、全く考えていないと。では、どうしたらいいだろうという形でいろいろと我々も考えたのですけれども、やはりもっと、今の予想よりももっと増えるのではないかと自分なんかは考えています。そのような形で、自分なんかも何とかきれいにしておきたいなということを考えているのですけれども、やはり自分がいなくなると本当に何もできないと。でも、やはり子供に託さなくてはならないと。子供に託さない場合は、JAとか行政とか、何らかの形でそれを維持してくれたらどうかなという形を自分なんかは考えているわけです。

そのような中で、町長の公約で農業支援の中で農地の荒廃、景観の悪化を防ぐとありますが、増加傾向にある農地の荒廃、荒れ地を今後どのような対策を考えているのか、ちょっとお伺いをしたいのですが。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 先にお答えさせていただきます。

今後の農地の荒廃を取り組む仕組みというか、どのようにするかということでの答えになりますけれども、こちらの農地の荒廃を防ぐ取組といたしましては、圃場整備を推進していくことも必要ですけれども、先ほど町長が公約の中で話も少し出ていたかと思えます。そういったこと以外のものとしましては、まず現状の農地の耕作放棄地を拡大させないということが重要であるかなというふうに考えておりまして、その対策といたしましては農地のあっせん、借りていただく、貸し借りということですか。誰かに作っていただくというのがまず優先かなと思っております。

そういった形で、高齢化が進んで耕作ができなくなった農地につきましては、農業委員、また農地利用最適化推進委員がいらっしゃいますので、近隣農地の耕作者等への相談を行っていただいて、今よくあるのが隣の人が作ってくれるとかというのが一番多いケースですけれども、また大規模でやっている方、そういった形で耕作者が決まった農地につきましては、農地中間管理機構という今そういう制度になっていますけれ

ども、そこを通した契約で基本的には10年間の契約としていただいて、引き続き農地を活用していただけるのが一番よいのかなというふうに思っています。

また、年に1回行っていきます農業委員等によります農地利用状況調査におきまして、遊休農地とされた農地の地権者、また耕作者につきましては、農地の適正な管理を行っていただくように、草ぼうぼうになってしまうとなかなか大変なので、早め早めにそこらの管理をしていただくようにそういったことを通知して、実際にはもう森みたくなくなってしまっているようなところもあって、なかなかそういったところは急には難しい、なかなか手がつけられないという状況もありますので、そこまでいく前の早め早めのところで防いでいくのが一番効果的なのではないかなというふうに考えているところでございます。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 農地の貸し借りができるような、そういう場所だとか、面積だったらいいのですが、やはり住宅地だとかぼ地だとか、貸し借りもできないようなところなんかは、本当にこれから壊していくような形がほとんどできるのではないかな。要するに大きい田んぼだとかというのは誰かが作ったり、いろいろとあっせんしてやっていくような形で、一番そういう狭いところの農地が今後も荒れていくということは、私も現実的にもう隣が荒れている、何が荒れている、それを防いでいるのが自分であって、自分がいなかったらもう防げないと。それがどんどんと伝わっていくのではないかなと。それが自分が一番危惧しているわけです。

ビクトリーで販売している板倉の名水、ピュアの森、この名水を私も旅行に行ったときにちょっと持っていったのです。ウイスキーだとか何かの割りで。そのときにバスの中で、このビクトリーで販売しているピュアの森は、岐阜の名水なのだからおいしいのですよという形で出したわけです。そうしたら、皆さん味をどうですかと聞いてみました。そうしたら、いや、まるやかでおいしいと。本当にそういう形でできるのですかと、まるやかですかと言ったら、そうですと言うのです。では、よくここのネームを見てくださいと。ピュアの森というやつ。そこの大蔵公園のお水なのです。それが、まだコンビニだとかいろんなところではまだ普及していない。館林の中村屋で大量に売っているのです。それを持っていったら、本当によく見たら、こんなに板倉の水というのはおいしいのですかと、そういう形がありました。そんな形で、意外とネームバリューで、やはり自分たちもおいしさを感じるのかなという形がいたします。

そのような形で、結局荒廃している土地をせっかくですから企業とタイアップして、そういう森を何かピュアの森とかなんとかというのでつくって、企業とタイアップで。もう荒れてしまっているのだから、そこを何とかちょっと手を加えて整備して、ピュアの森という形でやっていったらどうかなと、自分なんかはちょっと考えるのです。そういう有効利用というか、どうしようもない土地というのは。もっとも荒れてしまっている土地はどうしようもないですけども、何とか手をつけて何とかなる土地は、せっかく企業がそういう名水を出しているのですから、ピュアの森というネームの森をつくってもよいかなという、私の場合はそういう考えだとか、私はそういう話をいろいろとしますと、ある程度の方はそれもよい考えだねという話をしてくれたので、こういう形で私も一般質問でやってみますという形をしたわけです。

そのような形でやっているわけですけども、明和町では漢方薬のツムラがもう29年ですか、に大体開業するという予定がなっているわけなのですけども、日本の伝統的な薬草、比較的安易に栽培ができる医者いらずというドクダミ、それを乾燥させてお茶に利用するとドクダミ茶、これが便秘や高血圧や荒れの改

善につながるという形があるわけなのです。そして、ゲンノショウコ、それは整腸薬というかな、腸のお薬としてお茶に混ぜて飲めるという形もあります。ヨモギ、今は草餅ですか、なかなか今ヨモギを取ろうと思っても、結構どこの土手へ行ってもなかなかこのヨモギが取れないというのがいろいろ聞くのです。ですから、そういうヨモギなどを使って、ヨモギというのはちょっと調べたら、和のハーブの女王だというふうに言われているわけです。そのような形で、漢方薬の原料というのはほとんどは中国から輸入されているわけです。ツムラが90%以上は中国からの輸入だという形になっているわけなのですが、これらの栽培を何とかこれから空いていく土地に少しでもいいから、JAだとかメーカーで協力をしながらちょっとやってみたらという形も考えているわけです。

これは、館林でミカンを栽培しているところがあるのです。それが、やはりおいしいということで、保育園で摘み取りをやっているという、そういう農家もあるのです。無料でやっているのですけれども、やはり温暖化、この地域でもおいしいミカンが確かなるのです。私も自分の庭に、あれは中央公園で文化祭か何かやったときに配られた苗があるのです。あれは塩田さんが課長のときだったかな。それを植えたら見事になって、今はちょっと大きくなり過ぎて枝をもぎってしまったのですけれども、確かに味的にはおいしいです。私もいろんなところに仕事に出かけます。そうすると、ミカンがなっているとそのミカンを少し食べてよいですかというので、そうしたら須藤さん、幾らでも持っていてもよいと。それで、私なんかはもらってくるのです。そして、従業員だとかに食べさせて、黙って出すと、意外と地元だというのが分からない人がいるのです。だから、それほどそこそこおいしいミカンができると。やはりそういう形をこれから考えて、これから荒れていくような農地には何とかそういうので、木ですから、雑草は簡単に刈れるような形で栽培していったらどうかと。それもいろいろこれから農業の関係者だとか、行政もタイアップして、そしてこれを観光農園、板倉町の。ここへ来るとヨモギが摘める、ドクダミも摘める、何が摘める、これはほとんど無肥料な形なのです、栽培するのに。だから、それを板倉町のネームバリューとして、せっかくツムラというものが来るのですから、板倉には観光農園がある、薬草農園があると、そういう形で少しPRをしてやれば、幾らか板倉の知名度が上がるのではないかなと思うのですけれども。

いろんな形で創意工夫をして考えていきたいというけれども、このようなことは町だとかはどのように考えますでしょうか。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 今回の荒廃農地のお話から、まさかツムラの話が出てくるとは思わなかったのですけれども、先ほどの製薬会社ということですから、その原料は中国から90%輸入しているということは須藤議員さんからお聞きしたところですが、果たしてそのツムラさんが地元でそれを調達するというのを考えているのかなと、そこら辺もちょっと分かりませんが、板倉ではなくて明和に進出した会社ですが、仮に実際調達をするのに地元の例えば農家さんから作ってもらいたいとか、そういう考えが会社としてあるのであれば、例えば真っ先に板倉より先に明和さんですとかJAとかに、こういうふうにこれだけ作れば幾らで買うから作ってもらえませんかみたいな話を、企業としてはまずはしてくるのだろうなというふうに分んなか個人的に思ってしまうのですけれども、その話がないということは、企業としては中国から輸入したほうが安くて、経営上も成り立っているというふうを考えるのかなと思うのですが、会社のほうからこう

いうふうに作ってもらいたいという話がないのに、こちらから作りますよとかという話はまずはちょっと考えられないのかなとは思いますが、その辺のところはどんな感じで逆に須藤さんは考えているのでしょうかと逆に思ってしまいますが、そんなところでどうなのでしょう。

また、あとミカンの話が出ました。例えば耕作放棄地でミカンで、先ほどのピュアの森の名称を使ったらどうかということですが、一応会社の多分製品名になっているので、それが簡単に使えるのかなともちょっと分かりませんが、あとそれをミカン栽培とかやってみたいとか、やはり農家主体、栽培をする方がこういうことをやってみたいということで始まっていくのかなと思いますので、それはやってみたいという方がいない状態から、なかなか行政からこれを作ってみたらという働きかけはちょっと難しいのかなと。

やはりいろんなものが、先ほど町長からもお話がありましたけれども、例えばイベントとか、こういうのをやってみたいから町に協力してもらいたいというものは比較的成功的かと思いますが、町にこれやってくれとかというのは大体成功しないパターンが今まで、やはり本人がやる気になっていないと成功しないのかなとありますので、考え方としては須藤議員さんの私見ということでお伺いしておきますけれども、何となくコメントはしづらいかなという内容かと思います。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 町のほうから言えない、何から言えない。やはりそれは企業とのつながり、そういうものをちょっとでも構築していかないと、今後何にも進めないと思います。町だけでやるということは。せっかくビクトリーという会社があるのに、そのネームバリュー、いろんな形ありますが、せっかく500万円頂いたわけですよね。そういう形を、その会社のネームだとか何かで板倉の中央公園だとか、ピュアの森中央公園だとか、そういうものを企業とどうでしょうかとお話を持って行って、葉草でもそうです。やはりそういうタイアップ、ちょっと言葉をかけてみたり、そして少しでもよいから板倉で、別に売れる売れないではなく、板倉にはこういう場所があるのだという、そのPRが、板倉をこれから考えていくのに一番必要なのだと思います。

○荒井英世議長 栗原産業振興課長。

[栗原正明産業振興課長登壇]

○栗原正明産業振興課長 これは荒廃農地の質問なののでしょうか、それともネーミングライツ等の質問なののでしょうか。どのような趣旨になっているのか、ちょっとよく分かりかねるのですが。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 明和町などはキャンパックホール、また館林はカルピスホール、いろいろとネームがついていますね、企業の。ですから、せっかくですから板倉も中央公園なんかをピュアの森中央公園という、ちょっと企業といろいろとやっていけば、それこそこれからの管理でも多少でも会社側が、それはやはり行政とのつながりを持つというのが一番大切なのではないのですか。どうですか。

○荒井英世議長 ちょっと須藤議員さん。須藤さんのほうで休耕地の利活用の部分が出てきますよね。あとは、企業との連携の部分が出てくるのですけれども、その絡みでおそらく質問していると思うのですが、若干流れがちょっとずれていると思いますので、最初に戻してください。

○2番 須藤 稔議員 分かりました。私もちょっといろいろと自分の思いだとか、人が言っている思いを

話してしまうので、訂正いたします。

結局、板倉町の強みというのは、本当にこの1時間以内で都心から来るといふ形が一番の強みです。ですから、そこで何らかの形で藁草だとか、ミカンだとかといふのはどうぞ自由にちょっと取ってくださいと、やはりPRができれば、せつかくこんなに近い距離なのにもう人口減少が進んでいると。やはりこれは交流がないからといふ形で、人を呼び込むといふ、やはりそれはこれから荒れていくような農地にそういう考えを持っていけば、もう少し板倉は幾らか知名度が、人が来るのではないかなと私は考えているわけです。

明和町などは、館林と今一緒になって半蔵門線を引っ張るぞといふ、そういううわさがかなり出ているのです。いや、すごい夢のある話だと。それはどっちかといふと、板倉はどうしても南栗橋、あそこであるからもう駄目だと。だけれども、伊勢崎線は館林までと。だから、そこら辺のところ、やはりそういう夢のある、これは本当に夢ですよ、夢のある話がどんどん出てくるのです。やはりそういう形をもって、この板倉の農地もこういう形でやっていくのだ、多少試してみるのだと。そういう形をやはりこれからは必要だと思ひます。

そんな形で、この荒れ地の話はこれぐらいにして、次の課題に入ります。高齢者の社会の参加についてといふことではありますが、町として高齢者への支援補助金の中で、少ない助成金のようなものはどんなものがあるか。一番少ない助成金といふのですか、それはどのようなものがあるのでしょうか。

○荒井英世議長 玉水健康介護課長。

[玉水美由紀健康介護課長登壇]

○玉水美由紀健康介護課長 町が高齢者に対する助成金といひますと、個人といふのはあまり考えられないのですけれども、団体における助成金は幾つかあります。

考え方ですが、1回当たりの助成金なのだか、トータルでだかかなり違つてしまひますが、参考に1回当たりで一番少ないといふのは、通いの場が週1回開催してもらつていますので、1人当たり80円、感染症対策が月に1回の1万4,000円程度あります。ただ、総額でいきますと、今度は月1回以上開設するサロンについては、1人当たり150円プラス、感染症対策費といふのがありますので、一概にどれが安いといふのがとても難しいのですが、そのようなものが1人当たり1回当たりだと低額なものかと思ひます。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 うちのほうの行政区でも、年間春、夏、秋と行政区と一緒に除草だとか、清掃作業を行つている。結局、それだけですと夏場の雑草の生育がよいので、通学路や地域の生活道路に一部支障を来しているところはかなりあるわけですね。そのようなところ、地元で元気な高齢者ですか、余暇を楽しんでいるような高齢者がいるわけですね。その高齢者が率先して、その場所を何回か除草しているわけですね。そのような形でやっているわけですねけれども、これがいろいろと自分自身のフレイルの対策にもなると、それで参加をしていると。それは、老人クラブの中でも一部ですね。そんなに人数多くないですから。そのような形で積極的に行つて、地域、町の生活道路、草を刈つたり、いろいろと拾っている。結局、そのときにみんなお茶が欲しいわけですよ、せめて。ですから、それを年間で、その合間ですから、行政区と行政区の合間に草が生えたらやると、そういう形でやっているわけですね。そういうような形では、幾らか少ない助成だとかといふのはできるのでしょうか。老人会の中でやっているのですね。

○荒井英世議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 道路除草関係で何かしらのお茶程度ということなのですから、板倉町でそのような補助制度は実際ございません。ただ、その中で群馬県のほうで年額2万円程度なのですから、県道とか県の施設を、堤防でも何でも県の施設かなと思うのですけれども、そのほうで道路清掃に、町道もやって当然なのですから、県道を部分的に絡めていただければ、群馬県のほうで補助をやっている制度がございます。これは、板倉町内の行政区なりが皆さん参加していただいている制度ですので、団体であれば手を挙げていただければ可能かと思えます。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 県道のそういう花と緑のそれは、私どものほうの老人組合でやっているわけです。それは県道。でも、やはり町道だけでどうしても通学路だとかいろいろあるわけです。うちのほうをちょっと見てもらえれば分かるのですけれども、そういうところは全くどこからもお金が出ないわけです。でも、やはり子供が通るのだから、みんなで元気な高齢者、本当にやる気がある人、それがやっているわけなのです。そういう形で、何らかのやつができないだろうかとというふうに考えているわけです。どうでしょうか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 うちのほうでまちづくり推進事業というのが30万円の事業があるのですけれども、それは当然役員とか決めてもらって、構成団体をしてもらって、計画をつくってもらって、町のほうに提出をし、それが承認されれば、そういう飲物代とかは一応出すことができますと思いますので、ぜひ検討していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 まちづくりというと、やはり金額が大きくなるわけです。草刈りぐらいでは、実際5人でやってもジュース1本ずつ、そういう形を。まちづくりは分かっているのです。だけれども、そこまで要するに労力がないのです。だから、ほんの少しくいうことをやった場合に、今はみんな自腹でそれをやっているわけです。でも、せめて少しでも行政から応援があれば、みんなも行政もちゃんとやっているのだと。逆にそれをシルバーか何かでやってもらえば物すごくかかるわけです。我々が現在県道をやっているのに、これ年3回やって写真も提出する。全部書類も提出する。そうすると2万円もらえるわけなのですから、それを計算しますと3万円も4万円もかかるわけなのです。我々の労力と機械を使ったり何かすると。だから、県のほうはそういう形でやってもらって本当にありがたいわけです。でも、我々が実際そろばんをはじくと、本当に実際機械を使って、そしていろいろやると、何人かかると時給で計算すると、最低1時間1,000円だと。では、10人で1時間やった場合幾らだと。それを年3回やったら幾ら。これかなりの金額になるのです。ですから、そこら辺のところを、では町に、町の道が草が生えているからどうしようもないから、シルバーお願ひしますと。そのほうがよいのですか。どうでしょうか。積極的に……

○荒井英世議長 須藤さん、それは支援策を基本的に強化してほしいという意味ですね。

○2番 須藤 稔議員 そうです。

○荒井英世議長 ということです。

塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 道路除草関係で、シルバーとの兼ね合いということなのですけれども、予算的なもので。本来であれば、町と公共としては土木業者さんですとか、造園業者さんが一番似つかわしいかなと。なぜかと言いますと、契約の下に全て責任の分担があります。契約を基にちゃんとここをやってくださいね、やります。やらなかったら制裁があります。あと、町として管理業務の中で証拠書類も残さなくては、ちゃんとやっていますよという証拠書類を、後で後日、何年か先でも確認できなくてはおかしなときもありますので、そういう書類をそろえてもらうとそれなりの単価がかかります。それと、業者ではなくてシルバーさんというの、責任の所在というのははっきりしています。例えば、それをまだ町としてはやっていないのですけれども、老人会なりがちゃんと責任の所在をはっきりしていただいて、やっていただくのであれば、先ほどから言っている協働、まちづくり協働事業のほうで本当に上限が30万円というだけで、例えばそこにおられる、ちょっと名前を言っただけであれなのですけれども、ふれあい公園を管理していただいている団体さんもあります。それは少額で、自分たちでできる範疇でこれだけやりますよということで、そっちの事業で手を挙げていただいている団体もあります。そういったことで、例えばまちづくり、手を挙げていただくのも過大な請求ではなくて、事業の範疇で必要なもの、町の公共に役立つものであれば、そちらでも手を挙げていただいてもよいのかなと思っています。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 そうしますと、まちづくりでやらないと、そういう通学路もほんの少しのやつも支援ができないという形でしょうか。

○荒井英世議長 塩田都市建設課長。

[塩田修一都市建設課長登壇]

○塩田修一都市建設課長 実際そういう制度はございません。今やれるとすると、それが1つあるのかなという程度です。まだ今後どうなるか分かりませんが、検討で答えが出るかどうか分かりませんが、例えば議員さんなり、町民の方の意見として前向きに町のほうで検討するのはありなのかなと思います。ただ、それが創設できるかできないかは何とも言えないのですけれども、ただ今言っていることは、今の中で何が利用できるかというご紹介をしている程度にとどめさせていただければと思います。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いろいろこれから検討していただいて、せっかくやっているそういうものが、地域地域で広がっていけば、本当にこの板倉町がきれいになっていくということです。それを全然関係ないから、もうそっちはそっちだという形になると、もうやらないという形。私どもの地域なんかは、できるだけ自分の地域は自分で守っていこうという形なので、そういう形がもっと他の地域にも広がれば、もう板倉町というのは自分の地域は自分で守ると、やはり板倉町は自分たちで守ると、そういう考えを持っていかなかったら、本当に荒廃してしまう。そこら辺のことをこれから行政も考えていただければと。これから検討をしてくれるでしょうか、どうでしょうか。

○荒井英世議長 橋本企画財政課長。

[橋本貴弘企画財政課長登壇]

○橋本貴弘企画財政課長 結果的に、まちづくり推進事業を使ってもらえれば全然問題ないかなというふう

に思っていますし、その団体でもそういう草刈り機を使っているのであれば、新たな購入とかというのも該当になりますので、できればそういう購入とか、あとは何人か働いた人に対して飲物代等々も該当になりますし、無理に30万円にしなくても全然大丈夫です。5万円でも6万円でも7万円でも、申請を上げていただければ承認されますので、そういった町のお金を有効に使っていただいて、本当にきれいにさせていただいているのは大変ありがたいと思いますので、あとは申請だけを待っていますので、よろしくをお願いします。

○荒井英世議長 須藤議員。

○2番 須藤 稔議員 いろいろとそういう申請をすればという形でいただいたので、できるだけそういう制度を使いながら、本当に1回、県の土木のほうも1回書類出すのとそれと同じですから、簡単に写真も撮れるし、何も撮るし、1回それをつくってしまえば何回でもそれができると。そういう形で、今後ともいろいろとそういう形で利用させていただきます。

そんな感じで、以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○荒井英世議長 以上で須藤稔議員の一般質問が終了しました。

ここで議場準備のため暫時休憩いたします。

休 憩 (午後 4時24分)

---

再 開 (午後 4時26分)

○荒井英世議長 再開いたします。

---

○議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第5号)について

○議案第58号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

○議案第59号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

○議案第60号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算(第2号)について

○議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算(第2号)について

○荒井英世議長 日程第2、議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算(第5号)についてから日程第6、議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算(第2号)についてまでの5議案を一括議題といたします。

この5議案は、予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小林予算決算常任委員長。

[小林武雄予算決算常任委員長登壇]

○小林武雄予算決算常任委員長 それでは、予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして報告いたします。

12月9日の本会議終了後に審査を行いましたので、その経過及び結果をご報告いたします。本委員会に付託されました案件は、議案第57号から議案第61号までの補正予算関係5議案であります。

初めに、審査の経過について申し上げます。担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を

行いました。

続いて、審査の結果について申し上げます。議案第57号 令和7年度板倉町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 令和7年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 令和7年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 令和7年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 令和7年度板倉町下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

**○荒井英世議長** 委員長による報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいま委員長から報告のあった議案第57号から議案第61号までの5議案については、委員長の報告に対する質疑、討論を省略し、一括して採決することにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

**○荒井英世議長** 異議なしと認めます。

よって、議案第57号から議案第61号までの5議案は、委員長の報告に対する質疑、討論を省略し、一括して採決することに決定いたしました。

これより議案第57号から議案第61号までの5議案を一括して採決いたします。

本5議案に対する委員長の報告は全て可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

**○荒井英世議長** 起立全員であります。

よって、議案第57号から議案第61号までの5議案は委員長報告のとおり可決されました。

---

### ○散会の宣告

**○荒井英世議長** 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12日の午前9時から行います。

本日はこれをもって散会といたします。

お疲れさまでした。

散 会 （午後 4時31分）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 4 日 )

## 令和7年第4回板倉町議会定例会

議事日程（第3号）

令和7年12月12日（金）午前9時開議

日程第 1 陳情第 2号 町道6117号線の拡幅整備について

日程第 2 閉会中の継続調査、審査について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

○出席議員（12名）

1番	永田	亮	議員	2番	須藤	稔	議員
3番	藪之本	佳奈子	議員	4番	尾澤	将樹	議員
5番	青木	文雄	議員	6番	森田	義昭	議員
7番	亀井	伝吉	議員	8番	小林	武雄	議員
9番	延山	宗一	議員	10番	市川	初江	議員
11番	青木	秀夫	議員	12番	荒井	英世	議員

○欠席議員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

小野田	富康	町長
赤坂	文弘	教育長
荻野	剛史	総務課長
橋本	貴弘	企画財政課長
長谷見	晶広	税務課長
佐山	秀喜	住民環境課長
江田	貴子	子育て支援係長
玉水	美由紀	健康介護課長
栗原	正明	産業振興課長
塩田	修一	都市建設課長
福知	光徳	会計管理者
石川	由利子	教育委員会 事務局長
栗原	正明	農業委員会 事務局長

---

○職務のため出席した者の職氏名

新	井	智	事 務 局 長
小	野 田	裕 之	庶 務 議 事 係 長
本	田	明 子	行 政 庶 務 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○荒井英世議長 おはようございます。

本日は定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

---

○諸般の報告

○荒井英世議長 初めに、諸般の報告をいたします。

産業建設生活常任委員長から提出されました委員会付託案件の審査報告を配付しておりますので、ご了承願います。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

○陳情第2号 町道6117号線の拡幅整備について

○荒井英世議長 日程第1、陳情第2号 町道6117号線の拡幅整備についてを議題といたします。

本陳情は、産業建設生活常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

須藤産業建設生活常任委員長。

[須藤 稔産業建設生活常任委員長登壇]

○須藤 稔産業建設生活常任委員長 それでは、陳情審査結果を申し上げます。

産業建設生活常任委員会に付託されました案件につきまして、12月9日に審査を行いましたので、その経過及び結果をご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、陳情第2号 町道6117号線の拡幅整備についてであります。

初めに、審査の経過について申し上げます。陳情の趣旨及び内容を確認の上、委員全員で現地調査を行い、道路の現状や利用状況など説明を受け、慎重なる審査を行いました。

次に、審査結果について申し上げます。陳情のあった町道6117号線は、現況幅員が非常に狭く、自動車等の通行に支障を来しているほか、消防車両等の緊急車両の進入が困難な状況にあります。

このような現状を総合的に勘案して審議した結果、本路線の拡幅整備を行うことにより、地域住民等の利便性や安全性の向上が確実に見込まれ、かつ隣接地権者の同意もあることから願意を妥当と認め、採択すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○荒井英世議長 委員長による報告が終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 討論を終結いたします。

これより陳情第2号について採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の方は、起立願います。

[起立全員]

○荒井英世議長 起立全員であります。

よって、陳情第2号は、委員長の報告のとおり採択となりました。

---

#### ○閉会中の継続調査、審査について

○荒井英世議長 日程第2、閉会中の継続調査、審査についてを議題といたします。

お配りしたとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査、審査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○荒井英世議長 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査、審査に付することに決定いたしました。

---

#### ○町長挨拶

○荒井英世議長 以上で今定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

小野田町長。

[小野田富康町長登壇]

○小野田富康町長 改めまして、皆さんおはようございます。4日間の議会の運営ということで、大変お疲れさまでございました。実質、昨日の休会を挟んで3日間という中での多くの、2つの同意、また15個の議案を審議をいただきまして、大変ありがとうございました。おかげさまをもちまして全案原案の可決ということで、今後町が進むべき補正予算等も含めて審議いただき、またご同意いただいたということで、さらに町の前進のために進めていきたいというふうに思っておるところでございます。特に同意の案件につきましては、教育委員会の教育長、また教育委員のご同意をいただきまして、さらに今後も赤坂教育長をはじめとした町の教育行政については、皆さんのご同意をいただいたということで進めていきたいというふうに思っているところでございます。

12月に入って、特に今日なのですけれども、私も皆さんからすると若造と言われるかもしれませんが、寝起きが大変よくて、いつも3時、4時ぐらいに目が覚めてしまう男でございまして、今朝起きたら大変西風が強くて、いよいよ冬に入ってきたのかなというふうな感じを受けたところでございまして、昨日の天気予報を見ても、今日は寒くなって風が強くなるというふうな予報ではございましたけれども、改めて身をもって感じたところでございます。

板倉町も農業立町ということで、稲刈りも終わって、キュウリのちょうど入替えの時期ということで、農

家の皆さんも大変忙しくされているというふうにも聞いておりますが、先日、農業委員の皆さん、また農地利用最適化推進委員の皆さんと視察研修にも行ってまいりました。その中で、サラダボウルという大きな会社がある中で、そこを研修させていただきましたけれども、見做すべきところは見做すべきというふうには思っておりますが、なかなか、一企業でございますので、板倉町の農家の方でそういった農業法人がそこまで大きなことをやるのかという部分については、やってもらえれば町としても大きく支援をしていきたいという部分もありますけれども、むしろそういった農業法人の設立の仕方、またそれをどうやって運営していく運営の仕方という部分を学んでいただければありがたいのかなというふうにも思っております。

須藤議員からも一般質問ございましたが、今後の耕作放棄地、荒廃地というの、もうこれ以上増やさない、これが大事でございますし、これからそういった耕作放棄地をどのようにして農地としてよみがえらせていくのか。実は私も農家でございますし、板倉に帰ってきたときに、私の知らない田んぼが耕作放棄地というような形で認定をされていたということを知りました。実際、親からも、あそこがうちの土地だというのは聞いていなかったものですから、当然知らずにずっと過ごしてきたというところだったのですけれども、もうトラクターとか機械が入らない場所であったということで、その隣、隣の方をお願いして、何とか一体としてやっていただくのに耕作放棄地、もう随分木も生えていたのですけれども、そういった部分も何とかやっていただいて、ただでもちろんこちらは貸し出すということで、耕作放棄地を解消できたのはありがたかったなというふうにも思っているのですけれども、そういった形で、農作業をするに当たって不便があるような土地についても、隣地、隣の方がやれるのであれば、何とか一体としてほ場整備という部分も含めて今後は進めていかなければいけないのかなというふうにも考えているところでもございます。

また、小林議員のほうからも、町長は何やるのということで、私の1年間の総括をさせていただいたつもりではございますけれども、まだまだ不満があるということであれば、どんどん申し述べていただければありがたいというふうにも思っているところでございます。

藪之本議員からも、子育て世代に対する町としての支援という部分につきまして質問をいただいたところでございますけれども、町としてやれる部分はやっているということでお話をさせていただいたところでございますけれども、まだまだ足りないということであれば、一般質問という形だけではなく、いろんな形、仲間も多くいらっしゃるということですので、その辺含めて町に提言をいただければありがたい。その町の提言につきましても、議員一人一人、一般質問であだこうだと言っていたら、もちろんそれは執行部としても受け止めますし、やれるものであればどんどん取り入れていきたいというふうにも思いますけれども、町として、議会と町は2分の1、両輪とよく言われますけれども、その両輪の片輪だけで動いている今現状でございますので、その両輪の片方である議会のほうからも、議会としてこれをやってほしい、これをやるべきではないかというのをどんどん上げていただかなければ、批判をいただくだけでは町はよくなっていきません。もちろんブレーキ役として町がこれをやっている、それに対するブレーキ役としては機能をしていただいているというのはあるのかもしれませんが、両輪であるならば、町をどういった方向に進めていくのか議会としても町に提言をしていただき、できないという部分についての議論をもっと深めていくべきではないのかなというの、執行部として議会の皆様に申し述べていきたいというところでもございます。

これから今、予算、人事、ちょうど議会が終わってから来年度予算に対するヒアリングも始まります。ま

た、それが終われば人事のヒアリングも行ってまいります。皆さんに可決いただきました町の機構改革という部分につきましても、これから来年、残念ながら3名の課長職が役職定年という形で、町には残っていただけのものとは思っておりますけれども、役職を替わります。そうすると3名を係長から課長に上げなければならない。そうしたら、係長が減れば下から係長を上げなければいけない。これから大変な人事も始まってまいるといってございまして。あれをするにはこれがいいのではないかと、あれをするにはこれがいいのではないかと。皆さん言うのは簡単なのですが、少ない、ある程度の人数はおりますけれども、その中で適材適所、力のある人間をすくい上げ、町がよい方向に進んでいくために今後考えていかなければいけない時期となっておりますので、今日議会の最終日ということで、補正予算は、皆さんにおきましてはご同意をいただいたところでございまして、さらにこれから町をよくしていくために来年度予算、人事含めて進めていきたいというふうに考えているところでございまして。

国のほうではガソリンの暫定税率ですとか軽油の問題ですとかいろいろありますけれども、町は町として、国は国として、国から決めたものについては、町と下がってくるものではございましてけれども、町としてできることについては、町民の皆さんの幸せ、最大公約ができるようこれからも進んでいきたいというふうに考えております。

寒さ厳しくなってきたところでございましてけれども、議員の皆様におかれましては、議員の活動、議会に参加するだけではなく地元の皆さんの声を吸い上げて、それを町に届けるというのが議員の皆様のお仕事であるというふうに理解をしているところでございまして、ぜひ年末年始、地元の方たちとの触れ合う、またいろいろ話を聞く機会もあろうかというふうに思っておりますので、ぜひ住民の皆さんの意見を吸い上げて、またそれを議会、議員同士での話し合い、またそれを町執行部に上げてくるような気概を持って、これからの議員活動を期待をするところでございまして。

私も恥ずかしながら、昨週前半、風邪を引いてちょっと休みをいただいたこともございまして。コロナでもインフルエンザでもなかったのですが、高熱が出たというのもございまして、皆様もくれぐれも体調にはご留意いただきまして、これからの議員活動、精進されることをご祈念いたしまして、簡単ですが、お礼のご挨拶とさせていただきます。誠に疲れさまでございました。

---

### ○閉会の宣告

○荒井英世議長 以上をもちまして、令和7年第4回板倉町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。お疲れさまでした。

閉 会 (午前 9時16分)

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを確認し、ここに署名する。

令和8年2月13日

板倉町議会議長 荒 井 英 世

①署名議員 市 川 初 江

②署名議員 青 木 秀 夫